

令和6年第10回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 10月25日（金曜日）

会期 1 日間

閉 会 10月25日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
10. 25	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会 閉 会

令和6年第10回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年10月25日					
招 集 の 場 所	北中城村議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年10月25日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和6年10月25日 午前10時32分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名	出席 等別	議 席 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長			
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長			
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	健 康 保 険 課 長		上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別紙のとおり					

議事日程第1号

令和6年10月25日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第60号	北中城村教育委員会スクールバス物件供給契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（比嘉義彦）

ただいまから令和6年第10回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

屋良朝春議員が本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉 悟議員及び比嘉正志議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第60号 北中城村教育委員会
スクールバス物件供給契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第60号 北中城村教育委員会スクールバス物件供給契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第60号 北中城村教育委員会スクールバス物件供給契約について御提案申し上げます。

議案第60号

北中城村教育委員会スクールバス物件供給契約について

下記のとおり物件供給契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 : スクールバス購入
- 2 契約の方法 : 一般競争入札
- 3 契約金額 : ￥27,648,230-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ￥2,500,000-)
- 4 契約の相手方 : 沖縄県豊見城市字豊崎3番地68
沖縄日野自動車株式会社

令和6年10月25日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

別添、物件供給契約書を添付してございます。そして仕様書等も添付してございますので、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑させていただきます。

このスクールバスというのは、多分で中学校バス、いわゆる島バスということだと思っただけですが、このバスの経過年数、また運行距離はどのくらいになっているかというのと、あと財源ですね、基金残高、多分で1,000万円以上あった基金、これは島袋自治会が運賃として100円を取っていました。その流れで積み立ててやってきました。今は無料で積立てがなしということで、そのままやってくる金額だと思います。残りの金額1,000万円以上、どのような財源になるのか。当初4年前、私はこれは村長の公約としてやっていて、近いうちに買替えもあり得る、これで足りるのかという話もしていた覚えもあります。この辺、よもや一般財源から全て出すということになると、少し話が違わんじやないかなというふうを考えています。この契約に関しては、今回契約ではありませんけれども、支払いは来年というふうになっています。来年度以降どのように考えているのか。私は、補助金もしっかり入った金額の支払いが妥当だと思っています。この辺どういうふうを考えているのか、3点ですね、よろしくお願

いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

現在のバスの年式のほうですけれども、初年度登録が平成15年7月になっておりまして、21年を経過しております。運行距離のほうは17万8,000キロとなっております。

財源についてですけれども、現在、バスの基金のほうは1,460万3,049円ありまして、それを充てて、残りについては今、次年度ですけれども、一般財源のほうと考えておりますが、今年度ですね、令和7年度の予算のほうを積み上げて、可能であればふるさと納税の教育関係の資金を活用したいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

まず初めの運行距離、経過年数ですけれども、どの程度で買替えが必要なのかという基準が多分でないと思っただけですが、一般的に走行距離17万キロという話でしたけれども、今普通に、しっかり整備をすれば軽自動車でも20万キロ走ります。見た目もそんなに悪くない。経過年数は20年超してはいると思っただけですが、民間からしたら20年使うのは当たり前じゃないかなと思っています。ただ、中学生が乗るから安全性を考慮してという考えだと思っただけですが、この安全性に関しても、それじゃあこの4年間で何回緊急な修理があったのか。緊急

なですよ、車検とか法定整備とかを入れないで、そういった緊急な事例があったのか。その辺をお聞かせください。

あと、ふるさと納税から充てるということでしたけれども、これはどのくらい充てるのか。逆に私から村長に質疑したいんですけども、これは村長の公約です。4年前にどうするかという話もしました。その間、村長はどのような動きをしたのか。例えばよく内地に行かれますよね。そのときに文科省なりに話をしに行っているのか、後は防衛施設の補助金も本村は使います。防衛省とどのように考えて折衝してやっているのか。この辺村長の動きが見えないような思いがあるんですけども、この辺はどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

バスの耐用年数については、税法上の耐用年数は5年となっております。国土交通省のほうで調査した実績のほうでいくと、県内の中型バスでは17年ぐらいということで調査の結果があります。

あと、緊急性の修繕についてですけれども、昨年2回ほどバスが止まって、しばらく使えないという事案がありました。今年度についてもクーラーが故障していて、生徒の皆さんに不便をかけたという事案が発生しております。令和4年度についてはそこまで大きな修繕等はありませんでした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

課長、ふるさと納税から幾らの金額をこれに支出するのかと。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

先ほど説明したように、令和7年度、次年度

の予算のほうを積み上げて、いろんなものに活用していくと思うんですけども、財政のほうと調整して幾ら積み上げる、入れるのかというのは検討になるかと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えいたします。

このスクールバスの財源についてはありませんけれども、通常スクールバスというのは交付税がかかるわけですね。これまでは地元が運営しているということについては、公共財産ではないと。いわゆる地元のスクールバスの位置づけができなかったと。スクールバスの位置づけをすることによって交付税の措置が出てくるわけですね。それが通常いろんな面で、特定財源として9条関係の補助事業等を導入できますけれども、今回はふるさと納税、あるいはまたスクールバスの位置づけによって交付税、大体1台当たり600万円近いそれが出てきますので、それで対応できるのかなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

村長、国へのそういう補助金要請はされたのかという質疑がありましたので、それを答弁してください。

村長。

○村長（比嘉孝則）

スクールバスについて、国への要請等については特にやっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

バスの運行状況というのは理解できました。ただ、村長のこの4年間の動きですね、やっていないということです。今交付税の話をしていましたけれども、交付税は実際幼稚園バスのほうにもかかっているんですよ、実際的にはス

クールバスとして。私の調査ではそういうふうな回答でした。それも含めて、じゃあまたここでやってできるのかというのが少し疑問にもあります。今、課長から財政これからいろいろ調整しながらやると言っていましたけれども、本村の財政本当にいいのか。ずっと私やってきています。財政調整基金、3億円切って2億1千幾ら。また来月には人勸から2.5%以上の給料引上げもあります。この財政措置もしないといけない中で1,000万円以上使う、この財政の根拠が見えてこない。その中で議会に上程する。少しおかしい話じゃないですか。前から言っています。条例等に対しても、条例はつくっているけれども、関係法令ができていない。その中をすぐ条例だけを出して、関係法令は出さない、規則は出さない、こういったことも含めて少し議会に対してどういうふうに思っているのか。ちょっとこの辺が私は疑問になり、ずっと危惧しているところで、ずっと前回の決算予算でも反対の意見を出しました。今回も同じことです。財源の措置がしっかりできていない中で議会に出すということはちょっとおかしい問題じゃないかなと思っています。この辺に対して村長はどういうふうに思うのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今まで島バスに対しての財源措置というのは不足分を一般財源で充当していたものでございます。これを公共施設、公共財産にすることによって交付税が対象となる。そういった面は非常に得策かと思っておりますけれども、それについて、それが得策ではないという理由が私には分かりませんが、これは理解していただきたいですよ。我々は公共財産としましてスクールバスの位置づけをしました、島バスの。これによって我々は交付税は特定財源ではありませんけれども、交付税の基準財政需要額に算

入されますから、600万円近いそれが出てきますから、それは北中城村の財政にとっては非常に優位なことだと思っておりますけれども、それに対してこれがまずいということは言えないと思います。

財政としては厳しいものがございまして。ただし、それだけの予算捻出ということは可能だと思っております。ただ1,000万円のもの、そしてさらにこれに600万円という交付税がありますから、その分の差額分については一般財源で対応することになるわけでございますけれども、その分は確におっしゃるように財政は厳しいものがございまして。今3億円を切った財調の基金残高でございまして、それに何とか対応する。これは必要度、費用対効果等を含めて学校と児童生徒等の必要性を感じたときにはこれは当然充当すべきものだと考えております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

島袋の生徒のみの利用なのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

今回購入するバスについては、島袋の往復で使っているバスとなりますけれども、それ以外でもたまに、ほかの生徒たちが使ったりとかもしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

島袋自治会が1,460万円の基金をためていて今回これを使う。半分は一般財源からになると思うんですね。島袋よりも美崎のほうが遠くないかなと私は感じてですね、村内を回る予定は今後ないのか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

今、中学校バスだけではなくて、昨年から小学校バスについても3台動かしてまして、そのバスが今4年生までということで、それを今できるだけ高学年まで乗せるというのを考えていまして、その後に中学校のバスの検討になるかと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

小学生ではなくて、中学生の美崎の子たち、また団地とか熱田らへんの中学生の子たちの利用もできないかということですが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

今、ほかの地域も走らせてほしいということですが、小学校のほうを優先的に進めて、その後の検討になるかと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねをします。

まず、これは総務課のマイクロバス購入のと

きも伺いました。今回も一般競争入札で1者あります。念のため伺います。その理由をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

名幸議員の質疑にお答えします。

今回入札を行ったバスと同じ規模のバスのメーカーが2者ありまして、元は一緒のところで作っているバスになりまして、見積りも依頼したんですけども、忙しいのか、配車のいろいろあると思うんですけども、提出がありませんでした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これはよろしいです。

比嘉 悟議員の質疑と同様の質疑をするんですが、たしかこの島バスを無償化するときに、議会でも多くの質疑がありました。それはほかの地域の中学生はどうするのか。小学生はどうするのかということで、当時は今後走らせたいという答弁だったと記憶しております。しかし、今の課長のお話では、ほかの地域の中学生を無償化するバスは小学生を乗せた後に、スクールバスを運行した後に考えたいというお話ですが、私は順序的には逆ではないかなと思っているんです。前々から感じているんですけども、村長。島バスが無償化して、その基金を島袋自治会から村に納められて、それを活用して新しいバスを購入して乗せるということですが、もうかれこれ3年以上たちます。そうすると島バスで無償化で恩恵を受けている子供たちと、全く恩恵を受けていない子供たち、恩恵を受けていない子供たちのほうが多いんですね。もう中学校3年間、この恩恵を受けずに卒業してしまう子供たちがいる。私、これは教育格差と言って

も過言ではないのかなと。今の答弁からすると、後々考えたいということですが、もう少し中学生、ほかのバスの恩恵を受けていない地域の子供たちのことをもっと重く深刻に考えないといけないのではないかと考えておりますけれども、これに対して教育長と村長の御認識を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かに今不合理なところはございます。ただ、島袋については島バスという既得権がございまして、まずはそれを民間のバスではなくて村のバスにして、当然そのバスについては今までの島バスの運行の工程を行くと。そうしますと、まずはそこから救済すべきというよりも、そこをやるべきだろうと。スクールバスとして位置づけすべきだろうと。その後については今後検討するということになるわけでございますけれども、ただ、これについては具体的にどういうふうにやっていくのかということはある程度、また教育委員会に投げかけて、教育委員会でどういう判断をするか私としては待って、それが果たして妥当というのであれば予算をどうつけていくか、その話し合いになると思いますので、現行のところは私としては島袋を解決して、今度はじゃあ他の地域はどうするかということについては、まずは教育委員会の意見を聞いて考えたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

名幸議員の御質疑にお答えします。

議員おっしゃるとおり、やはり昨今いろいろ物価高であったりとか、家庭における教育費の負担というんでしょうか。その辺については非常に厳しいところがあって、今村長からありましたように、今教育委員会としましても、まず学校給食の問題であるとか、今言った通学に関

して安全、安心の確保と。それからそれに伴うバス賃とかそういうものについての家庭への負担については、やはり可能な限り支援をしていくというんでしょうか、そういう形で進めてまいりたいと思っております。そういうことも教育委員会の中で協議をしながら、また村長部局と調整をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

担当課も教育長もこの件に関しては、とても苦しい立場だと思うんですよ、私は。これは村長の公約で、村長に就任して真っ先に公約を1番目に手をつけたのがこの件ではなかったのかなと思っております。ですから教育委員会が云々ではなくて、そこはやはり村長がリーダーシップを取ってこの現実をどう解決するかということを考えて行動しなければならないことではないのかなと思うんですね。今村長の答弁だと、やはり現場任せになっているような印象も受けます。この島バスの件に関しては、上間議員の質疑に対しても、交付税が措置されるので得策だという答弁がありました。そうであれば、この得策ということをおっしゃるのであれば、じゃあほかの地域の中学校のバス、あるいは小学校のバス、これはどんどん積極的に行えるものではないのかなと。現実的にはかなり厳しいものがあると思うんですけれども、村長のそういうような発言、そういうような答弁からすると、私は村長がリーダーシップを取ってそういうことを図っていかなければならないことではないのかなと思っておりますが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村長がリーダーシップを取ってやるというこ

とについては、そう思います。ただ、教育委員会も一つの行政委員会ですから、行政委員会の権限もございます。我々がむやみに教育委員会に介入するというのもまた難しいものがあると思います。ただ、これについては私の公約というのは当初の島袋のバスについてだったと思いますが、全体的なバスの運行については今後検討いたしますけれども、これは私たち村長部局と教育委員会としっかりと話し合っ、これはどこまで持っていくか、今後我々の課題にさせていただきたいと思います。しっかりこれについては教育委員会と話し合いをいたします。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。
上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは反対の討論をさせていただきます。

これは村長が4年前に当選されて、先ほどあったようにの一番にやった政策だと思えます。その中でも、今皆さんの議論があったように、ほかの地域はどうするのか。島袋だけなのかというのはしっかり、私その当時からやっています。それでしっかりやっってくださいよという話をしていました。それが今この状況、予算の出

どころも分からない。それを議会に提出する。おかしいことではないかというふうに思っています。交付税措置されるという話ではありますけれども、議員の皆さん、交付税見えますか。措置されていると言いますけれども、ちゃんと交付税、これは島バスの分だよと見えません。私から言わせるとこの交付税、よく村長サイドはこの交付税ということで使いますけれども、私は言い逃れとしか思っていない。そのような財政措置の中で、しっかり交付税じゃなくて補助金、それも充てながらやっていくのがしっかりした財政措置だと思います。

先ほども質疑の中でお話ししました財政計画がない、その中でそういった見えないところをまた来年使う。少しおかしいと思います。皆さん議員として、我々はどういう立場でこっちにいるのかしっかり考えて、今回の問題をやっていただきたい。

バスの購入に関しては、私は反対でもありません。しっかりされているのか、今のこの財政状況の中でしっかりされているのか。4年前に私が一般質問でも話したことが村長はしっかりされているのかというのが問題であります。その辺をしっかりと考えながら今後の北中城村の財政問題は厳しいですよ。よく考えてやってください。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

次に原案に賛成者の発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

原案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

困るのは、島袋の子供たちだと思うんですよ。去年も故障が続いています。早めに措置してあげないと、また来年にずれたりすると、故障している間は親御さんが送迎したりしないといけなくなります。子供たちが困りますので、上間議員は反対はしていますけれども、バスは賛成

と言っていますので、今回はバスの契約ですので、私はそういう立場から賛成いたします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 北中城村教育委員会スクールバス物件供給契約についてを採決します。

お諮りします。この件につきましては異議がありますので起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立多数です。したがって議案第60号 北中城村教育委員会スクールバス物件供給契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第10回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比 嘉 義 彦

署名議員 比 嘉 悟

署名議員 比 嘉 正 志

令和6年第11回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 12月 6日（金曜日） 会期 6日間
 閉 会 12月11日（水曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 6	金	本会議	午前10時	議員全員協議会 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議長選挙 議長の常任委員の辞任 中城北中城消防組合議会議員の選挙 行政報告 議案説明
12. 7	土	休 会		各自議案研究
12. 8	日	休 会		各自議案研究
12. 9	月	本会議	午前10時	質疑、委員会付託、付託省略、討論、決定（補正予算等）
12. 10	火	本会議	午前10時	一般質問（5名）
12. 11	水	本会議	午前10時	説明、質疑、討論、決定（議案、陳情） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和6年第11回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月6日					
招 集 の 場 所	北中城村議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年12月6日 午前10時00分			副議長	喜屋武 すま子
	散 会	令和6年12月6日 午前11時11分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 別	議 席 番 号	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太		出	8 番	大 城 律 也
	2 番	屋 良 朝 春		出	9 番	上 間 堅 治
	3 番	比 嘉 悟		出	10 番	喜屋武 すま子
	4 番	比 嘉 正 志		出	11 番	比 嘉 義 弘
	5 番	平安山 和 美		出	12 番	名 幸 利 積
	6 番	喜屋武 功		出	13 番	山 田 晴 憲
	7 番	伊 集 守 吉		出	14 番	
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員			平安山 和 美		
	6 番 議 員			喜屋武 功		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也		
	議 事 係 長			與那城 世代子		
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則		教 育 長	徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁		教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦		生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一		建 設 課 長	安 次 嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子		住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭		税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹	
				学 校 教 育 指 導 主 事		
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和6年12月6日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長選挙	
4		議長の常任委員の辞任	
5		中城北中城消防組合議会議員の選挙	
6		行政報告	
7	議案第61号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第62号	北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第63号	北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について	〃
10	議案第64号	北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	〃
11	議案第65号	北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部改正について	〃
12	議案第66号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について	〃
13	議案第67号	令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について	〃
14	議案第68号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
15	議案第69号	令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
16	議案第70号	令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
17	議案第71号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	〃
18	議案第72号	団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変更概要について	〃

○副議長（喜屋武すま子）

ただいまから令和6年第11回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。

9月3日、第9回9月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

9月4日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

9月6日から26日までの21日間、第9回9月定例議会を開催しました。

9月10日、山形県最上広域圏青少年少女派遣交流団歓迎交流会がうるま市で開催され出席しました。

9月22日、北中城村陸上競技大会が開催され多くの議員とともに出席しました。

9月24日、北中城村海外移住者子弟研修生歓迎会が開催され出席し、挨拶を述べました。

9月28日、令和6年度北中つ子発表会が開催され出席しました。

10月3日、中部地区町村議会議長会10月定例総会が嘉手納町で開催され出席しました。

10月4日、第2回北中城村議会報告会・意見交換会を開催しました。

10月7日、県町村議会議長会定例役員会及び定例総会が那覇市で開催され出席しました。

10月9日、県町村議会議員・事務局職員研修会が那覇市で開催され多くの議員とともに出席しました。

10月10日、山形県三川町議会行政視察研修受入れを行いました。

10月12、13日、第39回北中城まつり・令和6年度北中城村青年エイサーまつりがしおさい公苑で開催され多くの議員とともに参加し、オープニングテープカットを行いました。

10月20日、北中城小学校運動会が開催され出

席しました。

10月22日、第10回10月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

10月23日、村社会福祉協議会会長、事務局長から福祉施策及び予算充実の要請書の提出があり、要請書を受け取りました。

10月24日、中部広域市町村圏事務組合議会議案説明会が開催され出席しました。

10月25日、第10回10月臨時議会を開催しました。

10月28日、中部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され出席しました。

同日、第12回沖縄平和賞授賞式が那覇市で開催され、副議長が出席しました。

10月29日、令和6年度北中城村イングリッシュコンテストが開催され出席しました。

11月1日、沖縄市市政施行50周年記念式典が開催され出席しました。

11月6日、中部地区町村議会議長会新旧役員表敬訪問を行いました。

11月8日、北中城村EMユニバーサルビレッジ竣工式が開催され多くの議員とともに出席し、乾杯の挨拶を行いました。

11月9日、北中城村文化協会第30回文化祭「展示部門」オープニングセレモニーが開催されテープカットを行いました。

11月12日から15日までの日程で、第68回町村議会議長全国大会・中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会が東京都で開催され副議長が出席しました。

全国町村議会議長大会は東京都NHKホールにおいて、要望・決議・特別決議を採択後、中央大学法科大学院教授の野村修也氏による「地方創生 成功の鍵」の演題で特別講演会が開催されました。中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会は東京都の地方行政経営研究所において、議会DXについて研修を行いました。

11月14日、北中城村海外移住者子弟研修生修

了式が開催され出席し、挨拶を述べました。

11月15日、第32回暴力団追放沖縄県民大会並びに暴力団壊滅沖縄市民総決起大会が沖縄市で開催され出席しました。

11月22日、中城北中城消防組合消防庁舎建設事業お披露目会が開催され出席しました。

11月23日、令和6年度北中城中学校スポーツフェスティバルが開催され出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、12月3日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和6年9月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年9月から令和6年11月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしておりますので御参照ください。

また、村教育委員会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による令和5年度北中城村教育事務点検評価報告書が提出され、お手元にお配りしておりますので御参照ください。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○副議長（喜屋武すま子）

日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、平安山和美議員及び喜屋武 功議員を指名します。

日程第2． 会期決定の件

○副議長（喜屋武すま子）

日程第2． 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日水曜日までの6日間をしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（喜屋武すま子）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月11日までの6日間に決定しました。

日程第3． 議長の選挙

○副議長（喜屋武すま子）

日程第3． 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（喜屋武すま子）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（喜屋武すま子）

異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、名幸利積議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名した名幸利積議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（喜屋武すま子）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました名幸利積議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました名幸利積議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ただいま議長に当選されました名幸利積議長より挨拶の申出がありますので、許可いたします。登壇してください。

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長に選任されました名幸利積でございます。

指名を受けまして、このような機会を設けていただいたことにまずをもって感謝申し上げます。

私は、前期に議長を経験させていただきました。その際、多くの方々から激励やお褒めの言葉があった一方で、苦言もございました。その苦言には素直に反省する部分もございます。そういった経験をこの任期途中からの議長に就任することに当たりまして活かしてまいりたい、その思いであります。

そして前回、私が議長に就任した際には議場にて激しい議論、論戦がございました。それは原因背景に村長選挙があったものと推測しております。折しも今回も村長選挙後の初議会でございます。恐らく、しばらくはしこりやわだかまりがあるかと思いますが、中立公平な立場でもってそういうしこりやわだかまりを取り除くことができれば、汗をかきたいと思っております。

そして議会改革活性化については、議会活性化委員会の皆様方と対話、会話を重ねまして、よりよい議会活性化一層に取り組んでまいりたいと思っております。

それから前議長が取り組んでまいりました所管事務調査の復活、そして議員報酬の見直し等々についても議員の皆様方と一緒に取組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様、そして村長をはじめ執行部の皆様、そして村民の皆様方に、これから村民福祉向上、豊かな生活向上のために一生懸命議長として頑張っている所存でございますので、御

理解、御協力を賜ることをお願い申し上げます。就任の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

○副議長（喜屋武すま子）

しばらく休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

○副議長（喜屋武すま子）

再開します。

日程第4．議長の常任委員の辞任

○副議長（喜屋武すま子）

日程第4．議長の常任委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、議長の退場を求めます。

議長からその職責上の都合によって、常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（喜屋武すま子）

異議なしと認めます。議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時15分 休憩

（議長入場し、議長席に着く。副議長自席に戻る。）

午前10時16分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

日程第5．中城北中城消防組合議会議員の選挙

○議長（名幸利積）

日程第5. 中城北中城消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城北中城消防組合議会議員に、名幸利積議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した名幸利積議員を中城北中城消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました名幸利積議員が中城北中城消防組合議会議員に当選されました。

ただいま中城北中城消防組合議会議員に当選されました名幸利積議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第6. 行政報告

○議長(名幸利積)

日程第6. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長(比嘉孝則)

では、行政報告を行います。

まず9月1日、第34回北中城村長杯沖縄県選抜少年サッカー大会が沖縄県総合運動公園で行われ挨拶を述べました。

同じく1日、第3回北中城村コスプレイベント。きたコスが中城城跡、そして中村家住宅、大城一帯を巻き込んでコスプレイベントが開催され挨拶を述べました。

9月5日、北中城村総合教育会議を開催いたしました。

9月8日、救急・防災フェアをイオンモール沖縄ライカムのほうで行い挨拶をいたしました。

9月16日、新百歳 慶祝訪問(村内)、お二人の方を知事と一緒に訪問いたしました。仲順の大田さんと荻道の安里さんの両者を訪問いたしました。

9月20日、第3回老人の日・老人週間イベントが中央公民館で行われ挨拶を述べました。

9月22日、第77回北中城村陸上競技大会、中城村のごさまる陸上競技場で開催されました。

同じく9月22日、米寿・敬老会合同祝賀会が和仁屋公民館で行われ挨拶を述べました。

9月24日、第50回沖縄県消防協会中部地区支会消防団操法大会に参加をいたしまして、消防団操法大会を見学しております。

同じく9月24日、北中城村海外移住者子弟研修生の歓迎会を役場で行いました。

9月28日、北中城小学校 北中っ子発表会が北中城小学校で行われました。

9月29日、屋宜原区敬老会に参加をし挨拶を述べました。

10月5日、美崎夕涼み会が美崎集会場前で行われ、挨拶を述べました。

10月9日、カジマヤー 慶祝訪問。村内のカジマヤーの方々を慶祝訪問いたしました。

10月11日、全国地域安全運動沖縄地区出発式を中央公民館で行い挨拶を述べました。

10月12日、第60回沖縄県身体障害者スポーツ大会が沖縄市コザ運動公園で行われ激励をいたしました。

10月12日～13日、第39回北中城まつり・北中城村青年エイサーまつりが行われ挨拶を述べました。

10月13日、第52回中頭郡陸上競技大会が読谷村陸上競技場で開催され選手を激励いたしました。

10月16日、元気っ子うんどう会が北中城村総合社会福祉センターで行われ挨拶を述べました。

10月19日、喜舎場公例祭が開催されております。

10月20日、島袋小学校運動会が島袋小学校で行われ、見学をいたしました

同じく10月20日、第14回中城護佐丸まつりが開催されまして、これについては出席しておりません。

10月21日、沖縄公庫市町村パートナーシップ推進会議が那覇市で行われ、参加いたしました。

10月23日、北中城村指定ごみ袋住民説明会を中央公民館で開催し、出席し挨拶を述べました。

10月27日、島袋区の中村さんの叙勲祝賀会で挨拶を述べました。

同じく27日、仲順自治会慰霊祭が行われ弔辞を述べました。

また、喜舎場公例祭が公民館で行われ挨拶を述べました。

10月29日、第30回北中城村老人クラブ連合会の親睦ゴルフ大会が大西テラスゴルフクラブで行われまして、出席はできませんでしたが、励みをいたしました。

同じく29日、北中城村イングリッシュコンテストが中央公民館で開催され挨拶を述べました。

10月30日、第4回北中城村小・中学生文芸大賞の表彰式が中央公民館で行われました。

11月1日、沖縄市市制施行50周年記念式典・記念祝賀会が沖縄アリーナで行われ出席をいた

しました。

11月2日、大城スージグラー週末美術館が開催され挨拶を述べました。

11月3日、第28回むし歯のない子表彰式が中央公民館で行われ出席いたしました。

11月8日、北中城村EMユニバーサルビレッジ竣工式が荻道地内で行われ挨拶を述べました。

11月9日、第30回文化祭「展示部門」が中央公民館で開催され挨拶を述べました。

11月10日、おきなわアジェンダ21「県民環境フェア in 北中城村」がイオンモール沖縄ライカムで開催され挨拶を述べました。

同じく10日、FC琉球 北中城村民DAYがタピック県総ひやごんスタジアムのほうで行われ、挨拶を述べました。

11月14日、北中城村海外移住者子弟研修生の修了式が中央公民館で行われました。

11月15日、第48回北中城村老人クラブ連合会ゲートボール大会が沖縄県総合運動公園で行われ挨拶を述べました。役場からも2チームが参加いたしました。

同じく15日、暴力団追放沖縄県民大会・暴力団壊滅沖縄市民総決起大会が沖縄市民会館で行われ出席いたしました。

11月16日、認知症の人と家族の会 九州沖縄ブロック交流会が北中城村総合社会福祉センターで開催され挨拶を述べました。

11月19日、人権の花運動 植え付け式が北中城小学校で行われ挨拶を述べました。

11月22日、埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化を目的とした自治体間連携に関する基本協定締結式を沖縄防衛局で、関係市町村長が参加して協定書を締結しております。

同じく22日、中城北中城消防組合消防庁舎落成式が開催されました。

同じく22日、第2回フレイル予防推進会議総会・シンポジウムにオンライン参加いたしました。

11月23日、スポーツフェスティバル（北中城中学校）に出席いたしました。

11月24日、沖縄ろう学校創立100周年記念式典が行われ挨拶を述べました。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第7. 議案第61号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第62号 北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

日程第9. 議案第63号 北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第64号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第65号 北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部改正について

日程第12. 議案第66号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について

日程第13. 議案第67号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

日程第14. 議案第68号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第15. 議案第69号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第16. 議案第70号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第17. 議案第71号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

日程第18. 議案第72号 団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変更概要について

○議長（名幸利積）

日程第7. 議案第61号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第18. 議案第72号 団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変更概要についてまでの12件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第61号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第 6 1 号

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険税条例（昭和 4 7 年北中城村条例第 5 9 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

本村の国保財政については、医療費の増大や被保険者数の減少等の要因により、非常にひっ迫している状況にあります。将来への安定的な運営と負担の公平性を目的として税率及び賦課方式を見直すため、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和 4 7 年北中城村条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(削除)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る税率)</p> <p><u>第 4 条</u> 保険税の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 100分の<u>6.60</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) 被保険者均等割額 1人につき <u>22,320</u> 円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資</p>	<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</u></p> <p><u>第 4 条</u> <u>第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分として納付した又は納付すべき固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に次条の税率を乗じて算定する。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る税率)</p> <p><u>第 5 条</u> 保険税の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 100分の<u>6.0</u></p> <p>(2) <u>資産割額 100分の15</u></p> <p>(3) 被保険者均等割額 1人につき <u>16,800</u> 円</p> <p>(4) 世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資</p>

格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第5条の2及び第17条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第5条の2及び第17条において同じ。)以外の世帯 1世帯につき 19,840円

(2) 特定世帯 1世帯につき 9,920円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 14,880円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第4条の2 第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の2.40

(2) 被保険者均等割額 1人につき 7,920円

(3) 世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 6,440円

(2) 特定世帯 1世帯につき 3,220円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 4,830円

2 省略

(介護納付金課税被保険者に係る税率)

第4条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第5条の2及び第17条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第5条の2及び第17条において同じ。)以外の世帯 1世帯につき 18,800円

(2) 特定世帯 1世帯につき 9,400円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 14,100円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第5条の2 第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の1.80

(2) 被保険者均等割額 1人につき 5,000円

(3) 世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 5,000円

(2) 特定世帯 1世帯につき 2,500円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 3,750円

2 省略

(介護納付金課税被保険者に係る税率)

第5条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得税額 100分の1.90

(2) 被保険者均等割額 1人につき 8,760
円

(3) 世帯別平等割額 1世帯につき 5,600
円

2 省略
(賦課期日)

第5条 省略
(徴収方法)

第6条 省略
(納期)

第7条 省略

2・3 省略
(納税義務の発生消滅等に伴う賦課)

第8条 省略
2～8 省略
(特別徴収)

第9条 省略
2 省略
(特別徴収義務者の指定等)

第10条 省略
(特別徴収税額の納入の義務等)

第11条 省略
(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第12条 省略
(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る
仮徴収)

第13条 省略
2 省略
(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係
る仮徴収)

第14条 省略
(普通徴収税額への繰入)

第15条 省略
2 省略
(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納
税義務者に対して課する保険税の額は、第2条

(1) 所得税額 100分の1.30

(2) 被保険者均等割額 1人につき 6,000
円

(3) 世帯別平等割額 1世帯につき 5,000
円

2 省略
(賦課期日)

第6条 省略
(徴収方法)

第7条 省略
(納期)

第8条 省略

2・3 省略
(納税義務の発生消滅等に伴う賦課)

第9条 省略
2～8 省略
(特別徴収)

第10条 省略
2 省略
(特別徴収義務者の指定等)

第11条 省略
(特別徴収税額の納入の義務等)

第12条 省略
(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第13条 省略
(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る
仮徴収)

第14条 省略
2 省略
(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係
る仮徴収)

第15条 省略
(普通徴収税額への繰入)

第16条 省略
2 省略
(保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納
税義務者に対して課する保険税の額は、第2条

第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額

第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額

の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 15,624円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 13,888円

(2) 特定世帯 1世帯につき 6,944円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 10,416円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 5,544円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 4,508円

(2) 特定世帯 1世帯につき 2,254円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 3,381円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 6,132円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき 3,920円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29.5万円を加算した金額を超え

の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 11,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 13,160円

(2) 特定世帯 1世帯につき 6,580円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 9,870円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 3,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 3,500円

(2) 特定世帯 1世帯につき 1,750円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 4,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき 3,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29.5万円を加算した金額を超え

ない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 11,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 9,920円

(2) 特定世帯 1世帯につき 4,960円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 7,440円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 3,960円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 3,220円

(2) 特定世帯 1世帯につき 1,610円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 2,415円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 4,380円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき 2,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算

ない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 8,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 9,400円

(2) 特定世帯 1世帯につき 4,700円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 7,050円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 2,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 2,500円

(2) 特定世帯 1世帯につき 1,250円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 1,875円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につき 3,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算

した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 4,464円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 3,968円

(2) 特定世帯 1世帯につき 1,984円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 2,976円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 1,584円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 1,288円

(2) 特定世帯 1世帯につき 644円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 966円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 1,752円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき 1,120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に

した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 3,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 3,760円

(2) 特定世帯 1世帯につき 1,880円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 2,820円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 1,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 1,000円

(2) 特定世帯 1世帯につき 500円

(3) 特定継続世帯 1世帯につき 750円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 1,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき 1,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に

属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,348円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,580円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,928円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,160円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,188円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,980円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,168円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,960円

3・4 省略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第16条の2 省略

(保険税に関する申告)

第17条 省略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第17条の2 省略

属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,520円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 750円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2,500円

3・4 省略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第17条の2 省略

(保険税に関する申告)

第18条 省略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第18条の2 省略

<p>2 省略 (出産被保険者に係る届出)</p> <p><u>第17条の3</u> 省略 2～4 省略 (保険税の減免)</p> <p><u>第18条</u> 省略 2・3 省略 (保険税の納税通知書)</p> <p><u>第19条</u> 省略 (村税条例の適用)</p> <p><u>第20条</u> 省略</p>	<p>2 省略 (出産被保険者に係る届出)</p> <p><u>第18条の3</u> 省略 2～4 省略 (保険税の減免)</p> <p><u>第19条</u> 省略 2・3 省略 (保険税の納税通知書)</p> <p><u>第20条</u> 省略 (村税条例の適用)</p> <p><u>第21条</u> 省略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議案第62号 北中城村総合計画 案申し上げます。
審議会条例の一部を改正する条例について御提

議案第62号

北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

北中城村総合計画審議会条例（昭和51年北中城村条例第3号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

担当課の名称を更新する必要があるため。

北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例

北中城村総合計画審議会条例（昭和51年北中城村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は<u>企画振興課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は<u>企画開発課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第63号 北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について御提案 申し上げます。

<p>議案第63号</p> <p>北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について</p> <p>北中城村地域福祉基金条例（平成6年北中城村条例第7号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p style="text-align: right;">令和6年12月6日 提出 北中城村長 比嘉孝則</p> <p>提案理由</p> <p>基金の目的を達成するために取崩し型の基金へ運用を改め、必要な財源の確保を可能とするため、条例の一部を改正する必要がある。</p>
--

北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について

北中城村地域福祉基金条例（平成6年北中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p><u>(積立て)</u></p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>(基金の額)</u></p> <p>第2条 <u>基金の額は212,908千円とする。</u></p> <p><u>2 村長は、必要があると認めるときは、予算の</u></p>

<p>(削除)</p>	<p><u>定めるところにより前項の基金に追加して積立てをすることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立相当額を増加するものとする。</u></p>
<p>(管理) 第3条 省略</p>	<p>(管理) 第3条 省略</p>
<p>(運用益金の処理) 第4条 省略</p>	<p>(運用益金の処理) 第4条 省略</p>
<p><u>(繰替運用)</u> 第5条 <u>村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p><u>(処分)</u> 第6条 <u>村長は、第1条の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>(委任) 第7条 省略</p>	<p>(委任) 第5条 省略</p>

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第64号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条

例について御提案申し上げます。

議案第64号

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成12年9月29日北中

城村条例第24号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条に定める一般廃棄物処理手数料について、近隣自治体の手数料の状況等を鑑み見直す必要があるため。

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年北中城村条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正例規		現行例規	
別表第1(第19条関係)		別表第1(第19条関係)	
省略		省略	
村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち 燃やすごみ	村の指定するごみ袋1枚につき 大 30円 中 20円 小 15円	村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち 燃やすごみ及び燃やさないごみ	村の指定するごみ袋1枚につき 大 20円 中 17円 小 15円
村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち 燃やさないごみ	村の指定するごみ袋1枚につき 中 20円 小 15円	(新規)	(新規)
村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち 有害・危険ごみ	村の指定するごみ袋1枚につき (削除) 小 15円	村が収集し、運搬し、 処分する廃棄物のうち 有害・危険ごみ	村の指定するごみ袋1枚につき 中 17円 小 15円
村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち 粗大ごみ	1個又は1束につき(ただし、 <u>重量10キログラム</u> <u>又は長さ1メートル以上</u> <u>のものは大とし、それ未満のものは小とする。)</u> 大 600円 小 300円	村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち 粗大ごみ	1個又は1束につき(ただし、 <u>1束の重量は概ね</u> <u>10kgとする。)</u> 200円

自ら村の処理施設へ搬入 するごみ	<u>(削除)</u> <u>最大積載量が1トンまで の車両1台につき 1,000 円</u> 最大積載量が1トンを超 え2トンまでの車両1台 につき 2,000円 最大積載量が2トンを超 え4トンまでの車両1台 につき 4,000円 最大積載量が4トンを 超える車両1台につき 5,000円	自ら村の処理施設へ搬入 するごみ	<u>最大積載量が0.5トンま での車両1台につき 500 円</u> <u>最大積載量が0.5トンを 超え1トンまでの車両1 台につき 1,000円</u> 最大積載量が1トンを超 え2トンまでの車両1台 につき 2,000円 最大積載量が2トンを超 え4トンまでの車両1台 につき 4,000円 最大積載量が4トンを 超える車両1台につき 5,000円
---------------------	--	---------------------	--

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日より施行する。

続きまして、議案第65号 北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の

全部改正について御提案申し上げます。

議案第65号

北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部改正について

北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年北中城村条例第21号）の全部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

村内で発生する放置自動車の対応について、原因者である所有者等への撤去勧告及び費用請求についての条文を加え、全部改正により放置自動車への対応を強化するため。

北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

北中城村放置自動車の発生及び適正な処理に関する条例（平成14年北中城村条例第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、村の自然環境及び快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- （2）放置 自動車等が正当な権限に基づき置くことを認められた場所以外の土地に規則で定める期間にわたり置かれていることをいう。
- （3）放置自動車 土地所有者等が適切に管理している土地に放置されている自動車等をいう。
- （4）事業者等 自動車の販売又は修理を業としている者及び不要となった自動車等の輸送、解体又は処分を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
- （5）土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （6）所有者等 自動車等を所有し、占有し、若しくは使用する権原を現に有する者又は最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。
- （7）処分等 放置自動車を最終処分すること及び処理するために必要な措置をいう。

（村の責務）

第3条 村は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について、啓発活動、広報活動及びその他必要な施策（以下「村の施策」という。）を実施しなければならない。

（事業者等の責務）

第4条 事業者等は、村の区域内において自動車等が放置自動車にならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、村の施策に協力する責務を有する。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、その土地について自動車等の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、村の施策に協力する責務を有する。

（村民の責務）

第6条 村民（村の区域内において自動車等を所有し、又は使用する者を含む。）は、村の施策に協力する責務を有する。

（関係機関への協力要請）

第7条 村長は、放置自動車の発生の防止、調査及び処分等について必要があると認めるときは、警察署その他の行政機関（以下「関係機関」という。）に対し協力を要請することができる。

(放置の禁止)

第8条 何人も、自動車等を放置し、若しくは放置させてはならず、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(通報)

第9条 放置されている自動車等を発見した者は、村長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 村長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認められるときは、関係機関にその内容を連絡する等適切な措置を講ずるものとする。

(土地所有者等からの調査依頼)

第10条 土地所有者等は、その土地について自動車等が放置されないよう適切な管理をしていたにもかかわらず、自動車等が放置されているときは、当該自動車等の調査を村長に依頼することができる。

(調査等)

第11条 村長は、第9条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があったとき、その他必要があると認めるときは、当該職員に当該自動車等の状況、所有者等その他必要な事項を調査させることができる。

2 村長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適切な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

3 村長は、前項の放置自動車の所有者等が判明したときには、当該所有者に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(立入調査)

第12条 村長は、前条第1項による調査を実施するために必要があると認めるときは、当該職員に、放置されている自動車等が置かれている土地に立入り、当該自動車等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 村長は、第1項の規定による調査に当たっては、関係機関への照会その他の方法により、所有者等の確認に努めるものとする。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物の認定)

第13条 村長は、放置自動車をその形状、放置された状況等を総合的に勘案して、規則で定める基準に基づき廃棄物として認定することができる。

2 村長は、前項の規定により廃棄物と認定したときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

(廃棄物認定外の措置)

第14条 村長は、前条に基づく廃棄物として認定できない放置自動車について、その所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し期間を定めて当該放置自動車を撤去するよう命令すること

ができる。

2 前項の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(放置自動車の撤去・処分)

第15条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自ら、放置自動車を撤去し処分することができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

(1) 前条第1項の規定による命令をした後、規則で定める期間を経過してもなお撤去されない場合

(2) 前条第1項の規定による命令をしようとする場合において、放置自動車の所有者等が確認できない場合

2 村長は前項の規定による処分等を行った後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し当該処分等に要した費用を請求することができる。

(関係法令の活用)

第16条 村長は、放置自動車の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(施行日前に行った放置自動車の調査の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った放置自動車の状況、所有者等その他の事項の調査については、施行日以後に第11条に規定する調査がなされたものとみなす。

以上でございます。

続きまして、議案第66号 北中城村植物ごみ

資源化ヤードの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第66号

北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定

について、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

北中城村植物ごみ資源化ヤード

2 指定管理者となる団体

名 称：株式会社EM研究機構

代表取締役社長：比嘉 新

所 在 地：沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場1478番地

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

令和7年4月1日から北中城村植物ごみ資源化ヤードを管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

続きまして、議案第67号 令和6年度北中城 申し上げます。
村一般会計補正予算（第5号）について御提案

議案第67号

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,068千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,714,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,789,257	107,337	1,896,594
	1 国庫負担金	1,065,697	98,617	1,164,314
	2 国庫補助金	579,431	8,720	588,151
18 県支出金		1,052,132	46,883	1,099,015
	1 県負担金	508,182	14,436	522,618
	2 県補助金	484,980	31,702	516,682
	3 委託金	58,970	745	59,715
21 繰入金		626,816	46,609	673,425
	2 基金繰入金	626,161	46,609	672,770
23 諸収入		120,861	39	120,900
	3 雑収入	119,260	39	119,299
24 村債		116,442	11,200	127,642
	1 村債	116,442	11,200	127,642
歳入合計		9,502,245	212,068	9,714,313

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,685,414	11,253	1,696,667
	1 総務管理費	1,465,826	9,779	1,475,605
	2 徴税費	133,220	1,474	134,694
	3 戸籍住民基本台帳費	56,426	0	56,426
3 民生費		3,822,082	134,022	3,956,104
	1 社会福祉費	1,947,344	64,066	2,011,410
	2 児童福祉費	1,874,738	69,956	1,944,694
4 衛生費		965,435	21,746	987,181
	1 保健衛生費	581,630	20,293	601,923
	2 清掃費	383,805	1,453	385,258
5 農林水産業費		139,268	△1,015	138,253
	2 林業費	4,734	△1,015	3,719
6 商工費		179,712	△1,005	178,707
	1 商工費	179,712	△1,005	178,707
7 土木費		566,310	42,504	608,814
	2 道路橋梁費	167,579	41,126	208,705
	3 都市計画費	344,821	1,378	346,199
9 教育費		1,304,196	4,563	1,308,759
	1 教育総務費	103,712	80	103,792
	2 小学校費	367,944	△2,289	365,655
	3 中学校費	98,583	4,350	102,933
	4 幼稚園費	71,951	1,444	73,395
	5 社会教育費	418,265	378	418,643
	6 保健体育費	243,741	600	244,341
歳出合計		9,502,245	212,068	9,714,313

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
番号制度に関する総合行政システム改修業務 (令和7年6月データ標準レイアウト改版対応)	令和6年度 ～ 令和7年度	825

第2表 債務負担行為補正

2. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新一般廃棄物処理施設整備事業	令和6年度～令和10年度	826,512	令和6年度～令和10年度	2,917,308
合 計		826,512		2,917,308

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 (北中城村橋梁長寿命化修繕事業)	2,500	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による。	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
公共事業等債 (仲順屋宜原線整備事業)	4,200	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他		
緊急自然災害防止対策事業 (仲順地区急傾斜地崩落対策事業)	5,600			
計	12,300			

第3表 地方債補正

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
こども・子育て支援事業債 (認定こども園移行事業)	8,000	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後に	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。	7,700	変更なし	変更なし	変更なし
学校教育施設等整備事業債 (島袋小学校トイレ改修業務)	46,400	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他			47,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債 (島袋小学校浄化槽移設業務)	20,900		おいては当該見直し後の利率)		21,900			
計	75,300				76,600			

詳細については、副村長のほうで御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私から議案第67号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明いたします。

まず、議案書4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正、追加がございます。これは番号制度に関する総合行政システム改修業務でありまして、期間が令和6年度から令和7年度、限度額が82万5,000円であります。事業内容といたしましては、マイナンバーの情報連携に係る標準レイアウトの変更に伴いまして、システムの改修を令和7年6月までに行うものとなっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

債務負担行為補正、変更がございます。新一般廃棄物処理施設整備事業につきまして、限度額が8億2,651万2,000円から29億1,730万8,000円へ変更となっております。これにつきましては、整備費に係る費用が増大したことに加えまして、施設整備に係る財源の地方債を交付税等の関係からおのおのの市村で借入することといたしましたので、地方債に係る費用を追加しております。内訳としましては、地方債が19億

4,340万円、一般財源分は9億7,390万8,000円となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正、追加が3件ございます。まず公共事業等債（事業名：北中城村橋梁寿命化修繕事業）、限度額250万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。内容といたしましては、橋梁寿命化修繕事業の対象補助事業の変更に伴うものでございまして、8ページの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を廃止いたしまして、新たに地方債を起こすものとなっております。

6ページに戻りまして、続きまして、公共事業等債（事業名：仲順屋宜原線整備事業）、限度額420万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

3件目が緊急自然災害防止対策事業（事業名：仲順地区急傾斜地崩落対策事業）、限度額560万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

地方債補正、変更が3件ございます。事業名、認定こども園移行事業、島袋小学校トイレ改修工事、島袋小学校浄化槽移設業務の3事業に係る地方債につきまして、それぞれ記載のとおりとなっております。限度額を変更してござい

す。いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきまして変更はございません。

続きまして、歳入につきまして事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、11節障害者自立支援給付費等国庫負担金3,105万4,000円の増につきましては、福祉サービス費の報酬改定に伴い、給付見込額が増となったことによる補正でございます。併せて県負担金につきましても増額し、予算計上をしております。

12節児童手当国庫負担金6,756万3,000円の増につきましては、児童手当の制度改正に伴う国庫負担金の増となっております。令和6年10月以降の児童手当の費用負担につきましては、各階層で負担割合が異なりますが、国庫負担割合が、おおむね3分の2から9分の7へ増加となりました。また、都道府県と市町村を合わせた地方負担割合につきましては、それぞれ6分の1であった負担が、9分の1へ変更となっておりますので、県支出金と一般財源につきましてはそれぞれ減額となっております。

続きまして、17款国庫支出金、2項国庫補助金、8目地方道路改修費国庫補助金、3目社会資本整備総合交付金510万円の増につきましては、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事に対する追加の交付決定に伴う増額でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

18款県支出金、2項県補助金、9目沖縄振興公共投資交付金、1節沖縄振興公共投資交付金2,000万円の増につきましては、村道仲順屋宜原線実施設計業務のための補助金となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金4,645万9,000円の増につきましては、

補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となります。

24款村債、1項村債につきましては、地方債補正で御説明いたしました内容となっております。

続きまして、歳出につきまして事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費、11節役務費378万6,000円の増につきましては、窓口収納等手数料のうち口座振込手数料の見込による増となります。

4目財産管理費、10節需用費381万7,000円のうち光熱水費360万円の増につきましては、庁舎の電気料金等の不足見込に伴う増額となっております。

続きまして、8目電算費、12節委託料124万8,000円の増につきましては、法改正に伴いまして、戸籍情報システムへ、新たに「外国人配偶者の国籍・地域変更」の事項を追加するための改修経費を計上しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、8目障害者自立支援費諸費、19節扶助費6,211万1,000円の増につきましては、障害福祉サービス、障害児通所給付費の今後の支出見込みを計上しております。増額の原因といたしましては、歳入でも御説明いたしましたが、法改正による福祉サービスの報酬改定に伴い給付見込額が増額となったことによるものでございます。

9目臨時福祉給付金、12節委託料183万5,000円の増につきましては、定額減税において、令和6年の所得税が確定した後、新たな給付対象者へ給付を行うためのシステムを改修する経費となっております。財源につきましては、決算時において地方創生臨時交付金を全額充当する予定でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、14節工事費100万1,000円の増につきましては、認定こども園移行の準備といたしまして、国産の木材を利用した柵制作工事を行う予定でございます。財源につきましては、23ページでございますけれども、農林水産業費の備品購入費より組替えいたしまして、森林贈与税より充たします。

3目児童措置費、19節扶助費6,538万2,000円の増につきましては、令和6年10月に改正されました児童手当の拡充分によるものとなっております。10月以降分の児童手当につきましては、給付対象者が「高校生年代まで」に拡充したほか、手当月額の変更等に対応するための増額補正となっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目子ども医療費、19節扶助費1,990万1,000円の増につきましては、子ども医療費助成金の今後の支出見込みとして計上してございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

6款1項商工費、3目観光費、12節委託料130万6,000円の減につきましては、一括交付金を活用したウェルネスツーリズム推進事業費の契約額確定に伴う減額補正となっております。なお、一括交付金を活用した事業の財源の充当につきましては、決算時において他の一括交付金事業と併せて充当し直します。

続きまして、25ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料につきましては、一括交付金事業といたしまして村道仲順屋宜原線の予備設計業務へ155万1,000円、沖縄振興公共投資交付金事業といたしまして、村道仲順屋宜原線調査測量設計業務へ2,500万円を計上してございます。

14節工事請負費につきましては、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事の追加分として

637万5,000円、また、新たに北中城小学校地区交通安全対策工事といたしまして400万円を計上してございます。

9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議案第67号 令和6度北中城村一般会計補正予算（第5号）につきましては、教育委員会に係る分について御説明を申し上げます。

28ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費319万円のうち、光熱水費256万円の増につきましては、小学校の電気料金の不足見込に伴う増額となっております。

14節工事請負費557万9,000円の減の内訳につきましては、当初契約の島袋小学校浄化槽移設工事の設計変更に伴う1,379万9,000円の減額と、新たに付帯工事といたしまして、既設の浄化槽の解体工事822万円を追加する費用として計上しております。

次に29ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費90万円の増につきましては、中学校の電気料金の不足見込に伴う増額となっております。

2目教育振興費、17節備品購入費345万円の増につきましては、4年に一度の教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書等を購入する費用として計上しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、10節需用費91万円の増につきましては、幼稚園の電気料金等の不足見込に伴う増額となっております。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第68号 令和6年度北中城

村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に

ついて御提案申し上げます。

議案第68号

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年12月6日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,247,689千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		60,760	2,042	62,802
	4 雑入	60,756	2,042	62,798
歳入合計		2,245,647	2,042	2,247,689

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保健事業費		59,975	12	59,987

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保 健 事 業 費	59,975	12	59,987
9 諸 支 出 金		3,006	2,030	5,036
	1 償還金及び還付加算金	3,006	2,030	5,036
歳 出 合 計		2,245,647	2,042	2,247,689

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第68号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入204万2,000円につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。7ページをお願いします。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金、普通交付金精算返還金13万8,000円、特別交付金精算返還金185万9,000円につきましては、令和5年度交付金の精算によるものとなっております。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第69号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第69号

令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度北中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	572,669千円	0千円	572,669千円
第1項 営業収益	540,829千円	0千円	540,829千円
第2項 営業外収益	31,838千円	0千円	31,838千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	568,029千円	20,000千円	588,029千円
第1項 営業費用	565,954千円	20,000千円	585,954千円
第2項 営業外費用	1,073千円	0千円	1,073千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

補正については、所管課長のほうから詳細について御説明を申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第69号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用2,000万円の増となっております。2目配水及び給水費2,000万円の増で、内訳としまして、6節修繕費が2,000万円の増、内容としまして、建設課発注による

農協給油所裏の喜舎場仲順橋整備工事に伴う既設配水管の仮設切り回しに要する費用が想定以上に要したことと、当初予算計上時点で、県との調整で6年度県道改良工事の発注予定はないということでしたが、県の令和5年度繰越予算で急遽発注することになったことによる配水管布設替工事に伴う仮設配管が必要となったためであります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第70号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第70号

令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求

めます。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	378,222千円	0千円	378,222千円
第1項 営業収益	130,067千円	0千円	130,067千円
第2項 営業外収益	248,154千円	0千円	248,154千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	366,377千円	4,230千円	370,607千円
第1項 営業費用	340,857千円	4,230千円	345,087千円
第2項 営業外費用	24,518千円	0千円	24,518千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「72,027千円」を「74,984千円」に、過年度分損益勘定留保資金「19,176千円」を「22,133千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	506,620千円	0千円	506,620千円
第1項 企業債	200,000千円	0千円	200,000千円
第2項 他会計補助金	110,300千円	0千円	110,300千円
第3項 国庫補助金	150,000千円	0千円	150,000千円
第4項 県補助金	46,320千円	0千円	46,320千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	578,647千円	2,957千円	581,604千円

第1項 建設改良費	459,538千円	2,957千円	462,495千円
第2項 企業債償還金	118,109千円	0千円	118,109千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第70号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用423万円の増となっております。1目管渠費423万円の増で、内訳としまして7節修繕費が423万円の増、内容としまして渡口汚水マンホールポンプの回転不良による部品交換等による修繕費として230万円、屋宜原及び島袋幹線水路の雑木等による水路障害の機能改善のための維持修繕費として

193万円となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費295万7,000円の増となっております。2目流域下水道建設費負担金295万7,000円の増で、内訳としまして1節流域下水道建設費負担金が295万7,000円の増、内容としまして中城湾流域下水道具志川処理区の流域幹線管路の改築として26万7,000円、中部流域下水道伊佐浜処理区の施設の耐震対策として269万円となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第71号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について御提案申し上げます。

議案第71号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

中部広域市町村圏事務組合の会計管理者について、地方自治法第168条に基づき、同組合の職員のうちから命ずることとするのに伴い、同組合規約を変更するため、この案を提出する。

中部広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第13条 (略) (会計管理者) 第14条 (略) 2 会計管理者は、 <u>理事長の属する市町村の会計管理者をもって充てる。</u> 第15条～第17条 (略)	第1条～第13条 (略) (会計管理者) 第14条 (略) 2 会計管理者は、 <u>理事長の補助機関である職員のうちから理事会が命ずる。</u> 第15条～第17条 (略)
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

続きまして、議案第72号 団体営安谷屋第2 更概要について御提案申し上げます。
地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変

議案第72号

団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）
計画変更概要について

団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の事業施行をしたいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由：平成30年度に新規採択された安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）において、計画概要書等に変更が生じたため。
地方自治法96条第1項第15号の規定に基づき、本案を提案します。

別添、令和6年度計画変更団体営土地改良事業計画概要書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時11分 散会

令和6年第11回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 6 年 1 2 月 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令 和 6 年 1 2 月 9 日 午 後 0 時 1 5 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	欠	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員		平 安 山 和 美			
	6 番 議 員		喜 屋 武 功			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與 那 城 世 代 子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和6年12月9日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第61号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第62号	北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第63号	北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第64号	北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第65号	北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部改正について	〃
6	議案第66号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について	〃
7	議案第67号	令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について	〃
8	議案第68号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
9	議案第69号	令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
10	議案第70号	令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
11	議案第71号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	〃
12	議案第72号	団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変更概要について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

喜屋武 功議員から欠席の連絡がございました。

日程第1. 議案第61号 北中城村国民健康
保険税条例の一部を改正する条例
について

○議長（名幸利積）

日程第1. 議案第61号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは事前説明でもありましたけれども、確認のため議会のほうでもしっかりやりたいと思いますので、確認のためよろしくお願いします。

こちらのほう、周知の方法はどういった形でやるのかというのと、令和11年度までの計画で段階的に保険料率を上げていくという話でしたけれども、この段階的な保険料のアップで赤字の幅はどのくらい削減されるのか。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

周知の方法は、まず広報を活用することと、ホームページに随時上げてなるべく分かりやすい形で被保険者の方々へ伝えていきたいと考えております。また、段階的に税を上げていきますけれども、年間約4,000万円の増税という形

にはなります。それで赤字を埋めていくことと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

周知の方法ですけれども、広報とホームページ等ということでありましたけれども、対象者が400人でしたか、どのくらいだったかちょっと忘れたんですけれども、この対象者に毎年何期ごとに納めてくださいということ年々1回出すと思うんですけれども、そこに封緘というんですか、そういった形でしっかりできるような形、分かるような形というのはできないのか。それとじゃあ、この赤字の削減ですけれども、それはしっかり見込めるという考えでよろしいのか。2点お願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

被保者数約4,000人おまして、今おっしゃった封緘ですね、そういった形もどういった方法で取れるか。平成7年の4月に交付されて、8月から新しい納付書を送付するんですが、それまでの周知活動と、その封書の中にも正しく理解を得られるよう文書の差し込み等を考えていきたいと思っております。ちょっと休憩いいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

すみません、削減幅ですね、一応今見込みで出しておまして、その年々の例年の医療費等

ですね、それとまた人口の増減、それによって変わってきますけれども、今は見込みでこの数値を出している状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

議案第61号について質疑をさせていただきます。

北中城村では毎年1億2,000万円前後の赤字が発生しているという資料をいただいております。一般会計からの繰上充用に対応している状況である。その赤字額を解消するため以下のとおり国保税の税率及び改正が急務であるという資料があるわけですが、今、この社会は値上げラッシュなんですね。食品から日用品まで全てが値上げラッシュであります。高齢者世帯は収入の約6割が国民年金であります。介護保険料など引かれていくのは増える一方、村民の暮らしや消費活動を著しく萎縮をさせる、つながるものというふうに思っていますね、これをどうしていくかということに対して質疑をしてみたいです。

健康保険料率の上昇を抑制するためには、行政が何をどうしたのか。今行政はその赤字というものは我慢をして、ある程度落ち着いてきたときに見直しをしていくというのが私は行政の役割だというふうに思っております。赤字だからパッとあげるといふわけには、この議案を同意するわけにはいかないというふうに思っております。改めて担当課長のご意見をお聞きして判断をしていきたいというふうに思っております。

まず、この保険料乗率を抑制するのにどういう取組をしたか。特定健診等の実施率はどうなっているか。例えばここでいろいろと指摘を受けた場合に医療機関への受診、勧奨を受けた要

治療者の医療機関受診率はどういうふうになっているのか。それからやはり薬なんです。後発医薬品の使用割合、これがどういうふうになっているのか。値上げする前にその辺の対策もどのようにされているのか。担当者にお聞きをしていきたい。今、健康診断で要検査と判定されても自覚症状がなければ危機感を持たない。二次検査を積極的に受けようとしていない人たちが多いんじゃないかという気がいたします。例えば、あなたはコレステロール値が高いですよと言われても痛くもかゆくもありませんのでほったらかす。この初期段階で自覚症状がほとんどない人は検査を受けないだろうと。その辺の行政の指導がどうなっているかお聞きいたします。先ほど特定健診、あるいは医療機関の受診勧奨がどうなっているか。そこから薬、後発医薬品、その使用状況についてお聞きをいたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

まず初めに、この国民健康保険の赤字というのは、平成20年から税が改正されずずっと赤字が続いている状況です。我々がやっていることと言えば、保健師、栄養士が指導を行うと。医療費削減を行っていくということを積み重ねていっております。医療費の削減にも相当寄与している形は取っております。

あと、特定健診の受診率については約五十数パーセント、はっきりとした正確な数値はないんですが、県内での、中部圏域でも受診率は50%という数値ですが高いほうとなっております。また、病院にかかる数値というのは、恐らく今、個別で患者さんが行かれていますのでその辺はちょっと分からないんですが、あと薬でしたね。薬の件については多重で受け取っている方だとか、そういった方にはレセプトのほうで確認して、その方々に文書を送って、

今こうなっていますので、病院はいろいろ行かれる方が多く薬をもらっている方がいますので、その辺の注意喚起を行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

基本的にはこの辺だろうと思うんですよ。この辺をしっかりやれば健康を維持できる。健康長寿ですよ。長寿と健康は違いますからね、この辺をどう維持していくかということが大事だと思います。例えば受診率は50%前後ぐらいという話です。いいのか、これはどのような判断をされているのか。私は低いと思っています。その周知徹底、もっともっと100に近いぐらいの周知をしていかなければ、金はかかりますよ、これは当たり前、これは。それから医療機関、この検査の結果がよく入ってきます。医療検査を受けてくださいと、通知が。これはどのようになっているか。しっかり指導どおり受診しているのか。これが大事なんです。あなたはコレステロール値が高いですから病院へ行って検査を受けてくださいと。ほったらかす。これがやっぱり重症化して医療費がかかってくるわけです。この辺をどう対応するか。これは村民健診で受けているわけですから、その辺は把握して対応すべきだろうというふうに思っています。要検査とか、要精密検査、この人たちの受診率、再検査率がどうなっているか、これは把握すべきだと思います。

それから薬です。これは後発も先発も効用は同じだと言われていますから、後発医薬品をできるだけ使ってもら。そうしたら医療費も抑えることができます。その辺を含めて、やっぱり行政としてただ健診を受けてくださいじゃなくて、これは最後までどうなっているかというものを把握すべきだろうと。保健師もいるわけですから、しっかり健診で引っかかった

方々をチェックして、課長のところの職員もいらっしゃるじゃないですか、相談を指導してくれる方、これをもうちょっと徹底的にやるべきだろうと。これが値上げする前の役割ですよ。それを一生懸命やってから値上げをしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。反対するわけじゃありませんけれども、その辺もしっかり理解をして、今後の健康管理にぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っています。意見を申し上げました。よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

今、律也議員が言われたことは重々分かっているんですが、課としても特定健診、その他検診、住民健診から得られる数値を持って、栄養士、保健師が各自電話で病院の受診を勧奨したり、いろんな取組は行っているところですが、病気があって行かないという方も確かにいることはいてですね、その方々に対して本当に親身になって一応やっている状況で、それでもやはり医療費は高くなったり、被保者数が減ったりいろんな要因がありまして今努力しているところですので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。議案第61号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第62号 北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長 (名幸利積)

日程第2. 議案第62号 北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。議案第62号 北中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第63号 北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について

○議長 (名幸利積)

日程第3. 議案第63号 北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番 (比嘉 悟議員)

村のホームページ、基金積立状況を見ると、平成23年から令和4年度までは取崩しなし、それ以前の基金の取崩しの実績はあるかお伺いします。

○議長 (名幸利積)

企画振興課長。

○企画振興課長 (仲本正一)

比嘉議員の御質疑にお答えします。

平成6年に積立てをして、取崩しはない状況であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

平成6年というと30年ぐらいになるんですかね。その取り崩していない理由は何ですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

定かではありませんけれども、果実運用型、利息型で毎年金額がそんなに大きい金額ではなくて積立てをしているということと、ある程度貯まった時点で使おうとしていた可能性があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

では、今回の改正はこの条例第1条にあるように、高齢者等の保健福祉の向上を図るために、この基金を活用することが目的という認識でよろしいか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

あくまでも使える目的、基金としての基金でありますので、この第1条の目的とした基金の中に実施をしていくということでもあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ではお願いします。

なぜ、この時期に条例を改正するのか、その経緯について説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

去る9月の補正時期に福祉課の補正をやっているときにこの基金を活用した事業をやりたいということがあって、ただ監査のほうからこれは果実運用型で見直さないといけないんじゃないのかということ指摘されたそうです。前課長に聞いても毎年指摘があるということで、やっぱり果実運用型より目的の基金に沿った形に直すということで9月頃からこの事業の改正に向けた取組をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、この改正に至って第6条の村長は基金の全部、または一部を処分することができると思いますが、じゃあこの処分、全部、一部を処分することによってさらに手厚くこの事業が行われるということは可能ですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

あくまで村長が使えるということは、目的があってこの事業に対して使うということなので、手厚くなるかと言われれば手厚くなるし、本当にこの目的に達しているかということ判断しながらこの基金を崩していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑させてください。

この基金の下のほうに、要綱というのがありまして、基金運営委員会設置要綱がありまして、そこで私議論されているのかなと思って、議事録等を要求したんですけれども、開いていないということなんですけれども、そのなぜ開かなかったかというのを1つと。

あと、またこの委員会がありまして、委員会と事業補助金交付要綱というのがあるんです。そこがもし基金の運用が変わった場合にこの2つの要綱はどういうふうな形になるのか。金額的にも限度額100万円ということですので、この辺もまた勝手に変えられたら困るなというふうに、もしなくなってしまうということもあると困るという思いで質疑します。

もう一つ、監査の指摘でということでしたけれども、この監査の指摘は指摘として、どういった事業を行いたかったのかというのがちょっと引っかかるなというのがあります。この事業、どういった事業に使おうとしていたのかお聞かせください。

それとまた、先ほど屋良議員のほうもなぜ今頃かということをやっていますけれども、今財政状況も厳しいイメージがありまして、今、担当課長のほうからはしっかり第1条に基づいてやるということでしたけれども、なかなか我々議会としてもどういうふうに使ったかというのが見えないんですよ、はっきり申し上げると。こっちにいろんな福祉関係、多分30億円ぐらい使っていると思うんですけれども、その中にたまたまいろいろ使いたくてこの要綱を入れて、ぼんと入れて、ほかのところ余ったのをほかの財源に回すというやり方もあるのかなというふうに思っています、それはないだろうと思うんですけれども、最悪、今の財政状況を鑑みてですね。その辺、来年度の予算に対して穴埋めという形で使うつもりがあるのかという懸念

があるんですけれども、この辺はどういうふうに考えているのか、この3点ですね、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず要綱については、条例を今回変えた後にこの委員会要綱をですね、うちの認識では、この果実型を使うときにこの委員会に諮ってやるということがあったので、今回の条例が可決された場合にこの委員会の要綱は廃止する予定となっております。補助金についても、実際に補助金を出せるかと言ったら今出せない状況でありますので、これは少し議論はしますけれども、財政としては補助金要綱も廃止する予定としております。

次に監査委員からの指摘でどのような事業に使うということもあるんですが、これができたのが平成6年、もう30年前のことで我々が知るということは、平成2年から11年の10年間に超高齢化社会が来ているということで国からこれだけ交付税を上げますから、この10か年の間にビジョンを立てていろんな福祉事業に、それも果実型に充ててくださいということなので、一応目的の中にいろんな福祉系の事業がありますので、その中に財政としては目的に沿った、財政が厳しいからこれを全部財政に持っていくんじゃないくて、新しい事業とか福祉とか健康とか、ああいうものの中に新規事業等があればこれに充てていきたいと思っております。

また、次年度の当初予算の穴埋めかという話でありますけれども、基本的に内容を見てみないと分からないんですけれども、新規のものでこれに合致するのであれば、今まで例えば予算がついていなかったものがあって、今回新たにこの基金条例に適合して、どうしても福祉とか健康保険あたりが必要ということであれば、こ

れは村長、副村長含めて判断していきたいなど思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

上間議員の御質疑にお答えします。

この基金を活用した事業について、当初9月補正のときに可決していただきました東海岸側の高齢者等、障がい者も含めた避難行動支援事業に充てたいということで8月頃、監査の指摘を受けた後、企画側と調整をしましてまいりましたが、今のところやはり果実運用型もありましたのでもう少し検討してからということで、9月議会の予算については一般財源として取り扱われていることになりましたが、次年度もその事業が続きますので、新規事業として今取り組んでいる、想定はその事業を想定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今、1番目のなぜ委員会を開かなかったかという話ですけれども、この要綱を見ると、2条の2で基金の運営に関する事、まさしく今変わってやるときに運営変更します。そのときにはやらないといけないと思います。しかし、その他基金に関する事。全部ひっくるめているんですよ。改正するのにも私は入ると思う。この要綱から見ると。ですからそこに対して私は問題がある。しっかりできていない。条例、要綱はしっかりつくっているにもかかわらず、そういった議論もされないままこのような形で、何回も言いますけれども、議会に出してくる。ちょっと問題あるんじゃないですか、これは。村長、これを答えてください。

それとあと、この基金、今東海岸の安全のために避難計画のために使うということでしたけ

れども、来年度、それだけに使う予定なのか。ほかには支出する考えはあるのかということですね、それをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えします。

我々の解釈としては、あくまでもその果実の運用ということでの議論で運営委員会、要綱に定めた審議会もあると思っておりますので、その改正まで及ぶとは思っておりません。

それから先ほども課長が説明しているとおり、このままですと果実運用型超低金利の時代です。その超低金利をそのまま運用するということは大変難しいものがあります。そうするとこの基金状態が無用の長物になってしまうというのがございますので、その意味合いからもこれはぜひ改正する必要があるかなと思いました。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

東海岸の防災関連以外にも当初予算を使うのかということですが、入力期間がまだ残っています。12日まで当初予算の入力期間になっています。それを見た後にヒアリング等があるので、そこにこの事業の目的がありますので、どれだけの事業に使えるという事業がありますので、そこに新規としてあげたりとか、福祉課あたりがこの基金を使ってやりたいということであれば、それを考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁ですけれども、2条の2で基金の運営に関する事とはっきり書いてあるんです。

なのにやっていないということを言いたい。じゃあその他基金に関するということというのはどうということなのか、皆さんどういうふうに考えているのか。その他ですよ。皆さん「等」とかをよく使ってそれも当てはまるでしょう、これも当てはまるでしょうとよく言いますよね、議会の中で。改正も入るんじゃないですか、それは。私はそれが正しい解釈だと思っています。

それとまた、今村長が低金利の話もしましたがけれども、まさしく二、三年前は低金利でした。しかし今、徐々に上がってきています。首都圏の銀行ですけれども、今は普通預金0.5%で来ています。これからどんどん上がってきています、経済も上がる予定ですよ、もちろん。それなのに運用できないということだと、それもちょっとおかしい話で、銀行の定期預金1本しか考えていないからそういう話になってくると思うんですけども、それ以外に考えられることというのも債券、証券、結構いっぱいあって運用利益も相当出ているところもあります。そういったのは心配だからということでやっていないかもしれないんですけども、短期であれば4年、4%、5%ぐらいの高い利率で、半年、1年運用すれば全然問題ないものだと思っています。それらも踏まえて、ただだから先ほど言っているように、これから予算を組んでいきながらいろんなところで穴埋めに使われそうというのが非常に危惧されている。今の答弁から聞いても私のほうはそういうふうなイメージしか感じない。よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基金の運用については財政の危惧するところがございますので、いわゆる基金を通して財産の運用とかそういったのを慎むところがございますので、そこに財政としてはちゅうちょするところがございます。そこで取崩し等について

は今されていません。今後取崩しとかそういったことを認める場合につきましては、当然にこの基金の目的に即した使い方をいたします。それ以外に使うということは決してございませんので、御理解いただきたいと思います。

定期以外の運用等もおっしゃっています。ただ、定期以外の運用等については大変危険を伴うものもございますので、そういったものは慎重に財政としては取り組むべきかなど。確かにこれから監査等も基金運用等については、財産関連については適切な運用等が望まれるということがございます。ただし、地方財政を預かるものとして危険を伴うものがございますので、そこは慎重にやっていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

本案に対しては上間堅治議員外1人からお手元に配りました修正の動議が提出をされていません。

したがってこれを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは読み上げて修正動議といたします。

令和6年12月9日

北中城村議会議長 名幸 利積 殿

発議者 北中城村議会議員
上 間 堅 治
屋 良 朝 春

議案第63号北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

理由

この基金の目的は、運用利益を活用して高齢者等の保健福祉の向上をはかることである。原資を絶やすことなく先々まで繋いでいけるように、先人・先輩方の思いが込められた条例である。処分
の条文をいれることにより村長の裁量で処分を行って行けば先人・先輩方の思いを踏みにじる事になる。基金の目的を達成出来ていないのは、運用利益を出せない当局に責任があり、これからの社会状況を鑑みても銀行の定期預金でも利益がでる可能性もある状況で運用を改める必要はない。

議案第63号北中城村地域福祉基金条例の一部
を改正する条例に対する修正案

議案第63号北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

(処分) 第6条を削除する。

(委任) 第7条を第6条に改める。

以上です。

比嘉 悟議員。

○議長（名幸利積）

○3番（比嘉 悟議員）

これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

よろしくお願ひします。

この理由の中に、この基金の目的は運用利益

を活用して高齢者等の保健福祉の向上を図ることが目的である。30年間使われていないんです、この基金自体が。使われていないのを村長の裁量で使えるようにするという案ですけれども、処分を科したら使えなくなってそのまま置くことになるんですけれども、その件についてどうですか。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それは運用のやり方、要綱を変えるだけでいいというふうに私は考えています。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今、比嘉悟議員のほうからもありましたが、やはり当局が考えられている常に新しいことにチャレンジしていくこともこれからの高齢者の保健福祉の増進に資することになるんじゃないかなと思っております。村長がこの目的のために使おうということを予算案の中で来た場合に、そこをしっかりと審議するのが我々議員の立場であり、役目であると思っております。そこにしっかりと目を光らせていくべきではないかなと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

質疑の中でも私は話したと思います。なかなか議会の中で、予算案の中でこの基金がどう使われているかというのがなかなか確認できない。しっかりできないということがあります。私のほうもいつもずっと予算委員会、決算委員会を見てもどういうふうに使われているかというのは分からない。皆さんも多分そうだと思います。その一言に限ります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、修正案に反対者の発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ただいまの修正案に対して、反対の立場で討論を行います。

この地域福祉基金は、条例の第1条にあるように、高齢者等の保健福祉の向上を図るために設置された基金である。しかし、基金の運用から生ずる収益は近年の利息減により、目的に合わせた運用が約30年行われていない。

今回の条例の一部改正は、基金を有効活用するための提案である。上間堅治議員の修正案では処分が行えず有効活用することができない。何ら今までの条例とは変わらない。

北中城村議会基本条例第3条第3項には、議員は個別的な事案の解決だけでなく、村民全体の福祉向上を目指して活動しなければならないと明記されている。高齢者等の健康福祉の向上、村民福祉の向上のためにも基金は有効活用されるべきである。よって、修正案には反対いたします。

○議長（名幸利積）

次に修正案に賛成者の発言を許します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは討論として発言いたします。

まず私が言いたいのは、先ほどの質疑にもありましたように、しっかり委員会で議論されていないところを議会に持ってきているという事務的誤り、これも非常に大きいと思います。そ

ういった誤りの中でしっかり議論がされていない。議会の中で1人3回の質疑の中でどれだけ議論ができるのか。皆さんが質疑をいっぱいしていればもちろん議論が成り立ったと思うんですけども、それができていない。それが村民に対しての福祉向上の目的のために我々議員が行うことかということでもあります。

もちろん、私はもしこれが使えるんだったら使っていいという考えです。しかし、先ほどから言っているように議論も全くやるところでやっていない部分が議会に上がってきているということもあります。そういう意味合いで私は修正案に賛成していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例の修正案についてを採決します。

本修正案に異議が出ていますので起立によって採決をします。

本修正案に賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立少数です。したがって修正案は否決されました。

次に原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立多数です。したがって議案第63号 北中城村地域福祉基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第64号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第64号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これはごみの減量化・資源化の意味合いも含んでいるのか、ちょっとよろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉 悟議員の御質問にお答えします。

確かに減量化に向けて改正をするというふうには減量推進審議会のほうでお話をされたということで、減量化も含めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは来年の4月1日予定ですよ。村民への周知の方法をお願ひします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

周知の方法は、村の広報、ホームページ、公式LINEでお知らせしようと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

お聞きします。

先ほども言った値上げラッシュの中で、これはごみ袋なんです。処分するごみ袋なんです。この値上げ、それから廃棄物の粗大ごみ、これが200円が3倍に改正すると。この理由を聞きたいんですが。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

大城律也議員の御質疑にお答えします。

ごみ処理の有料化については、平成13年から本村はスタートしております。それから見直しを行っておりませんでした。ごみ処理の手数料化については、大きな目標として、やはり受益者負担の原則と公平化というものがあります。そこでごみ処理施設を共同で運営している中城村のほうで令和4年に改定があって、ごみ袋1枚当たり20円から30円というふうに価格の改定がありまして、本村のほうでもこの受益者負担の原則というものを持ってやはり一緒にすべきではないかということで今回の改定に至っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

中城村が改正したから、じゃあ我が村もというのはほとんど理由にならないんじゃないですか。現状維持でもいいわけですよ。何がどう違うのか。このごみ袋がどう変わったのかというのが基本じゃないですか。この辺の内容をですね、例えば、ビニールの厚みがあるんですよ、0.0何ミリとかですね、この辺を調整すれば値上げしなくてもいいんじゃないかという気がするわけです。これは捨てるごみ袋なんです。捨てるごみ袋を値上げするというのはなかなか理解できないんですよ。ですから破れないような形のごみ袋、これはどのようになっているか。

厚みを薄くしてももつ袋はないのかどうか。この辺の検討をされたかどうかお聞きします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

ごみの有料化については、排出者のほうにも一定の責任を負わせるというようなことからスタートしております。確かに値上げする必要がないというお言葉があると思いますけれども、これは先ほども申し上げたとおり、中城村と共同で運営しているごみ処理場で、中城村のほうでごみ袋の改定があったというところで、やはり受益者負担の原則と公平化というのがありますので、その公平性について、やはり一緒にすべきじゃないかということの話があって、現在の改定というところになっております。

ごみ袋の工夫というところですが、これについてはごみの規定というのはございませぬ。ただし、現在使われている厚みが丈夫であるということですね、やはり収集車にとっても危険なものが入っていたら収集においてけがする危険性もありますので、それに耐えうるものということで少し厚みがあるのかなとは思っております。厚み自体は変わっておりませんが、デザインとしては以前お話があったように耳付きですね、持ち運び、結びやすいような形になるというところを変更しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

言っていることは理解するんです。しかし、値上げしない方法を模索しないといけませんよ。中城村が上げました。じゃあ一緒になって現状維持していかうか。そのかわりごみ袋の品質を少し調整できないか、専門家と検討しようかというような話合いですよ。危険物なんて、

ごみを仕分けしているわけですから、燃えるごみの中に危険物が入るわけがないじゃないですか。そうしたらこれは違反ですよ。ごみ袋が100円のものであっても、これは状況が違う。ですからこの辺の調整もすべきだと思います。今は値上げラッシュで大変ですよ。この辺をどう押さえるかというのが行政の役割だと思いますので、値上げしたからこっちもというわけにはいかない、その以前に共同共同と言うんですけども、これはもちろん共同ですけれども、以前に値上げしない方法を検討していただきたいなど。今の課長の答弁を聞くと、何か中城村の値上げに追随というような状況ですから、北中城村は北中城村の思いを出せばいいんじゃないですか。ですから今の状況で厳しいというのであれば、品質をチェックするとか、それは判断できませんけれども、少し薄くしても大丈夫かというような相談もすべきだと思います。

以上ですが、最後に答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、平成13年からスタートして、この手数料については見直しは行っておらず、値段が上がるということに対しては上げないということで20年以上やっておりますけれども、やはり昨今の燃料費等の高騰があります。そして上げざるを得ないんじゃないかと。あと袋の単価に関しても、これはぎりぎりのところをやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくをお願いします。

大城律也議員からあったようなコストを下げる。袋が薄くなると、例えば詰め込みすぎて破れて、結局もう1枚使ったり、安かろう悪かろうではよくないと思ひまして、私は現状の丈夫なしっかりしたごみ袋がいいかなと思っております。

ただ、私が危惧しているのは、以前質問でも話したことがあるんですが、0.5トンまでの車両、今まで1台につき500円でごみ処理施設で受け取っていたのが、本当にこれは安すぎるのではないかなと。何でもかんでも軽トラックに詰め込んで持っていつているんじゃないかな。もしくは他市町村のものが本村の住民の名前を語って——語ってという言い方はちょっと悪いんですが、名前を借りて本村のごみ処理施設でそれを不当に処理しているんじゃないかなという疑いもあつたりするわけですが、今回の1トンまでの車両1台につき1,000円、私これでもちょっと安いんじゃないかなと思っております。中城村とのごみ袋を比較したとおっしゃっていたんですが、これから数年後に1市2村で新ごみ処理施設のほうに移行していくということを今考えていく中で、浦添市、そこについてはこういうごみの受入れ方をしているのか。その料金は果たして適正な料金、1トン1,000円とか、そういったことになっているのか、今後の数年先を見込んだときにこの1,000円というのは妥当な料金なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉正志議員の御質疑にお答えいたします。

今回の粗大ごみの件、0.5トン未満500円を1トンまでの車両1台につき1,000円ということですが、このごみの量ですね、中城村との比較をしてまだ安いんじゃないかという話がありますけれども、これは量によって感覚的に

変わってくるかなと思っております。中城村は量って幾らというふうな形で処理費を取っているんですけども、北中城村の場合はごみ処理場に距離があるので、一旦量って、またこちらで確認するというのは煩雑になるというところで、できるだけ中城と公平になるような形になるような形が今回の手数料となっております。

そして浦添市については、まだ持ち込みの粗大ごみというのが受け入れていない状況です。北中城村と中城村のほうは持ち込みごみがありますので、それをどうするかというのを今後話し合われるということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先ほど大城律也議員からありましたとおり、今村民の皆さんは生活困窮しているんですよ。ごみ袋10円、20円上がるというのも、毎日出ていくごみですので痛手になるかと思えます。私以前提案したことがある、ごみ袋にネーミングライツを適用できないかというところで、やはりごみ袋は両面あると思えます。片面については本村のごみ袋である説明がされるかと思うんですが、裏面は白紙の状態だと思うんです。そこにぜひ企業からの広告を募ってネーミングライツを活用して、そこからごみ袋代の低減化が図れないかなと思えますが、その辺は検討されたのでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

ただいまの御質疑にお答えします。

ネーミングライツのほうも一応検討はしました。ただ、デザインの変更、それがかなり期間を要するのと、あと在庫が余った場合のその期間、ネーミングライツとして契約する期間のコントロールがなかなか難しいということで、今

回は適さないだろうというような話になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ネーミングライツについては、私以前一般質問で取り上げましたので、今の説明ではちょっと譲れないなというところがあります。在庫が残っていれば、その在庫は消費されるまでというのが期限になるべきじゃないかなと。足りなくなれば、また新たな企業にそういう版画代というんですか、それを募って新しい企業には今のごみ袋が処理されたら次の新しいごみ袋をその企業に移行していきますというところでいけるんじゃないかなと思うんですが、その契約期間を何年から何年までと区切るからおかしくなるところであって、そのネーミングライツを使用していれば、この袋がなくなるまでは採用される期限ということで片づければ問題ないのかなと。ただ、その版權代というんですか、版画代が広告料と果たして見合うのかどうかというところで企業が二の足を踏むかと思えます。喜舎場地域においては火曜、金曜が燃えるごみの日、ほかの水曜日は資源ごみの日とか、月曜から日曜までいろんなごみの日があります。路上にはその公告があふれるわけですよ。そうすると企業としてもやはりメリットはあるんじゃないかなと考えるので、もう一度ネーミングライツの件については再考を促したいし、袋が低減化される。これはひいては村民の利益にもつながりますので、ぜひもう一度熟考していただけないかなと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

期限を区切らないという契約についてが頭に

ございませんでしたので、期限ありだというもののばかりとっておりましたので、そういった期限を付さない契約がどうかというのも研究しながら、次回以降検討したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第64号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第65号 北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部改正について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第65号 北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

所有者が判明している場合は請求できると書いてありますが、所有者が判明していない場合はどうなりますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

屋良議員の御質疑にお答えします。

所有者が判明しない場合においても、それを廃棄物として認定して処分できるというふうに改正しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあそのときの費用は行政負担になるのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

仮に処分をそのまま行政が行った場合については、その費用は発生します。ただ、今沖縄県自動車リサイクル協同組合というのがあります。そこと協定を結ぶことによってスクラップとして売った場合、それを対価として引き取ってくれるということで、それを前提にしてこの

条例を改正というふうになっておりますので、費用についてはリサイクル協同組合のほうが負担するというふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

放置車両として認定されるまでに、廃棄物処分として認定されるまでに、その調査の期間はどれぐらい必要ですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

調査の期間としては、早ければ1週間程度だと思います。この条例規則に基づけば放置となる期間を定めておりますので、14日間は様子を見るという形になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それではお願いします。

今回の全部を改正するということですがけれども、今の屋良朝春議員の質疑でもあるように、放置車両を廃棄物としてやるための条例改正なのか。それともまた、今言っているような期間ですね、今まで放置車両ということで認定されているか分からないんですけども、調査がかかって期間が大分、半年、1年、もしかしたら2年ぐらいかかっている部分もあったんですけども、この辺の処分するまでの期間はどのような形になるのか。短くならないといけない部分ではないかなと思っただけですけども、この辺はどういった形になりますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

上間議員の御質疑にお答えします。

今回の条例の全部改正について、大きく5つの改正点があります。発生防止について、第7条のほうに協力を要請する機関ということで、警察署を明記しております。これまでも警察署のほうには問合せ機関としてやっておりましたが、文言として入っておりませんでしたので、警察署として明記しました。

あと11条のほうに撤去の勧告という規定を設けて、所有者が判明した場合に撤去を勧告することができるということです。所有者に対して強く言えるというふうになっております。それと、あと廃棄物の認定について、これまで規則で基準を設けておりましたが、規則の中にちょっと曖昧な部分もあったので、それを細かく、細分化して、どういった場合に放置自動車が廃棄物として認定されるかというものを規定しております。先ほども申し上げましたが、自動車が廃棄物として認定できない場合もその措置を14条のほうで規定してありまして、一番大きなものが第15条のほうに、原因者である所有者に費用を請求できるというふうにしてあります。それで規則の中で本人に撤去の勧告をした場合、6か月間は猶予というんですか、期間を与えることになってありまして、本人に警告してから6か月は様子見というんですか、そういったのがあります。

その撤去に関してスピードが早くなるかというところですけども、所有者が判明するまでの期間というのはこれまでも同様だと思うんですけども、先ほど申し上げた自動車リサイクル協同組合、そこの協定によって撤去までの期間は短くなるかなと思っただけですけども、

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは中身のほうについて少しお聞きしたいんですけども、今回、事業者等が入ってきています。この事業者の責務ということで、何を言いたいのがちょっと分からない。この辺は事業者に対して何を求めているのか。もちろん事業者であるから自分の車は管理してくださいということではあると思うんですけども、その啓発とか回収とかそのまま措置を講じるという。この辺、もう少し詳しくお願いします。

あと関係機関の協力要請ということで今回警察のほうで協力できるということだったんですけども、主にこれは乗用車、軽自動車に関わる部分だと思うんですが、そういうことになれば沖縄県の陸運事務所、または軽自動車協会等があります。こちらのほうに対して車体番号の調査とか、もちろん警察の方が入って立会いをしながらそういった中に入っていけるということではあるんですけども、その辺をしっかりと組み込めて、また協力体制が取ればもうちょっと早くなるのかなというふうに思っているんですけども、この辺、ほか関係団体ということでもありますので、この辺の依頼はしたのかということ。

あともう1件、10条で土地の所有者等からの調査依頼とありますけれども、これは改正前の条例の中にもあったんですけども、なぜ個人の土地に対して村が関わりを持たないといけないのか。今まで木の伐採とか、また崩れた土地、もちろんブロック塀とかといったのは個人であるから所有者がしっかりと管理しなさいという考えだと思うんですけども、なぜまたここが入っているのか。この3点をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

今御質疑のあった、放置自動車に関する条例

の第2条1項4号のほうに、事業者等ということで、村内で自動車販売等を営む方についても放置自動車に関するものについて、責務を負ってくださいよ、周知等も負ってくださいよというようなことを記しております。協力してくださいねという意味です。

あと第7条の関係機関への協力要請ということで、警察の文言を入れております。その他の行政機関というところで、もちろん陸運局、あとは軽自動車協会、現在までも照会をかけるときにはその機関のほうに照会をかけておりますので、その中に含まれているということです。

あと第10条の土地所有者の件ですけども、もちろんその所有者が自分の土地ですので、それについては管理するということでありますけれども、その自動車がもし廃棄物になった場合の処分について、実際は個人にて処分してもらうこととなりますけれども、所有者を見つけることが非常に困難である。そういった場合には、やはり行政のほうに依頼すれば関係協力機関の要請によって、所有者が判明することもありますので、それで土地所有者等からの調査依頼という文言は前条例からも入っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

お願いします。

先ほど担当課長のほうから第11条の3項、これまでより強いほうになっています、勧告できるということになってはいますが、より強くということであれば勧告ではなくて、命令ではないでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉正志議員の御質疑にお答えいたします。

命令をする規定のほうも14条のほうにございまして、その措置命令の前に一旦勧告をして、その後に命令ということにしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

失礼しました。では、近隣市町村といえますか、他の市町村でもこのように対応できてきた事案、そういったのがあるからこそ今回のこういった改正につながっているのか。この改正案が実際施行された場合に、これから本村にはそういった放置車両が全てなくなっていくというふうに考えられるのか、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

やはり我々のほうとしてもその放置自動車に関しては頭を痛めていたところでございまして、たまたま中城村のほうで自動車リサイクル協同組合というものがあるというふうにお伺いして、調べたところ、豊見城市、あるいは那覇の港湾管理組合のほうも協同組合と協定を結んで処分の実績があるというふうにお伺いして、我々のほうもぜひそれに取り組みたいということで条例の全部改正に至ったというところであります。全てなくなるかという御質疑については、努力しますということで答えたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先ほど上間議員のほうからもありましたが、もう一度確認したいと思います。

所有者の敷地内にあるそういう放置自動車、本当にそれを認定して撤去することが可能なんでしょうか。もう一度すみません、お願いしま

す。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、あくまでも土地所有者がいらした場合は、その所有者が処分することにはなるんですけども、その持ち主等の調査については本村が代わってやることもできますよというところです。あと、一応自動車リサイクル協同組合のほうからも情報をいただいて、そういったものがあつた場合、個人でも受けるということがあります。ただし、それは自分が処分したい場合ですね、そういった場合には連絡が欲しいということでありましたので、そういった情報は住民の方にもお伝えしたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私から、今答弁にありました県リサイクル協同組合、スクラップ費用として売れば採算が取れるという話も出たんですが、これは処分費用とスクラップ費用で売った場合、どれぐらいの採算が見られるのか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

川上議員の御質疑にお答えします。

今、自動車リサイクル協同組合のほうとお話をさせていただいたんですけども、実際赤字だということをお伺いしておりますが、やはり社会貢献ということで引き取っているというふうにお話をお伺いしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あともう1点、第18条にあるんですが、命令に違反した者は、5万円以下の過料に処するとありますが、ぱっと見、やっぱり苦慮している分5万円というのは少し安い金額かなとも見られるんですが、恐らく近隣市町村の金額を参考にしながら定めていると思うんですけども、その辺はどう思われているのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

この5万円というのは、地方自治法の中で過料として市町村ができるものについて、これは5万円というふうに設定されておりまして、その上限を設定しております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部

改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第65号 北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の全部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第66号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第66号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑したいと思えます。

仕様書の中にチップ化、堆肥化を行い、村民に還元するというところでありますけれども、実績ですね、あと販売も行えるとしているとあります。こちらのほうも実績をお願いします。

あと指定管理料、予定価格1,017万4,000円となっておりますが、予定価格ということですが、上がる可能性もあるのか、この辺をお願いします。また、前回とは増額になっておりますけれども、その増額の理由をお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

上間議員の御質疑にお答えします。

実績ということですが、すみません、今手持ちの資料がなくて恐縮ですが、後で御報

告させていただきたいと思います。

もう一つ、次の予定の価格ということですが、昨今燃料費等経費の高騰、人件費も上がっておりますので、令和6年までの契約とは13%の増額を見込んでおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

なぜこの売上げの実績まで聞いているかというと、この売上げに関しても入れながら指定管理料、相殺というんですか、鑑みながらやるのが普通じゃないかなというふうに思っていて聞いているんですけども、それが答えられないということは、しっかりその売上げがあったかなかったかというの分らないまま予定管理料を算出しているのか。

それとまた、予定価格ですけども、1年に1回協定書の中では更新できますよね、金額の部分。だから今回指定管理を契約する場合にもしっかりと、1年の契約はこれですよという、始まりから1年間はこれですよというのが普通じゃないかなという考えで聞いています。この2点をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

契約の中のほうでもチップとか堆肥とかを売って、その売上げを経費にすることができるというふうになっておりますので、この辺も収入として入れて考えた上での予定価格を立てております。年間、この今予定としている額については上限だと考えておまして、その中で、例えば売上げが上がった場合というのは、やはりこれを見直す必要もあるのかなということを考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第66号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

日程第7. 議案第67号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（名幸利積）

日程第7. 議案第67号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは補正予算（第5号）について質疑させていただきます。

5ページ、債務負担行為、一般廃棄物処理施設整備事業です。交付金を各市村で行うということですが、どのような事務か分かりませんが、いろいろなところから話は来ていると思うんですが、なぜ防衛省補助を使わないのかという声もあります。この辺の絡みもあるのかお聞かせください。防衛省補助をやるから各市町村でやりなさいということなのか、この辺をお願いします。

続いて歳入13ページ、21款2項3目1節、財政調整基金、補正後、この基金の残高が幾らになっているのかをお願いします。

続いて歳出16ページ、2款2項2目賦課徴収費、13節使用料及び賃借料、法務局行政文書開示請求手数料ということでありませけれども、この開示する文書の内容と、どのような使用の目的で請求するのかということです。

続いて22ページ、4款2項1目清掃総務費、18節、一般廃棄物処理施設整備推進負担金、当初は組合を組織して職員も派遣してやっていたこの事業ですけれども、途中で経費削減できるということで浦添市が事務を全て行うということでしたけれども、今回債務負担行為のほうでも事務経費がかかってきています。そういうにもかかわらず当初予算600万円か、これからまた100万円ぐらい上乗せということですが、この増額の理由をよろしくをお願いします。4点お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

ただいまの上間議員の御質問にお答えします。

まず債務負担行為のところですが、前回債務負担行為、8億2,651万2,000円を29億1,730万8,000円に増額ですが、令和6年の当初について、本事業に対する一般財源分の負担金を計上しておりました。今回3村で負担すべき起債に関する額も算出されたことから、起債分と一般財源分も含めて補正というふうになっております。防衛補助になったからそういう起債を分けたのかということで、そうではなくて、交付税に関するものが関連してきますので、それぞれで起債分を予算化する必要があるというところで、今回の債務負担行為の補正というふうにしております。

あと22ページの4款2項1目18節負担金、補助及び交付金の件で、今回浦添市において一般廃棄物処理施設の建設に伴う組織の見直しがありまして、これについて人件費分が多く見直しがありましたので、それで計上としております。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質疑にお答えします。

13ページ、21款2項3目の財政調整基金の補正後の残金ですが、2億1,070万1,000円となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

私のほうからは16ページ、2款2項2目13節使用料及び賃借料について、これは法務局行政文書開示請求手数料についてですが、この補正については、まず土地の鑑定評価に関する公文

書公開請求が本村にありまして、村としては個人情報が開示するおそれがあるということで、一部非開示を決定しました。この一部非開示は不当だということで、申請者より行政不服審査請求がありまして、村情報公開及び個人情報保護審査会の審議の結果、処分取消し、一部非開示はもう一度審査しなさいということで、決定が下ったため、土地の鑑定評価に関する鑑定書については個人情報がかかっているということで、私たちとしては一部非開示にしたんですけれども、それが妥当ではないという判決が下ったので、改めて不動産情報を法務局から情報収集するというので今回補正しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

まず、債務負担行為ですね、こちらのほうは起債の関係でということで、補助金とは別の話ということで分かりました。あと財政調整基金が2億円ということですが、これからまた職員の給与の遡及分、大体3%ぐらいかな、人勧で出ています。うちの職員の給料からすると5,000万円から6,000万円ぐらいまた支出があるのかな。もちろん一般財源にはないから財政調整基金で補うという形になって、この財政調整基金がさらに減るということでもあります。私が気にしているのは、令和7年度の予算編成で、今まで2億円から3億円ぐらい当初予算で財調を切り崩しながらやってきています。その部分ですね、今度は1億5,000万円しかなくなっているということですが、大分厳しい予算調整じゃないかなと思っていますけれども、この辺どういうふうにできるのかということと、どのように考えているのかということと、また現在非常に基金が減っています、この財政調整基金ですね。今まではしっかり繰入れというか、使った分はしっかり入れられていたという部分

はあると思うんですけども、財政調整基金、今回不足分もありますし、赤字補填も国保に行いました。ですが、この行為ですね、財政基金条例の中での繰入れ運用なのか、処分なのか、この2つしか崩せる項目はないと思うんですけども、どの項目に当たるのかお願いします。

歳出のほうの法務局の行政文書開示請求手数料ということですが、それではまだ終わっていない、また次の相手方の訴訟が出てきたということで理解していいのかということです。

あと、新一般廃棄物処理施設整備推進室負担金、組織の見直しということですが、格上げになって人数が増えるのか、どういった形で組織の編成が行われているのか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質疑にお答えします。

財政調整基金が2億円ということで、我々財政も非常に心配しているところです。人勧含めて試算である程度の金額は出てくると思いますけれども、その後の当初予算はまだ入力中でありまして、非常に危惧しているところです。出てきた段階でどの項目、今までやった項目を減らすのか。反対に事業見直しを含めて行革でやった部分がありますので、その見直しも含めて統合できるもの、廃止できるものを含めて総合的に判断していきたいと思っています。

それと財政の、要綱を持っていないんですけども、赤字補填が繰入れ運用なのかと、繰入れ処分なのかという話がありましたが、基本的に運用は、一度、例えばうちの会計課がお金なくて、崩して一時立て替えて、預かって運用しておいて、収入が来たときに返すということを考えると、赤字補填の部分については繰入処分、そのまま上げてしまうという流れだと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

引き続き私のほうから16ページの法務局行政文書開示請求手数料についてですが、これはあくまでも不動産情報を取得するという、こちらが法務局に情報開示するという手続ですが、これとは別個に今訴訟を起こしているんですけれども、その事案とは全く別な土地というふうに考えてもらってよろしいです。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

上間議員の御質疑にお答えします。

組織の見直しですけれども、これまで浦添市の環境保全課で一部やっていたものが、課に編成されて専門的にやるということで、組織の編成があったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは財政調整基金のほうだけお聞きしたいんですけれども、我が村の財政調整基金の条例でいくと、今処分ということになっていきますけれども、基金の処分は地方財政法第4条の4項のいずれかに該当する場合に限るということで、この地方財政法では、経済事情の著しい変動等により財源が厳しく不足する場合において該当不足分を充てるための財源に充てる。2で、災害により生じた経費ということですが、3、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、ほか費用ややむを得ない事情により生じた経費の財源、こちらも土木事業、建設事業です。4に長期にわたる財源の育成のために財産の取得のため経費の財源を

充てるということです。第5に償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるということですけれども、今、国保の赤字部分を中心にやっているんですけれども、どこに当てはまるのか、この1から5ですね。それとあとそのほかのなくなったというか、減っていった財源をどういうふうに入力していくのか。その辺の財政計画も立てながら、いつも言っているんですけれども、本村はないようなので、財政計画を立てながら来年度予算もつくっていかないといけないんじゃないかなと私は思っていますけれども、この財政計画も含めて、本来は計画を立てて幾ら借りますよという形でやりながらやらないといけない部分で、これだけ金額が大きくなってきているから。ましてや繰入れできなくなっているからということですね、理由は。その辺どういうふうにお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、要綱等を今持っていないので、例えば国保、今1から5まで聞きましたけれども、基本的に不足しているから補っているという形を取っているつもりであります。それと今後の財政計画ですけれども、今中期財政計画を立てていますけれども、なかなか赤字の部分で、非常に計画が立てられない状況も含めて、それで先ほど言った事業見直しも含めて検討して、近々計画書として出していきたい。今予算については基本的に実施計画3か年のルーティンの計画をやっていますので、それに乗せる事業を中心ということで各課には投げております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

お願いします。

まず24ページ、6款1項3目観光費、18節負担金、補助及び交付金のクルーズ船受入事業負担金の実績についてお願いします。

あと25ページ、7款2項2目14節工事請負費の北中城小学校地区交通安全対策工事ですね、これは前にも質疑したと思うんですけども、前は琉銀前のほうという話があったので、同じ場所なのか、その辺をお願いします。

以上、お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

川上議員の御質疑にお答えします。

24ページ、6款1項3目18節、観光費の負担金、クルーズ船受入事業負担金の実績ということですが、平成28年度から始まって、令和元年度までは4か年間実施しております。ちなみに実施件数として平成28年度が9回、29年度が22回、30年度が20回、令和元年度が23回となっています。その後コロナ等があって令和2年から令和5年までは実績がありません。今回、補正で組んだのは令和6年度に受入れが3件の予約が入っているということがありましたので、中部広域のほうから負担金の依頼がありましたので、今回組ませていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうからは25ページ、7款2項2目14節の北中城小学校地区交通安全対策工事についてお答えいたします。

この工事全体としましては琉銀の付近から小学校までの間を、今横断防止柵になっているのを車両対応型の防護柵、ガードパイプの補修を考えているところでありまして、当初の

補助事業配分が全体の金額に足りていないというところがございます、現在国の補正予算の活用も見越して、もし可能であれば今年度中に全線を対応したいということで、今はまだ調整中の段階ではございますけれども、補正予算を見越しているというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

25ページの小学校安全対策については理解しました。事故も多いので今後その辺も対応できるようにぜひよろしくをお願いします。

24ページお願いします。クルーズ船受入事業負担金ですが、このクルーズ船は大体何人規模のクルーズ船で、本村の観光にとってどれぐらいのメリットがあるのか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

船によっても違いますけれども、これまでの実績を見ると500名から1,000名規模の船だと思えます。それとうちの観光メリットですけれども、今までの流れとして一番多いのはイオンさんに行く、あとは中城城跡と中村家というのが主な観光資源となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

このクルーズ船ですね、イオンさん、中城城跡、中村家というところですが、観光客に向けて本村に動線を何かしら周知して、どんどん人来てくださいよ、お金を落としてくださいよというPRとかはされているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

令和2年度あたりまでは中部広域の正職員と嘱託職員2人、また臨時職員の4名体制でやっていたけれども、コロナ禍になってなかなか人が雇えないという事情もあって、全て委託にしております。それで周知も含めて縮小しながらできる範囲内で委託して受入体制ということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

5ページの債務負担行為について質疑をさせていただきます。

まず、本事業の概要ですが、その施設で取り扱う処理対象物についてお聞きをいたします。

それから2点目に事業方針、この対象物はどういう方法で工事をしていくのか。役場がやるときにはPFIとかいろいろあるわけです。そのような状況をお聞きいたします。

それから今後の入札ですが、多分公募型とかそういう状況でしょうから、金額はまだ分からないという状況でしょう。その落札者を決定する時期がいつ頃になるかをお聞きいたします。

それから総事業費の財源、金額はまだ分からないはずですから、比率といいますか、これをどういうところから工事費が出てきますというのが比率で分かればお聞きをしたいと思っております。それから浦添市、中城村、北中城村の負担割合、この比率についてお聞きいたします。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

大城律也議員の御質疑にお答えします。

まず事業の概要ということで、対象となる廃棄物がどのようなものかというところですが、現在と同じように可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみというふうになっております。建設についての事業方針ですが、PFI方式になっておりましてDBOという方式です。デザイン・ビルド・オペレーション、建物を建ててオペレーションまで含めて行うというふうな方針としてはなっております。

あと、入札の時期ですが、令和7年1月中旬を予定していて、4月1日から契約締結と聞いております。

あと財源ですが、これについては厚労省の事業と聞いておりまして、全体の設計建設費が311億1,400万円です。負担割合は、浦添市が71.244%、ごめんなさい、建設費等の割合です。交付金が114億8,300万円、起債が134億9,400万円、単費です。3市村の持ち出しが61億3,690万円です。それで3市村の負担割合が浦添市71.244%、中城村14.354%、北中城村14.402%となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ぜひこれはどうしても成功させなければならぬだろうと。ただ距離が遠くなるわけです。またその辺で運搬費の問題やら出てくるんじゃないかという気がするわけですが、先ほどの説明で自ら運搬するもの、これが取扱いをしていないという説明があったんですが、今後令和11年に供用開始予定のようですが、その後どのようにされるのか、対応をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

先ほども答弁の中で申し上げました。浦添市のほうは自己搬入ごみは今受入れしておりませんが、受入れに向けて検討はするという事で、担当課の担当レベルの中では話を続けているというところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

平成と言ったような気がしたものですから、令和11年に変更します。運用開始ということになるわけですね。それでその取扱いする業者はそのままの業者で運用開始していくのか、これはまだ先の話ですけれどもよく分かりませんが、その辺ですね。ただ、距離が今までのものよりもかなり遠くなる。それから国道58号を利用していくと思いますが、混雑もひどいというような状況になって、今後はその辺の課題も出てくるかなという気がいたしますが、この辺についてもぜひ業者とも打合せをしてやっていただきたいと思います。

それから運営期間ですが、さっきDBOという話でしたけれども、その期間といいますか、運営期間というのがありましたら、最後にお聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時03分 休憩

午後 0時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

先ほども申し上げましたこの事業自体がオペレーションまで入札を行うとしております。ただ、いつまでやるかというのが、まだ我々のほうには情報を聞いておりませんので、今令和11

年から事業は開始というふうに聞いてはおりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今の大城律也議員からの関連で、22ページ、4款2項1目清掃総務費の18節負担金、補助及び交付金、新一般廃棄物処理施設整備推進室負担金、これとはちょっと違うんですが、今担当課長からの回答で新処理施設の負担割合の話があったと思います。浦添市71.244%、中城村14.354%、北中城村14.402%、これはどういった算定基準、ごみの量とか人口とか基準財政需要額とかそういったものも勘案してくると思うんですが、中城村の人口が多い中で北中城村が割合的に多い理由はこういった話合いがなされたのか御存じでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉正志議員の御質疑にお答えします。

この負担割合についてですけれども、これについて浦添市、中城村、北中城村1市2村で整備に関する基本合意書というものを取り交わしております。その中で令和7年度から令和10年度までの負担金について、これは平成30年度から令和4年度までのごみ搬入量の実績値によって決定しております。そこで中城村は人口が多くてなぜ北中城村の割合が高いかと申しますと、実は事業系ごみが北中城村は中城村より多くて、そのごみの割合が多くなっておりまして、その差は事業系ごみの差となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

すみません、もう1点、確認です。25ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、2目の12節委託料、村道仲順屋宜原線、喜舎場集落からあやかりの杜区間、予備設計業務とありますが、具体的な場所はあやかりの杜から喜舎場集落入り口といますか、そこだと思われま。す。どういったことがこの予算に使われるのか。予備設計業務をもうちょっと詳しい説明のほうをお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

予備設計業務の補正は、今設計を行っている中で、擁壁など構造物が生じてくると。その構造物の検討に当たって土質調査を行います。そのボーリング調査の経費、その部分を今回の補正として計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思。います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第67号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第68号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第8．議案第68号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思。います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第68号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第69号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第9. 議案第69号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第69号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第70号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第10. 議案第70号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第70号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第71号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○議長（名幸利積）

日程第11. 議案第71号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第71号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第71号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第72号 団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変更概要について

○議長（名幸利積）

日程第12. 議案第72号 団体営安谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変更概要についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ます。

これから議案第72号 団体営安谷屋第2地区
土地改良事業（農業用排水施設）計画変更概
要についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第72号 団体営安
谷屋第2地区土地改良事業（農業用排水施設）
計画変更概要については原案のとおり可決され
ました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 0時15分 散会

令和6年第11回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年12月10日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和6年12月10日 午後3時25分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	欠	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事	兼 島 栄		
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和6年12月10日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 北中城まつり・青年エイサーまつりについて 2. 平和行政について 3. ごみの出し方について
2	大 城 律 也	1. 中城村・北中城村共同のまちづくりについて
3	比 嘉 正 志	1. 学校教員の現状について 2. コミュニティバスの利用状況について
4	平 安 山 和 美	1. 防災・減災について 2. 子どもの権利について
5	比 嘉 義 弘	1. 道路の壁の落書き 2. 村民体育館の件 3. シルバー人材センターについて

○議長（名幸利積）

おはようございます。

喜屋武 功議員から欠席の届出がございました。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

まずは孝則村長、2期目の当選おめでとうございます。勝って兜の緒を締めよです。緒を緩めることなく、村政運営に尽力していただくことを期待します。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、北中城まつり・青年エイサーまつりについてです。

今年の北中城まつり・青年エイサーまつりは、10月12日、13日に行われ、多くの来場者で成功裏に終えたと思う。そこで、次の点について伺う。

- ①両日の入場者数は。
- ②防災対策としてどのような対策を取ったか。
- ③苦情等問題点は。
- ④今後の課題は。

2点目は、平和行政についてです。

平和思想の啓発・普及を図るため、村内の保育所、幼稚園、小学校への平和図書の贈呈と施政方針にあるが、今年度の贈呈の実績は。また今後、北中城村の平和行政についてどのようにお考えか。

3点目は、ごみの出し方についてです。

来年の令和7年4月より、指定ごみ袋、粗大ごみ処理券料金及び自己搬入手数料改定が予定されているのに伴い、10月23日に指定ごみ袋に関する住民説明会が開催された。そこで次の点について伺う。

- ①当日の参加者は。
 - ②どのような質疑や意見が出たか。
- 以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の北中城まつり・青年エイサーまつりについてでございます。

①両日の入場者数は北中城まつり1万2,430人、青年エイサーまつり2万6,420人でありました。

②防災対策として、今回1月の能登半島地震や4月の沖縄県内の津波警報等があったことから、津波が来た場合等を想定した災害時避難計画を作成し、避難場所、経路となり得るであろう団地、熱田及び和仁屋の自治会及び自主防災組織と情報交換を開催。また、会場内へ災害時避難経路等の防災看板設置、司会者よりプログラムの合間に災害時対応アナウンスを実施したところでありました。

③苦情等問題点はなかったかということですが、特に苦情等はありませんでした。

④今後の課題といたしまして、今回、津波が来た場合を想定した防災対策に急遽取り組んだ中で、果たしてまつり会場をこの場所で開催すべきかとの課題が出てきたところでありました。

2番目の平和行政についてでございます。

例年1月に図書の選定を依頼し贈呈を行っており今年度の実績はありませんが、昨年度でいいますと、小学校3校、中学校1校、幼稚園、保育園それぞれ1園、認定保育園8園の実績がございます。

また、わが村の先人たちは、平和行政に対し非常に熱心だった。私もこれまでと同様に、平和を希求する沖縄の心を大切に草の根の平和運動を展開していく考えでございます。

3番目のごみの出し方についてでございます。

①住民説明会の参加者について、まず聞いております。当日の参加者は6名でございました。

②どのような質疑や意見かといいますと、新年度から新しい袋に変わるが、これまで使っていた袋は使えなくなるのか。料金改定案を見たが、小の袋だけ見直さない理由は。令和7年4月からすぐに導入するのか。遠い浦添市へごみ処理施設が移行することで、ごみ出しの回数が減らないかななどの質問がございました。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは、1点目の北中城まつり・青年エイサーまつりに再質問をいたします。

2日間で約4万人近くの来場者で、大いに盛り上がっていました。私も2日間会場にいましたが、そこで気になっていたのが、4月のような津波警報が出たらどうするんだろうということですね。今回は災害時避難計画を作成し対応されたようですが、防災看板も設置されたらしいのですが、何か所に設置されたか、数はありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

2か所に設置いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

2か所は少な過ぎるかなと思っているんです

けれども、災害時の対応、アナウンス、司会の方が当日おっしゃっていましたが、私も何回か耳にはしたのですが、トータル何回ほどアナウンスしたかとか、記録にはありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

1日3回です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

両日多くの出演者がいますよね。その出演者に災害時の対応は周知していますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

委託業者と警備と、その前にいろいろ話をしました。委託業者の方が出演者に、出るときの対応等を含めてお願いしていましたので、委託業者のほうから多分出演者のほうには、何かあった場合の避難経路とか、その話はあったかと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村内・村外の出店している業者には、それも委託業者からなのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

出店業者と説明会を行いました。そのときにはその計画自体はまだありませんでした。それを終わった後に、その計画も含めてありまし

たので、業者に対しての説明はしていないのですが、もし避難経路を含めて、何かあった場合には、伝達事項の準備はしておりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村内の各種団体からまつりへ動員されていますよね。そういう方々一人一人にも、この対応を説明されたか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

各字には対応はしておりません。ただ、全職員に対して、この避難計画を周知しておりますので、何かあった場合の対応を各職員を含めて関係者のほうで行う予定でありました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まつりの動員ボランティアは、多分同じTシャツで会場内にいますよね。来場者からすると、まつりスタッフとして認識して、災害時の対応、アナウンス等を含めて各個人までやらないといけないのではないかと考えています。対応はやり過ぎはないと思いますので、何かあっては遅いです。ぜひ今後課題にしていきたい。その点はいかがでしょう。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今回急な取組で、私たちまつり担当もいろいろ総務課と調整しながら、この計画を立てたつもりです。悟議員がおっしゃるとおり、避難等を含めていろいろ周知するのはごもっともだと

思っていますので、今後とも周知を徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

避難場所になり得るであろう北中城団地、今回、もしものとき何名ぐらいの避難者を想定していたか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

団地に説明に伺いましたが、避難場所は7階から9階ということを受けて、消防法の中に避難場所の計算方法があって、約4,500名入る計算で説明はしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

団地自治会は、常に防災訓練に取り組んでいます。防災意識も高く、自分の命は自分で守ることを徹底しています。自治会ではなくて、各自で備蓄品をそろえるように周知しているそうです。もし避難が長時間に及ぶと、団地以外の避難している方たちも4,500名、こんなにはいないと思うんですけども、その方々の備蓄品等はどのようにお考えですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

団地の方もいろいろ心配なされて、この説明会にも約20名ぐらい来ていましたけれども、いろんな意見が出ました。その中で連絡網、団地の自治会とか我々とか、あと総務課が災害対策本部を立てる予定もしていましたので、その部

分は、お互い連絡できる体制がありますので、とりあえず災害がなくなったときに物資を持ってくるというのを計画の中で進めています。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

もし災害が収まって、行こうとしても行けなかったら、多分取り残されますよね。今後は、団地の屋上辺りに村の備蓄品を備えてもいいのではないか。その点はどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

団地は、御存じのとおり県の管理になるので、そこに本村の施設を設置するのが適当かどうかは、今後考えないといけないと思います。ただし、あそこの場所は、実際防災訓練のときに見せていただいたんですけれども、備蓄できるような部屋がありますので、そこを活用できるんだったらいいのかなと考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

県の管理なのですが、団地に住まわれている方は村民なのです。ぜひその団地の一室でもお借りして、備蓄品をお願いしたい。

避難者は食料品もない。しかし、団地の住民の方は常日頃からおうちに備蓄しておけと言われていたから、団地の家の方にはある。団地の住民と避難者と間に混乱が生じないか。暴動まではいかなくても、それに似た行動が出る可能性もあります。ぜひ団地のほうにも、村の備蓄品を整備することを望みます。

今回まつりの防災対応など、総務課の担当が担ったと思います。別の業務もありながら、防災対応もするのは厳しいものがあると思います。

今月4日、先週の水曜日ですが、村の広報紙

の防災コーナーの取材で仲順公民館で待ち合わせしていたんですけれども、そのときに役場が停電になったようで、担当の方がちょっと遅れてきていたんですね。やはりほかの業務を抱えているからだと思います。4月以降、沖縄県民の防災意識は向上しています。そういう機運が高まっている頃に防災専門の係とか、防災対応室などの検討はいかがでしょうか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御指摘のとおり、配置すべきというところがございますけれども、ただ、限られた職員の数ですので、我々としても併任を解くわけにはいきませんので、併任をしながらそれに対応するということが今後もなっていくと思います。ただ、財源の余裕、職員の余裕等ができましたら専門ということで置いていけますけれども、現段階では併任という形でさせていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

人員は限られていると思いますが、村の防災関係が軌道に乗るまでそこで対応して、ある程度道筋ができれば、また総務課に戻すなり、職員はまた数年で異動しますよね。担当が代わったからまた振り出しに戻るでは、村の将来に向けた防災対応に不安が残ります。ぜひ検討していただきたい。

6月の補正予算（第2号）、研修費の負担金、防災士の資格取得で補正が出ていましたね。職員が合格したようで、おめでとうございます。防災士養成講座を募集した日の午前中、あっという間に定員に対し、今回はキャンセル待ちでどうにか一人が受講できたと聞きましたが、当たっていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今御指摘のとおり、防災士養成講座の受付からわずか2時間ほどで定員に達しました。うちもそのぐらい早く埋まるとは思わなくて、確認した際には、もう既に満杯の状態でした。せっかく予算を確保してもらいましたので、大庭学園のほうに、どうにかキャンセルが出た際には職員を受講させてくれないかという申し出をしておりました。その後、1名の枠が開いたということで、うちの職員1名が受講して、先週ですか、合格通知の連絡を受けてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私が令和3年度に受けたときは、そこまで殺到はしていなくて、何日後もずっと空いていたんですね。やはり県民も防災意識が確実に上がってきています。今回急遽取り組んだ中で、北中城村の防災意識も徐々に向上してきているように感じています。

そのことで、まつり会場をしおさい公苑で開催すべきかどうかという今後の課題が出てきたと思います。しかし、狭い村内、まつりができる広い場所もない。キャンプ瑞慶覧、喜舎場ハウジング内の陸上競技場などは最高に最適な場所だと思うのですが、そこでの開催はやはり厳しいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

キャンプ瑞慶覧内の陸上競技場については、許可を取るのに、例えば中に入るのに、一人一人の名前と年齢等を含めていろいろ手続等が必要ということ想定すると、なかなか難しいの

ではないかという認識であります。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

役場からも近いし、最高にいい場所です。去年12月に陸上競技大会の一般質問をしたのですが、本気で検討して、どうにかその手続がスムーズにいつて開催できたら一番いいと思うんですけども、村長どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御意見、私たちも一度検討はいたしました。引き続き、毎年司令官との面談もございますので、その場で。以前は陸上競技大会ができないかということを出したことがありますが、しかし、それは難しいものがございます。今回避難ということで、避難協定を結べるかどうか、打診をしてみたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

避難ではなくてまつりです。広いし、あそこでまつりをしたい。どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まつりについても打診をしたいと思います。ただ、まつり会場としては、これまでしおさい公苑だけではなくて、中城城跡ということも想定されますので、そういうことも含めてこれから検討します。基地内については、打診をしてみたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

前向きによりしくお願いします。

去る村長選挙、北中城村が二分したかのよう

に思います。それは村の今後担う大事な選挙だったので仕方がない。名幸議長の就任時に、わだかまりやしこりを議会内でも徐々に解消していく役割を担うとおっしゃっていました。村民も一緒です。チーム北中城で村を一つにまとめ上げないと、村長の掲げる「住みよい幸福度が感じられる」むらづくりはできません。村を一つにするためにも、多くの村民がお互い協力し合いながら一つのものを成し遂げるのも一つの手かと思います。

そこで提案があります。来年辺りの北中城まつりで多くの村民を集めて、ギネスに挑戦というのはどうでしょうか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変いいアイデアだと思います。ぜひ担当課を含めて、北中城まつり実行委員会等で議論してみたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ギネスの結果はどうであれ、村民が一つのことに取り組み、一体感や達成感は計り知れないものがあると思います。例えばアーサ汁の大鍋とか、最近はやっていますよね。キクラゲとかバナラとか、特産品を使ったギネス挑戦などもいいと思います。そのことがマスコミとかSNSで発信されれば、また商品の宣伝にもなって、ふるさと納税返礼品の宣伝にもつながると思います。

ギネスの申請には時間がかかると聞いています。村長2期目、来年は厳しくても4年間で達成していただきたい。再度、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変いい提案だと思っていますので、まつり

担当、あるいはその実行委員会等で前向きに検討をしてみたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

お願いします。

次に、平和行政について再質問をいたします。

例年1月に図書を選定をして贈呈を行っているということですが、では来年1月に平和の図書を贈呈という認識でよろしいか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

その認識で間違いございません。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

さきの村長選挙で孝則村長の公約に、「平和の日制定」とあります。私の個人的な考えですが、356日、毎日が平和な日でなければならない。一日を平和の日にするのではなく、沖縄県には慰霊の日があります。6月辺りを平和月間にして、さっき言った平和思想の啓発・普及を図るため、各学校へ図書を1月ではなくて、6月辺りに配布して、平和を強く考える月間にしてはどうか。村長のお考えは、まだ平和の日でしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えいたします。

平和の日の制定の意義というのはあると思います。1年365日平和の日であれば、ただ、その趣旨が非常に希薄になるというところがございます。その趣旨を強めるためにも、平和の日を制定するという事は大事ななと思います。

そして平和月間、恐らく6月とかそういうことが想定されますけれども、それも定めてもい

いと考えております。平和の日、平和月間、それぞれのまた趣旨があると思いますので、両方制定するという事も検討したいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ちなみに、お隣の北谷町は北谷町民平和の日があります。それは終戦時に町の全域、町全部が米軍によって占領され、その後、昭和21年10月22日によりやく町内の一部に居住が許された日、それが北谷町民平和の日なのです。我が村でそういう特別な日があれば平和の日でもいいと思うんですけども、なければ平和月間で私はいいと思います。

我が北中城村には、他市町村にもあまり例がない「平和を守る北中城村民の会」があります。その会長はどなたでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

平和を守る北中城村民の会の会長は、比嘉孝則村長でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長、会長ですよ。平和を守る北中城村民の会の事業計画、平和の礎の名前を読み上げる集いがありますよね。たしか令和5年度からかな。私は読み上げに参加していないのですが、ある村民から「断っているのか」とお叱りを受けました。しかし、断るも何も一度も話がなくて、案内もないんです。ということを説明したら、本人はびっくりしていました。てっきり皆さんに話があって、断っているものだと思われていたんです。会長である村長は御存じでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この読み上げについては、村民の会が主体ということではございませんが、村民の会に一応呼びかけはございました。これは他団体からの呼びかけでございまして、私がそれに賛同して、対応したという状況でございます。全議員に呼びかけをお願いしたということではございませんので、村民の会が呼びかけられたというわけではございませんので、他団体からの呼びかけに我々が応じたという状況でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

議員の皆さんは、多分理事とかにあてはまっているので、課長の皆さんもそういうので案内があったのかと。だから分けられているのではないかと思って、今回質問をしています。

ちなみに、今年2月4日に行われた令和5年度平和を守る北中城村民の会平和講演会「ハワイに生きる」と比嘉太郎～ふるさと上映会&想いを語る～には、案内とは別にお声かけがあった。何だと思いませんか。駐車場係なんです。伊集守吉議員と一緒に頑張りました。来場者の喜屋武 功議員も、駐車場係を2人がやっているのを見てびっくりしていたんですね。そのことを、今年の5月に行われた平和を守る北中城村民の会総会で発言しようかと考えていたんですけども、そこで言ったらその総会だけで終わってしまうので、表沙汰にはならない。今回、あえて一般質問で取り上げました。

もう一度言っておきます。平和の礎の名前を読み上げるとき、私は断っていないんです。案内がなかった。そう考えると、何か区別されているのか。平和を守る北中城村民の会が平和でない気がする。平和を守る北中城村民の会の会長の村長は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回の読み上げについては、私たちも各団体を特定したそういう呼びかけはしておりませんので、不特定多数に呼びかけたところがございます。決して悟議員等について、これを外したというか、それは全くございません。そして今後、これからどういう呼びかけがふさわしいのかということなのですが、私たちとしては、ある意味では募集をかけてやるとか、あるいは子供たちにやるとか、その事業というのは急にやってくるころがございまして、そういう面では、悪く言っちゃうと手っ取り早い施策として、子供たちとか役場職員、あるいは議員かもしれませぬ。そういうときにまた、これからの呼びかけですが、ぜひ議員の皆さんにも呼びかけはいたしたいと思っております。ただ、時間的な余裕があるかどうか分かりませぬけれども、余裕がございましたらしっかり呼びかけできると思っておりますので、今回については余裕がないと言ったら言い訳になるかもしれませんが、非常に時間的に、期間的に短かったものですから、とりあえず我々の事務局のほうから呼びかけに応じる組織を選定したというわけでございます。決して議員の皆さん、そして悟議員を排除したということではございません。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私を呼べとか言っているんじゃないですよ。ちゃんと平和的にやってほしい、進めてほしいということです。

毎年、長崎平和学習の旅に北中城中学校の生徒が4名ほど参加していますよね。平和学習に行き終わりでなく、そういう子たちも巻き込みながら平和を守る北中城村民の会を運営してはいかがか。10年だと40名になります。平和に関心がある10代、20代の若い世代が関わっていただくと、村長の考える平和行政「草の根平

和運動」にもつながると思いますが、いかがでしょうか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういう経験者の皆さんを集めて、あるいは組織をつくってやるのが、また非常に大事かと思っておりますので、一過性のもものでは終わらせたくございませんので、おっしゃるとおり、これから経験者の皆さんをぜひまとめて、我々の会員として、あるいは別組織をつくっていただくか、そういうことを私たちも働きかけをしたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まずは総会から案内をかけて呼んでもらうとか、声をかけていただきたい。

ちなみに、南米子弟研修生が来村したときは、村から逆に南米に研修に行った方がいますよね。村民の方で。その方々には声がかかるそうなんです。南米から来ていますという案内があるので。ぜひ平和学習に参加された人にも声かけをして、平和行政につなげていくことを要望します。

最後、ごみの出し方について再質問をいたします。

住民説明会の参加者6名は、ちょっと少な過ぎではないか。令和7年4月に向け、村民へどのように周知していくお考えか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉議員の御質問にお答えいたします。

今回の住民説明会には、村の広報、ホームページ、公式LINEを使って周知いたしました。参加者が6名ということで、我々もちょっと少ないなというふうなことは思っております。

そこで、我々の広報、お知らせできる媒体としては、村広報とホームページと公式LINEかと思っております。ただ、公式LINEについては何回もできますので、それらを使ってお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

令和11年供用開始予定の新クリーンセンター建設計画もあります。それに向け、費用の捻出も計画的に行わないといけない。また、ごみ排出量に応じて負担割合も比例されるようですので、村民に排出量の抑制やごみの減量化、リサイクルの意識づけを周知していかなければならない。村としてはどのようにお考えでしょうか。また、村広報とかですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、やはりごみ処理に対する経費というのがかかってくることであります。ただ、ごみの減量化等は、それを関係なしにやらないといけないと思っておりますので、やはり広報とホームページ等、減量の仕方というのは具体的な、こうやれば減量につながるというようなものも、併せて周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

防災関連も村の広報紙に頻繁に載るようになっていきます。ごみ問題も定期的に掲載して、村民へ丁寧に説明、周知していく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

おっしゃるように丁寧に、回数も増やして、細かく指導できるような形で周知したいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村の社会福祉協議会主催の「ふれあいクリーンアップ大作戦」が毎年2月と6月に開催されている。そこには村内各種団体、子供からお年寄りまで多くの参加者が集まります。皆さん、ごみ拾いに来るんですね。そういう会場でブースなどを設けて、排出量の抑制、ごみの減量化の意識づけを周知してはいかがでしょうか。先ほど住民生活課長からありましたが、ごみ量の減らし方などもそこで周知できると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

ありがとうございます。そういう形で指摘していただけると、我々もそのチャンスが増えますので、その辺り、実行していこうかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

また、北中城まつりや青年エイサーまつりでもいいかと思えます。たくさんの方が集まり、たくさんごみが出ます。ただ、捨てるのではなくて、分けられるとか、リサイクルの仕方とができますので。また、将来に向け、子供たちを巻き込んだ取組も必要です。小学校・中学校に出向いて出前講座など、子供の頃からの意識づけが大事だと思いますが、教育長どうでしょう

か。子供たちに。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員の御質問にお答えします。

議員から提案がありますように、今子供たちも学校の中でSDGsということで、いろいろなものの再利用であったり、資源の有効化ということを念頭に、生徒会でも取り組んでいることがございます。そのように学校のそういう生徒会の活動の中であるとか、またいろいろな授業の中においても、そのSDGsの観点から学習、広く子供たちに学ぶ機会が与えられるかと思っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは青葉苑のパンフレットですけれども、小学生が社会科見学などに行くときに、平仮名も全部載っていますので、そういう形で多分4年生か5年生だったかな。1学年だけではなくて、全体を巻き込んでぜひ取り組んでいただきたい。

住民説明会でも出たようですが、4月以降もこれまでの袋を使い切るまでは使用できるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

4月以降も使えるようにしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ここに令和元年度版、ごみの分け方ハンドブックがあります。これも改訂する予定でしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

その袋の仕様も少し変えますので、中身を見直して変えないといけない場合があれば、改訂の必要が出てくるかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

粗大ごみのところに処理券200円と書いてあります。裏表紙にも処理券のことで、多分これは500円になりますよね。もう変えないといけないと思います。

その中の5ページに、資源ごみのコーナーがあります。「新聞紙、雑誌、ダンボール、チラシ、紙パック、古着等は分けてひもで十字に束ねてください」とあります。沖縄市、北谷町、浦添市では、紙ひもを使用してくださいと、家庭ごみ仕分け・出し方に記載されております。紙ひもというのは、こういう紙ひもですね。沖縄市では、紙類は種類別に紙ひもで縛って出してくださいと。麻ひもやビニールひもは使えません。北谷町も、古紙類を縛るひもは紙ひもを使用してください。浦添市ですけれども、種類ごとにひもで束ねてください。できるだけ紙ひもを使いましょうとなっています。

聞くところによると資源ごみの古紙類、今ビニールひもで束ねられている場合、現場でひもを外す作業が出るらしいんですね。そこに時間が取られて非効率とお伺いしました。そこで、これを機にパンフレットを変えるなら、我が村も紙ひもにしてはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

ごみの出し方等も、ごみの減量化推進委員会もありますので、そこに諮って、おっしゃるよ

うに合理的であれば、その改正の必要もあるかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

変えるときがチャンスですので、ぜひいい方向に変えていけたらと思います。

今年も残りわずかとなりましたが、今年掲げた目標は達成されていますか。私の今年の目標、令和6年、前定例会の一般質問で通告一番を取ることをひそかに目標に掲げて、無事に今日達成できました。

役場は年度主義なので、今年度はあと3か月あります。各課の業務目標が達成できるよう、また村民の福祉向上のために業務に励んでいただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

おはようございます。それでは2番目です。一般質問をさせていただきます。

まず孝則村長、当選おめでとうでございます。2期目の孝則丸の出航であります。村民の誘導をよろしくお願ひしたいと。心豊かに前進でありますので、頑張っていたきたいと思います。

それでは、一般質問に移ります。

中城村・北中城村共同のまちづくりについて。

中城村・北中城村共同のまちづくりで、新たな第一歩を踏み出し、多様な地域資源や地域特性を活かした個性あるまちづくりを進めて、両村の一体感で醸成に向けたふるさとに誇りを持って定住していけるまちづくりに取り組む必要がある。少子超高齢社会の到来等、今後の社会情勢の変化や課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくために、両村がそれぞれ有する強みや資源を補い合うなど、地域の

枠を超えて連携する視点が重要となっている。世界遺産中城城跡を核に両村の共通する様々な課題を解決して、両村の特性や独自性を活かしたまちづくりや産業振興・観光振興及び良好な居住環境づくりに資する土地利用を広域的に展開する必要がある。文化財は保護するのではなく活用して保全する時代だという、文化財保護関連に精通した知識人の言葉である。そこで、共同のまちづくりに関連して質問してまいります。

1. 人間生活の基盤は土地であります。総合的視点に立って土地の利用計画の具体化を進めなければならない。地域的な人口減少、高齢化である。また、遊休農地、耕作放棄など東海岸一帯の人口が鈍化する中、世帯分離の傾向が今後、急速に続くと見込まれることから那覇広域都市計画区域から、村独自の用途地域指定ができる中部広域都市計画区域移行を強く要請しなければならない。今後は東海岸地域の開発である。津波対策を含めた防災機能を持つ公共施設の建設、公園整備、商業施設の誘致。新たな住宅地の確保で周囲の土地の効率利用を高めなければならない。両村連携して早期移行に向けて取り組む必要がある。見解を伺います。

2. 市街化調整区域は時代背景の中で昭和49年に那覇市を中心都市とした那覇広域都市計画が決定された。この制度から50年が経過している。現在では就農者が減っており、制度ができた当時と時代背景が変わっている。住宅地確保や企業誘致を促進する上でも、土地利用の見直しが急務である。土地利用の制約は両村の発展を大きく阻害するもと考える。市街化調整区域が多く占める両村においては地域的に人口減少の局面を迎えている。社会情勢や経済情勢への変化等に的確に対応し住環境を整備することで、地域的人口減少に歯止めをかける必要がある。見解を伺います。

3. 地形的に見ても両村は沖縄市との関係性

が強く中部広域都市計画区域との一体性が高まっている。両村は中部市町村会、中部広域市町村圏事務組合に属している。世界遺産である中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡を結ぶ環状ネットワークの強化で相乗効果や経済的な効果も期待したい。見解を伺います。

4. 両村とも全体として人口増加の傾向にあるが、東海岸地域を中心に地域的な人口減少、少子高齢化対策の対応が求められている。両村に大きく広がる市街化調整区域において土地利用の規制が強いことから、集落保全に向けた立地要件の緩和などの柔軟な土地利用が求められている。両村の土地利用計画で貴重な自然資源および歴史資源が失われることがないように、守るべき場所やエリアを明確にする必要がある。区域区分を廃止した場合の計画的な市街地の誘導等について。

①特定用途制限地域の指定。②風致地区の指定。③立地適正化計画・地区計画等の取り組みについて、進捗状況を伺います。

5. 両村の災害リスクのある東海岸地域の低い地域に集落が存在している。（中城村東海岸地域に1万人。北中城村東海岸地域に4千人。）高齢化の進行により、それだけに津波襲来時の避難行動は困難が予想される。両村の連携した災害即応体制の取り組みについて、見解を伺います。

6. 両村の観光は、滞在時間が短いため消費額も期待できない。中城城跡の入込客数が増加しても地域経済の活性化に結び付きにくい課題があります。この改善をどうするか。中城城跡、県営中城公園、本村が計画する農を活かした健康・福祉の里づくり事業、また周辺の大城、荻道集落、安谷屋、新垣、中城ハンタ道など一体となったまちづくりである。護佐丸資料館や両村内の歴史文化資源の連携で両村の周遊・宿泊・滞在時間を促すとともに、消費したくなる商品の開発販売である。一次産業・二次産業・

三次産業の6次産業化で一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな物産施設の建設で付加価値を生み出す取り組みで、地産地消推進戦略で財貨の獲得を図る必要がある。見解を伺います。

7. 最後に世界遺産中城城跡の観光資源有効活用について。国道329号を結ぶロープウェイ、一人乗りリフト。329号駅から山頂駅建設で、中城村久場集落の背後、船の軸先に似た丘陵（標高176.2m）が台グスク（デーグスク）となっている。中城湾を囲むようにして津堅島、久高島などの島が並び、サンゴ礁が発達している緑海のようにになっている紺碧の海、青い空、緑の山で初日の出、日の出等を眺めながら絶景広がる空中散歩で観光客の誘致である。中城村・北中城村共同のまちづくりでロープウェイ、一人乗りリフト建設に向けて、公的機関の技術指導を受けて産業支援機構、金融機関一緒になって取り組む必要がある。未来社会を創る取り組みを産学官金支援体制構築で成果を上げたいものである。また、中城城跡も含めて、施設管理運営を県内外の民間企業等と一体となって指定管理者制度を検討する必要がある。見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。答弁よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。1、2及び4については、類似性、あるいは関係性があると思いますので、まとめて回答いたします。

中城村との共同まちづくりの取り組みは、現行の那覇広域都市計画区域（線引き）に比べ、土地活用の自由度が高い中部広域都市計画区域（非線引き）への移行を意図しており、後継者の定住化及び地域コミュニティの存続、各種産

業の発展につなげていきたいと考えております。

なお、自然環境や風致景観の保全を図りつつ地域の特色に応じた土地利用がなされるよう、特定用途制限等による適切なコントロールが重要な課題であり、現在作業中の立地適正化計画において検討しているところであり、今年度中に案（中部広域都市計画区域への移行を前提とした内容であるため）として取りまとめる予定です。

3番目についてです。世界遺産の活用も含めた観光産業をはじめ、中部広域都市計画区域自治体との連携は重要な課題であると認識しております。

5番目、現在、検討作業中の立地適正化計画の中で「防災指針」として、災害への対応も含めて安心・安全な居住誘導の在り方を検討してまいります。

6番目、現有資産の活用と新たな観光資源の開発による観光滞在時間の延長、特産品の開発推進など、村民所得及び税収の増加に向けた取り組みは重要な課題であると認識しております。

7番目です。世界遺産である中城城跡周辺における景観との調和、観光施設としての有用性及び採算性など多くの検討課題があると考えます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

令和9年以降、沖縄県を含めて判断をされるというふうにお聞きしておりますが、いよいよその時期が近づいてきているわけでありまして、全力を挙げて移行できるように取り組んでいただきたい。その辺も含めて中部広域に移るというのは、中城村、北中城村だけの課題ではありませんので、迎える側、あるいは中部広域のメンバー、うるま市とか沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町。向こうのほうからも快く迎え

入れてもらうような環境づくりも必要だろうと思っております。

そこで、まず4番目について再質問をさせていただきます。

両村共同のまちづくりで、中城城跡及びその周辺地域において、地域の特徴を持ったゾーニングを設定する必要がある。風致地区とか、決定する前に中城公園の周辺の整備をどうするか。これも検討課題だろうというふうに思っております。中城城跡に配慮した景観連携ゾーン、これをどう検討していくか。これも含めて中部広域移行について、その辺では風致地区の指定とかいうものが大きく関連してくると思いますので、これも検討課題として両村で取り上げながら進めていただきたいと。

それから無電柱化による良好な沿道景観の創出、これも大事な観点だと思います。観光にとっては、電柱とかそういうものがなければ景観がものすごくいいですね。それから道路沿いの植樹の管理、これも含めてどうしていくか。県道であれば県との調整等も必要だろうと思っております。

それから、今は中城城跡に行っても入場料を払って、今両村民はただ。それから県外・村外からいらした方は400円いただいております。これで終わりなんですね。1時間ぐらい滞在して、もうどこかに移動する。これでは世界遺産も地元にあっても、宝の持ち腐れという感じがいたします。

それから文化財を保全・活用した街歩きの誘導も、できるだけ両村の滞在時間を長くするためには、いろいろな工夫をしなければならないだろうというふうに思っております。

それから先ほども話がありましたが、地域特産物の販売拠点の建設。これも大事だろうと。先ほど言った一次産業、二次産業、三次産業、6次産業といったときに、どこで何を販売するのかという拠点づくり。これもまちづくりの中

で特定用途制限地域、あるいは風致地区、立地適正化計画の中でしっかりと取組をしていただきたいと思っております。

それから駐車場の拡大整備、交通機能の充実、これもしっかりとお願いしたい。

それから道路の愛称。前回も令和4年でしたか、一般質問で取り上げておりますので。企画振興課長からは「検討します」という返事をいただいておりますけれども、あれから2年ぐらい、どういう状況になっているのか。私が提案したいのは、例えば県道146号線から安谷屋、中城城跡前の県道ですね。これは案ですが、護佐丸通りとか、そういう愛称をつける必要があるだろうと思っております。これも両村はしっかり両村にまたがりますので、しっかりまちづくりの中で議題として上げていただければと思っております。

それから愛称をつけることは何を意味するかといったら、観光、あるいは地域のイメージアップにつながるというふうに言われておりますので、これは本土のほうでもそのようにされているようですから、ぜひそれも検討課題として取組をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その辺についての見解を伺います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ただいまの御質問について、まず道路の愛称について答弁したいと思います。

これは昨年度の議会の中でそういう御提案をいただいて、非常にいいアイデアだということで、前向きな検討を進めるという旨、答弁した覚えがございます。これについて進め方がまだ

整理できておりませんので、この愛称というのがこの部分だけではなくて村内のいろいろなところの道路、これに愛称をつけるというふうに理解をしております。その中で今回御提案いただきましたグスク周辺で、護佐丸というのがよろしいのではないかと御提案についてなのですが、実は私の理解するところでは、過去にその話が出たときに、一部の地域では護佐丸ではなくて、若松がこの地域の名前であるというようなこともあって、結局その指定に至らなかったというふうに聞き及んでおります。こういう中で、本当にその地域の住民の方が理解できるような形で整理が必要だと思っております。そういったしますと検討委員会であるとか、その有識者も含めて評価をいただける、客観的評価が必要ではないかと考えておまして、そういう体制をどのようにつくろうかというところで今模索をしていると。決して放置しているわけではなくて、私も付箋紙に書いてパソコンに貼り付けて、毎日それを眺めております。どのように進めようかというところで、まだ進め方が決まっていないというところでございますけれども、またその辺り、何か御意見・御提案がございましたら御教示いただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

そういう中で、やはり道路愛称は大事だろうと思っております。安谷屋地区等の若松通りとか、それから中城公園だったら護佐丸通りがいいとか、距離的には中城村のほう距離は長いかもしれませんが、ですから共同のまちづくりで提案をして決めていただければというふうに思っております。これはスタートの時点で共同のまちづくりで、中部広域移行に向けた時点ですぐスタートできるように対応していただければ。これは県とも関わりがありますので、その辺も

対応していただければと思います。

その中で先ほど言った景観として、無電柱化による良好な沿道景観、これも大事だと思いますが、その辺の取組についてもお聞きします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

無電柱化の取組み、これは全国的といえますか、県内はかなり進んでいるという状況でございます。本村の中でも今、区画整理がなされたライカム地区では先に管を入れて、今その中に電線を入れていくということで事業者との調整を進めております。来年度以降、順次それが進められるような形で行っているというところでございます。また、別途村内全域ではどのように進めるのかというところを、現在検討をしているというところでございます。その中で優先度としまして、今はグスク周辺の景観というところは優先度が高いのかというふうな理解をしておりますけれども、この地域一帯としまして、別途歴まちという取組も進めておりまして、その辺の計画も含めながら、今後進めていくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

両村のまちづくりの中で議題として取り上げていただければなど。とにかく中城城跡周辺は、やはり景観を大事にしていきたいと思っております。

それからさっき言った一次産業、二次産業、三次産業を6次産業化していくというのも、どのように対応するかというのも、これはあの地域の開発をしなければならぬ。また、別の項目で再質問しますが、あの地域の開発も必要だろうし、そこには地域特産品が販売できるような拠点をつくる必要があるだろうと。こ

っちで昼食も取っていただくと。幾ら消費させるかが、表現は悪いですね。そういうのが課題だと思いますので、今400円で移動するような状況でありますから、お土産も買っていただく、食事もしていただくというようなことをしていただければと。取組みをお願いしたいと思います。これは答弁はよろしいです。

次に行きます。5番目について再質問をさせていただきます。

災害時の避難行動について、先ほども質問がありました。まずその中で人命災害を限りなく減らすことを目標に掲げて、沿岸地域の安心安全の確保を図る観点から、確実な避難の実現と不安解消を喫緊の課題と捉え、高台へ避難が困難と想定される地域、それから緊急的に一時避難タワーを早急に整備する必要があると。教訓は必ず命を救います。備えることで救える命もあります。学ぶことで助かる命もあります。大地震、津波、高台へ逃げるという反射神経を訓練したいものでありますけれども、しかし、私のイメージでは、美崎地区はかなり厳しい避難場所ですね。例えば隣に県営グラウンドがあるじゃないかという考えもあるかもしれません。しかし、向こうももし開催中のとき、いっぱいしているときは逃げて中に入れられないだろうと。スタンドに上ることもできない状況になるだろうと。それから距離が一番長いですね。高台へ逃げるまでの距離。そこには健常者だけではないということです。体調不良の方、あるいは身体的に不調の方がいらっしゃるわけですから、この人たちを手早く避難させることができるかというのは。これは地域において緊急避難タワー、これも行政としてどういう補助体制があるかも確認をしながら検討していく必要があるだろうと思っておりますが、その辺についての見解を伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

律也議員の質問にお答えします。

前回の質問の中でも、津波避難ビルを設置、整備したらどうかという御質問がありました。津波避難ビルは確かに有効的な施設かもしれませんが、昨今ではいろいろ問題点の指摘も半分ぐらいございます。津波時、水が引くまで孤立するような状況が起きたり、炎天下の中、そのまま住民がその状況の気候の中にさらされるという、いろいろな問題もはらんでいるのも事実でございます。多方面からそういう施設が本当に必要なのか。それとも別に美崎地区で地域にある施設が有効的に利用できないかというのを、早急に整備していくのがまず第一歩かと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

美崎地区を見渡すと、高台というのはないんですね。それから例えば3階、4階、5階という建物もあまり見当たらない。ちょっと県道を渡って県営団地があるようですが、なかなかそこも協定を結べないというお話も伺っておりますので、そうするとやはり美崎地区等が厳しい避難環境かなというふうに思っております。その辺もやはり日頃の訓練。何か来年は村主催の合同避難訓練を予定していますという自治会長からもお話を伺っておりますが、それも回数を重ねることが大事だろうと。1回目何名参加してくれるかということですね。それから高台の自治会との連携、防災機関との連携も必要だろうと思いますので、そういうのも含めて検討していただければと思います。

特に低地帯、東沿岸地域の避難の誘導については、もう訓練を重ねることでは解決できないと思いますので、できるだけ回数を増やしていただければと思っておりますので、よろしく

お願いします。

次に行きます。次、6番目の質問について再質問をさせていただきます。

中城城跡は、去る大戦の戦火による被害が小さく、グスク群の中でも最も原型をとどめている。戦後は県下初の公園として、動物園や遊園地等が設置され、県民の憩いの場として利用された。1972年5月15日、日本復帰に伴い、国指定史跡となり、2000年12月2日には、琉球王国のグスク及び関連遺産群として世界遺産に登録された。2006年4月6日には、日本城郭協会より日本100名城にも選ばれている。世界遺産の存在を地域経済の活性化につなげていくことが求められております。中城城跡だけを観光して帰る点型観光から、両村の持つ歴史的風致を散策・回遊する街歩き観光への転換を目指す必要がある。

2025年度は、中城城跡世界遺産登録から25周年を迎えることから、世界遺産の魅力を広く発信するために、共同のまちづくりで世界遺産登録25周年記念事業を実施する必要があることを提案したいと思いますが、これについて見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村の中城城跡共同管理協議会の中では、当初の計画の中にはそれは含まれておりませんが、今後「わかてだを見る集い」もございます。また、その話合いもございます。その中で25周年記念事業について提案してみたいと思います。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

やはり世界遺産ですので、何とか活用して、あの護佐丸公にも立派な報告ができるように、この中城城跡を。今は保護する時代から活用して保全する時代、活用しないといけない状況で

あります。中城城跡をもっともっと利用すれば、財政に余裕が出てくるのではないかと思っておりますので、ぜひこれも両村で取組をして、この25周年の対応も検討し、提案をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。これは答弁はよろしいです。

最後に行きます。7番目の再質問です。

中城城跡共同管理組合設立、1994年10月、あれから30年が経過しているんです。30年間、何がどう変わってきたのか。同じような維持管理を繰り返しているのではないかと私は思っているわけであります。

そういう中で、やはり時代の変遷とともに、運営を変えていかなければならないだろうというふうに痛感をするわけです。中城城跡を世界遺産として価値を保全しつつ、文化・観光の振興を通して、周辺整備事業を実施する必要がある。とにかく周辺整備です。これは両村でぜひ課題として取り上げていただきたいと。

地域活性化に資する創造性に満ちた施策で、中城城跡の活用を図るために民間の資金、創意工夫、技術的能力及び経営能力を活用して、管理運営です。維持管理じゃないです。これからは管理運営です。運営とは何か。収支にも関わってきます。その管理運営にPFI等方式の導入を検討する時期に来ていると思います。ずっとそのままの状態で行くのか。もう管理組合は解散して、このPFI方式の導入。民間に委託して、中城城跡を管理していく、運営していく必要が出てきているというふうに思います。

今、中城城跡が、座喜味城跡、あるいは今帰仁城跡、それから勝連城跡ですか。かなり整備が進んでいるんです。特に勝連城の周囲はいろいろな建物、施設ができてきていますね。劇場とか、それから資料館、駐車場も立派な駐車場があります。そういうのも確認しながら、いかに中城城跡の整備事業が進んでいないかというものを、その25周年、せっかく世界遺産に登録

されているわけでありますので、そこは視点を当てて、もう指定管理制度を導入するということが、それも検討していただきたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質問にお答えします。

今現在、中城城跡は、県営公園としての検討を図っております。沖縄県と中部土木事務所と北中城村、中城村の関係課が集まって、おのおの、お互い4つか5つの課、両方集まって、どうしたら向こうの整備がうまくいくのかということを中心にやっていますので、お互いだけで考えるというわけではなくて、県を中心にお互いが出せる分を、一緒に含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは共同のまちづくりの中で私の考えを述べておりますので、あくまでも中城村との共同のまちづくりの中で検討してくださいということでありますので、これが沖縄県とか中部土木事務所とかが関連するのであれば、もう中部広域に向けて、できるだけその話も詰めながら中城城跡の整備、これはしないといけないと思います。護佐丸公はマチカンティしているはずで、ヌーソーガって言って。ですから、早めにあの世界遺産をもっともっと運用、活用して、両村の財政に影響を与えられるような環境整備をしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時17分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上間堅治議員と屋良朝春議員から、午後欠席の届出がございました。

一般質問を続けます。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、議席番号4番、比嘉正志。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願ひします。

今回は、大枠2件の質問を行います。

まず1件目は、学校教員の現状についてです。

昨年12月議会一般質問の中で、スクールサポーターの拡充について質問を行ったところ、新年度に向けて検討・調整し、村内1中学校、2小学校全てに学校の先生方の事務的な業務の補助を行うスクールサポーターが今年度から設置されました。また、今年の6月議会一般質問では通級指導教室の設置について質問を行ったところ、早速夏休み中に取り組んでいただき、北中城小学校では2学期から、仮に通級指導教室が運用開始したと聞いております。教育委員会をはじめ、多くの関係者の皆さんが速やかに取り組んでいただき感謝します。ぜひ島袋小学校でも同様に対応を行っていただけるよう期待します。

このように本村、学校現場では教員の負担軽減、児童生徒の声なき声への対応が進んでいるように思われますが、果たして本当にそうでしょうか。県内はもとより、全国的に教員不足が叫ばれている中で、その要因のひとつに教員の業務過多が挙げられています。SNS上では、給特法により働かせ放題という言葉も散見されます。ぜひ本村の教育現場では、そのようなことがないよう切に願うばかりです。

そこで本村の小・中学校の教員の現状について質問をいたします。①教員の休暇の取得状況

はいかがか（有給休暇及び病気休暇を含む全ての休暇について）。②研修の受講状況はいかがか。教員が求めれば容易に受講することが可能か。③休暇取得や研修受講などを行う際、代わりの教員は足りているのか。不足はないか。④休暇や研修などで不在の際、児童生徒に影響を及ぼしていないか。⑤前年度と今年度で教員の業務過多を解消するために行った主なものは何が挙げられるか。以上、5件の答弁を求めたいと思います。

そして大枠2件目の質問ですが、こちらはコミュニティバスの利用状況について質問を行います。

コミュニティバスの利用状況ですが、以下の質問をいたします。①令和6年3月25日より運行ルートが変わったようだが、主な変更点は。②変更に伴う村民等から御意見や要望などは挙がっているのか。③運行ルートが変更し、現時点で前年度との利用状況の比較はいかがか。④あやかりの杜を発着するバスの利用については特別なサービスがあるようだが、その内容と意図は。⑤ホームページを見ると、北中城村コミュニティバス実証実験とあるが、実験はいつまで続くのか。以上、コミュニティバスの件については5件の答弁を求めます。

では大枠2件、以上の質問を行います。

答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

1番目の学校教員の現状については教育長のほうから回答いたします。私のほうは2番目のコミュニティバスの利用状況について回答申し上げます。

①の運行ルートが変わったようだが主な変更点ということですので、主な変更点としては公

公共交通空白地域の解消や住民意見交換会の意見を基に運行ルートを拡大しており、ルート拡大に伴い右回り、左回りの運行ルートを東西ルートとして2つのルートに変更しております。

②変更に伴う村民等からの意見や要望等。運行ルートを拡大した地域の利用者から、利便性が高まったとの声がある一方、荻道、大城地域の利用者からは利便性が下がったとの声があります。

③に運行ルートの変更で利用状況の比較ですが、以前のルートと比較して利用者数は増加傾向にあります。

④あやかりの杜を発着するバスの利用について、特別なサービスについてでございます。あやかりの杜の利用者については、これまであやかりバスが無償で運行していた経緯を踏まえ、現在はあやかりの杜で乗降する利用者に限り、利用者カード提示により運賃を無償としております。

⑤に北中城村コミュニティバス実証実験とあるが、いつまで続くのか。現時点では、定時定路線でのコミュニティバスの実証運行を令和7年度まで予定をしております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私のほうからは比嘉正志議員の学校教員の現状についてお答えいたします。

まず1点目の教員の休暇の取得状況についてでございますが、教職員79名については有給休暇の取得率が35.8%、全体の休暇の取得状況が35.8%となっております。その中でも病気休暇の取得状況については、11.4%となっております。

2点目の研修の受講状況についてでございますが、研修には県教育委員会主催の研修会やそれぞれ教員独自の自主研修がございます。県等

から求められた研修につきましては、担当を割り振りをして研修会に参加しております。

3点目の休暇取得や研修を受講する際には、安心して研修が受講できるよう各学校においては学習指導ができる体制を整えております。

4点目の休暇や研修等で教員が不在があった場合には、授業の入替えを行ったり空きのある教員等により不在の際の学習指導を行っております。

5点目の前年度と今年度において業務過多を解消するに当たって行った主なことについてでございますが、学校管理規則の中で教職員の業務量の適切な管理等を定めております。またスクールサポートスタッフや部活動指導員の配置、ICT支援員の業務委託、小学校における教科担任制の導入等を実施しております。併せて人材の配置や教育課程編成の工夫を行っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。では、これより再質問に移りたいと思います。

まず1点目の学校の教員の現状について、そこから再質問を行っていききたいと思います。この有給休暇等の取得状況については、おおむね理解いたしました。今回、私が一般質問で本件を取り上げたのは、果たして本村の学校現場は教員の働き方改革は進んでいるのかを意図して質問を行います。理由としましては、教員のゆとりがひいては児童生徒の健全な成長につながるという持論からです。休暇の取得率が35.8%とのことですが、つまり4割にも満たない人しか休暇がしっかり行使されていないということになっているように見受けられました。しかもその中の11.4%の人が病気休暇であり、本人のリフレッシュや研修などの受講機会もま

まならないのではないかと思慮されます。教員のスキルアップがままならないと、子供たちへの質の良い教育が還元されないものだと思っております。今回、4点目で休暇や研修などで不在の際、児童生徒に影響を及ぼしていないかということ質問したところ……、すみません。

3点目ですね。代わりの教員は足りているのか、不足はないかというところを質問したところ、休暇取得や研修を受講する際には、安心して研修を受講できるよう学習指導ができる体制を整えているという回答でした。例えば教員の方が1名、常に休める体制ができているのか。それにこの病休の方を踏まえると、最低でも常に2名が休みが取れるような体制になっているのか。それでも補充の先生がいるのか。今、まさにこの病休を取っている先生の代わりとして対応しなければならない。常に有給休暇を取得する際に、代わりに入る補充の先生がもう既にどこかのクラスの補充を行っているということであれば、急な病気休暇や有給休暇や研修等の出張の際、代わりの先生がいないのではないかなど危惧しているところでもあります。現状としては、常に2人以上休めるような体制というのは、取られているのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

常に2人確保ということではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、先ほど回答していただいた、例えば安心して学習、研修を受講できるよう、例えばそういう体制づくりができているよということであつたんですが、果たして本当にそういう体制が取られているのかなど、ちょっと疑問に思う

ところですが、しかしながら、毎日毎日学校の授業というは行われているわけで、今まさに大きな問題が起きているという声も聞こえてはこないんですが、着実にですね、先生方は日々、常に追われる業務によって忙殺されているんじゃないかなど。少しずつ少しずつ精神的にも体力的にも、ダメージが積み重なっていつているんじゃないかなど。ですから私は、ある程度休暇が取れる体制を取っていただきたい、先生方にはしっかり休暇を取ってリフレッシュしていただいて、週明けには子供たちと向き合っていたきたいなと思っております。今この35.8%、全体的に取得率なんです、この状況というのは例えば前年度、前々年度と比べて低下してきているのか、下げ止まりという状況なのか。この辺はどうなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時13分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

今、お示しさせていただいたこの数値については、令和5年度のものでございまして、それ以前のものについては持ち合わせておりませんので、後ほど議員のほうにお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

私が前年度、前々年度、そういった比較する資料をお持ちですかと、今答弁を求めた理由としてはですね、近年、先生方の教育現場というのは本当に複雑多様化していつていると思うん

です。もちろん休暇も取りたいではあるだろうし、精神的に病んで病休を取るような先生方もいらっしゃると思います。さらに不登校の対応だったり、また今は産休・育休を取る先生方も増えてきているかと思っています。これは当然の権利の行使ですので、その先生方に対してもしっかり権利は行使していただかないといけないと思います。こういったいろんな休暇を取らざるを得ないような要因が、どんどん近年は需要が増してきている中で、現状のままの教員、これは恐らく学校ごとに、児童生徒数に応じて教員の定数というのは決まっているのは重々承知していますが、果たして本当に県が定めた、国が定めたその教員の数、これで今やっていけるのかどうかというのを危惧しているんですが。

この件については、どうにか現場を回していけるだろうというお考えなのか、どうにかしないといけないと思っているのか。その辺はどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

休暇を取得するという先生方については、その年、その年でいろいろな波があるのかなとも捉えておまして、先ほど危惧されていた、やはり多い場合にはどうするかといったことについては、教育課程の編成等ですね、学校ができる工夫でそれを効率的に回していくような、そういう体制が整えられております。また教育委員会としても、それについては指導助言しながら、学校が困らないような支援をさせていただいています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

こういった、どんどん教育現場は状況が悪化

していつているんじゃないかと今危惧したところ、それについてどう対応しますかという質問でしたが、これは今先生から回答のあった、毎年毎年波があるということでしたが、実は私の調べたところによると、1970年代の第2次ベビーブームへの対応で、大量採用された教員の多くが定年退職の時期を迎え、若手教員の採用が増えているという現状です。文科省の資料からも、公立小学校教員の平均年齢は、ちょっと古い資料になるのですが2007年度の44.5歳から一貫して下がり続け、2019年度には42.6歳に達したことが分かります。同じように公立中学校も44.2歳、2014年度の資料、43.6歳、2019年度に下がってきました。

つまりこれから求められている産休・育休、そういった取得率は波があるというか、下がるわけではなくて、絶対上がっていくはずなんですよ。先生方の若年化というのがもう進んでいますので。また育児休業は仕事と家庭を両立させる上で、非常に大切な制度。これはもうやらないといけないんですが、しかし学校の教員の先生方、多忙のためか男性教員の育休取得率は、他の職種の地方公務員より低迷しているという情報が入っております。総務省のまとめによると、全国の教育委員会に所属する男性職員の育児休暇取得率は8.1%で、地方公務員男性全体の13.2%を大幅に下回っているというデータも出ております。国は数値目標として2025年までに30%の取得率を掲げているため、今後育休を取得する男性教員の増加が予想されますという、総務省のほうもそういった見解が出ているわけです。そして文科省によると、教員の病気休暇、休職者については、高止まりが続いているというデータも出ておまして、今教員の休暇の取得率が波があるという状況ではなくて、これからどんどん増えていく。教員が休暇を取る、代わりの先生が勤めないといけない。代わりの先生も常にフルで動いていかないといけない。そ

ういった疲弊するような状況が、教育現場には起こっている。もう既に起こっている。さらにこれからは悪化するのではないかというのが、当然ながら見えてきているわけなんです、その対応について。こういったことが望ましいんじゃないかという当局からの提案というか、このほうが望ましいんじゃないかなというような案はありますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

本村においては、この病気休暇で休まれている先生方については婦人科系が2名、そして内科・外科に関しての者が2名、そして心因性が5名ということで、産休・育休というところではない状況もあります。

また、先ほどお伝えされていた人が足りないという状況について、教育委員会としては引き続き県教育委員会と連携して、早期に臨任の教員の配置ができるようにということで、常々働きかけていこうと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

県と連携を取ってということで、ぜひ進めていかないといけないわけなんです。また別の資料で、文科省のほうから引っ張ってきたんですが、例えば神戸市では35人学級による教員の定数の増加、それに向けて特別支援学級の増減等の予測を反映させた5年間の採用計画を作成し、長期的視点から教員の採用活動を進めているという状況があります。また2022年11月、文科省は年度途中での欠員補充が難しいという教育現場からの声に応え、23年度からは一定の条件の下、年度当初から代替教員を配置できるよ

うに運用を改めることを決め、全国の教育委員会に通知をしたというのが2022年11月、そういった通知が出ているようなんですが。本村としても、例えば今後の5年間を見据えて少しずつ教員の負担軽減、また教員の増員等、そういったような神戸市の行っている採用計画、将来を見据えた採用計画、そういったものを何か作成できないかどうかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

議員の考えていらっしゃる、全ての学年に補充を入れるということについては、相当な力量のある教員にならないといけないのかなと思っております。教職員の人材も不足しており、臨任教員の確保もままならない状況があります。教職員の確保、そして予算面など、現時点では課題も多いと認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

では、孝則村長。今、教育現場、教育委員会とのこういった担当のほうとのやり取りで、私はですね、学校の先生方がゆとりを持って、児童生徒の細かなサイン、そういったのをしっかり見届けて、健やかな成長を促して行って、そういう夢のある北中城村、この北中城村に大人になってもう一度戻ってきて、ここでしっかり仕事をして、より北中城村を発展させたい、そういった子供たちに育てられないかなと。そのためにはやはり教育、教育には投資する、これ今子供たちに投資するんじゃなくて、私は未来の北中城村に投資するものだと思っております。

複雑多様化する教育現場、その対応に向けて

ですね、例えば村長が常々おっしゃられている限界集落とか消滅村とか、今、子供たちにしっかり手を掛けないとそういったことにもなりかねないんじゃないかなと危惧しているところです。そういった複雑な教育現場について、今の現状を踏まえてどうでしょうか村長、一般財源で、県からの定員、そこに決められた数だけ採用するのではなくてですね、これからほかの市町村でもどんどん教員を先に囲うということが、私は予想するんですね。今のこういった休暇の取得率、それが上昇していくということは、早め早めに手を打っておかないとどんどん、ただでさえ教員のなり手不足、教員が少ない、その状況でどうやって教員を確保するのかと、より困難な状況になってくると思うんです。これからですね、本村の現在は1中2小の公立小中学校なんですけど、ここの子供たち、児童生徒に明るい未来のためにも、本村の明るい北中城村のためにも、何か手だてを取れるような、私はこの定員以外の教員を村がしっかり面倒を見て補充するべきじゃないかなと。できましたら各学年に副担任1名ずつ。それが不可能であれば高学年に1人、低学年に1人の副担任を置く、そういった体制が取れないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、問答を聞いておまして、非常に教育環境も大変な厳しい環境にあるのかなと感じました。

ただ今、その制度、組織を変える、システムを変える、そういった面については、当然に今おっしゃったように予算を伴うものがございます。そして人員の確保等の問題点等もあると思います。改善すべきところは当然改善すべき必要があると思います。ただ私たちとしては、村としては教育委員会としっかりとそれは調整す

る必要があると思います。村の単独というよりも、教育委員会と意見交換をして調整をして、果たしてそれが可能なのかということも議論し合って、そこに実現に至ると思っておりますので、そういう過程を教育委員会と踏まえていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございました。

村長が前向きにといいますか、教育委員会としっかり調整をし、というそういった言葉が聞けただけでも、今回この質問をしてよかったなと思っております。

では、教育長。村長のその言葉を受けて、教育委員会としっかり調整をしていきたいとおっしゃっていますが、教育現場をされてきた教育長として、今の現状、恐らくこれまでになかった未曾有の状況だと思うんですね。先生方、明らかに私はマンパワー不足だと思っています。張り詰めた弓の弦は切れやすいと言います。日々目まぐるしくあらゆる事態に対応するために、マンパワーはぜひ必要じゃないかなと思うんですが、教育長どうでしょうか。頑張って村長のほうに働きかけてみませんか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えします。

まずはですね、今、学校の現状についてという部分のところでは、よく言われている働き方改革ですね。まず教職員のなり手をいかにして増やしていくかという部分のところも大きな課題ではあるんですが、教職員の働き方改革の推進の中には、やはり業務の軽減化、スリム化、それが大きなウエイトを示すのかなと思っております。

先生方の多忙化、そして子供と向き合う時間を確保するためには、これが最善のものだと思います。しかしながら、実際問題としましてこの業務をすぐに軽減するとか、そういう特効薬はないものですから、いろんなあの手、この手という形で学校も教育委員会もいろいろ会議を重ねながら、教育課程の編成も含めてやっております。

今、議員からありますように、やはり次の手はマンパワーだと思っています。やはり教員でなければできない当然業務も学校の中にはありまして、特に授業においては、先生方の思いとしては、やっぱり授業はしっかりしたい、子供たちにしっかりした力をつけてあげたいというのが一番の思いです。そうすると、教材研究においてはついつい時間を忘れてしまう。やはり削れない業務だから、制限がないわけですね。やっぱりいいものを求めるには制限がない、どんどん時間を重ねて研修をしていくと。ですからそれ以外の業務を、やはりほかの人で担ってやると。国のほうからも3つに分けられて、専門的なスタッフがやる業務とか、それから地域や保護者が担える部分のところとか、そういう分類もありますので、即先生方を、教諭をつけるという部分については、今の現状では難しい状況にあるということですね。今、教員不足等もあるので、なかなか難しい。それから財政の面を含めてですね。ですから、むしろそういうスタッフを充実させるとか、それから地域の力を借りる、保護者の力を借りる、ボランティア的な部分の支えであるとか、教員の業務の一端を少しでも軽減させる方向を、ぜひ進めていきたいなと思っています。

それと併せて、やはり義務教育標準法というのがございまして、先ほど議員からもありましたように教職員の、学級の児童生徒の数によって教職員の配置が決まるという法律。それから、それを外して特別に加配できるものもあります

が、その部分についても国の限られた予算の中でやっていくという部分のところで、その加配についても先ほど普通教室の加配であるとか、そういう部分のところで本村はもしかすると他市町村に比べると、この加配教員の配置も県のほうからはやっていたかというかなという部分のところを考えています。

ですから沖縄県の教育庁の会議であるとか教育委員会の会議においても、この法律自体はやはり改善しないといけないんじゃないかというのは、毎年県・国のほうに要望しているところでもあります。その辺のところについては、本当に変えていかないと先生方がなかなか難しい。ひいては学校の教育、子供たちのそういう指導において、やはり十分でないところもあるのかなと思っています。

村長とまたいろいろ相談をしながら、村でできることは何かというのを、また検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

今、教育長の言葉の中にありました。業務のスリム化というのがありました。これについてはですね、私今回5番目で質問しました。前年度と今年度の比較というところで、教職員の業務量の適切な管理とか、スクールサポートスタッフを取り入れたりとか部活動指導員の配置とか、そういったところで業務のスリム化は既に図られつつあると思っています。しかしながら現状では、それにも追いつかない、勢いで複雑多様化する先生方の教育現場の現状というのがもう既に襲ってきております。先ほど伝えました、例えば教員の精神的なものによる休職とか、それに加えて学校現場では、これはちょっと古い資料というか、先月の11月1日の新聞な

んですが、23年度、小学校1,000人当たり全国最多という、県内の不登校ですね、そういったものも出ております。学校現場では、常に不登校の対策とか対応とか、担任の先生方はもう既に対応しているんですよ。やはり教育長も、最終的にはもうマンパワーだと、それに行きつくだろうなというような回答でした。今、このマンパワーというところも、やはりどうにかして教員の確保をしないといけない。退職教員、その方たちにもう一度学校に戻って来てやっていただけないかなとか、その提案とかも既に、もしかしたら動いていらっしゃるんじゃないかなと思います。しかしながら、やはり今はICT化とか、そういったものを以前の先生方、退職された先生方がちょっと苦手な分野が広がっているのかなと。それで二の足を踏む先生方がちょっといらっしゃるのかなと、そういう懸念も聞いたりしております。

そこでですね、例えば学校側が本当に悲鳴を上げた場合に、すみません。教育指導主事の先生が、今一番学校の現場に近い先生だと思われませんが、学校側から要請が来た場合に、教育指導主事の先生が、その当該学校のほうに対応に向かうということは、これは可能でしょうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

現在、教育委員会の内部でも業務が多々ございますので、授業については行うことはできないんですけれども、授業を参観したり、授業の後に授業研究会を行ったりということで、授業

のスキルを高めるとか、研究会の中で学校長に対して運営についてとかですね、教員のよさとか、そういうところをまた認めてですね、学校を元気にできるような、そんな取組を意識してやっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

では、本当に目まぐるしく学校現場、教育現場、また冬休み明け、年明けにはまた違ったそういう対応が出てくるかもしれませんので。朝、学校に行って、夕方帰って来る。この1日8時間以上子供たちと接している先生、もしかすると親よりも長い間接している大人なんですよ。その先生方の教えを聞いて、子供たちはしっかり育つという、今こういう状況ですので、やはり先生方にはしっかり子供たちを見る時間を与えるためにも、ぜひ先生方のマンパワーを増やしてですね、教育長のおっしゃったように業務のスリム化を図ることも絶対大事なので、先生方が働きやすい環境、それをつくっていただけるように努力していただきたいと思います。

では、これで学校教員の現状についての一般質問を終えて、次のコミュニティバスの利用状況について質問したいと思います。

まず最初に、この北中城村のコミュニティバス「グスクめぐりん」、この中で西ルートと東ルートとあるわけですが、このように時刻表もあります。西ルートにあつては26停留所、そして東ルートにあつては33停留所。1便目から6便目まで、どの停留所には何時何分に到着予定というのがあるんですが、この時間というのは、例えば事前に車を走らせて、何回か計った上でのアベレージなのか。どこからの情報で、この時刻表というのは出来上がったんでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉議員の御質問にお答えします。

時刻表をつくる前にですね、実証実験の中でルートをまず決めます。決めた後に、バスで何回か回って、それをいろんな交通渋滞を含めた中で、一応は試算してこの時刻表ができております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では先日、これは平日の木曜日、17時15分の時刻なんですが、村民体育館のほうで私、バスを待っておりまして。すると21分遅れで村民体育館のほうにコミュニティバスが近づいて来たんですね。このような21分遅れというのは常態化しているのかというのを運転手さんに聞いたところ、常態化というか、常にそういう状況ではないんですが、結構よくあると。しかも今の気温でしたら大丈夫なんですが、これが夏場にもあったということで、乗客の高齢者の方々から、こんな長い時間外で待っていたら熱中症になるよという意見もあったということなんですが、これについては何か改善策、なぜ21分も遅れるのかというのが、この時刻表がそもそも誤りじゃないかと思うんですが、これを改定するようなお考えはありでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

季節柄とか、今12月とかあってですね、夕方とかが特に混んでいます。この時刻表については、まだ実証実験中なので、次のルート等変更する場合はもちろん変えますけれども、今正志議員が見せた、あれはアプリで何分遅れと見れるようにはなっています。ただ確かに高齢者を

含めてですね、見れる方と見れない方がいますので、どういう工夫があるか分かりませんが、ただ道路を通っている以上、ある程度の交通渋滞というのは必要ですし、では間隔を空けるかとなると、今まで10便走っていたのが8便でいいということになるので、どこを取ってやるということも含めて、次の実証実験のこういうつくるときには試算もしながらやっていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ここで、村民体育館前で21分遅れでした。村民体育館のバス停を過ぎて、イオンモール沖縄ライカムのほうに左折して行く前に村道に入らんですが、このように17時15分時点で車がもう列をなして、こういったような渋滞になっております。そして、当然バスが来ても中に入れない状況ですね。これがバス側から見たところ、もう車が前に止まって入るすき間がないんですよ。もし手前にですね、2車線右折帯がありますので、そこに無理やりこういった感じで横に入って行くと。こうでもしないと左側車線、直進、左折車線に入って行けないんですね。

そこでですね、建設課長、以前提案したおゆずりエリア、これ村民体育館、スポーツジム、そこから出て行くところ、スムーズなコミュニティバスの右折のために、このエリアを設けてはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

確かに公共交通の在り方として、スムーズな、円滑な運行ができるようにということで、その点、財政とも調整しまして、可能な限りそのような対策を進めたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

担当課である企画振興課長、このおゆずりエリアというのは、採用するに値する考えでしょうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、あくまで今コミュニティバスの話なので、そこで話したいんですが、まだ実証実験です。これからまたルートも変わる可能性もあるし、一般的な車とか、一般的なもので必要であればもちろんこういうのも必要ですけれども、今実証実験の中のルートも変わる可能性もある中でということになると、今少し待ってですね、ちゃんとルートが決まって本格稼働してからということになるかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

先日ですね、中城村の護佐丸バスに乗車して来ました。伊集回り線と久場回り線という、こちら東側、西側というんですか。上側と下側というか、そういった形で分かれて運行しているようです。私が中城モールのほうから28番目のバス停で乗って、最後の吉の浦会館、38番目まで乗ったんですが、中城モールに到着した28番目のバス停ですね、中城モールに到着したバスが1分遅れでした。吉の浦会館、最後の終着のほうに着いたのが、ちょうど予定通りの時刻に着いております。やはり同じような38停留所、そういったのを通過しても、ここはしっかり時間どおりに来ているということは、ゆとりを持ってやっているのかなと思っております。

またこのよい点がですね、チケット、回数券を販売していたんですね。200円券。同じような200円の乗車運賃です。200円券を50枚で7,500円、2,500円お得になるという感じですね。こういった回数券。私が乗ったときにも、中城小学校から乗った児童の方々は、もう回数券しか持っていないんですよ。子供たちはさらに、たしか安かったと思います。子供料金、さらに安いということですので、こういったサービスを本村のコミュニティバスでも取り入れられないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず1点目の路線ですね、道路の件ですけれども、この路線については中城村は大きな道を中心にやっています。我々北中城村は各地域の要望を受けて、全地域に回らないといけないということがあって、その分の遅れがあるということをお理解いただきたいなと思っています。

それと回数券については、今実証実験中であります。正志議員が前回も何かの場で、父母教師会のときでしたか、公共交通辺りでも言われたんですが、もちろん稼働すると回数券なり、今はICカードとかありますので、できるだけ利便性の高い物を検討する必要はあるかと思っています。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

今まで、このグスクめぐりん、巡回型のコミュニティバスの話をしてきましたが、近隣市町村、北谷町、こっちも町ですね。南風原町ではモビという、これはデマンド型ですね。北谷町はC-BUS、こちらもデマンド型交通ですね、デマンド型運行。これは指定された停留所間を

あらかじめ電話予約等でもって運行する。行きたいところに行ける、行きたい時間に行ける。今、企画振興課長がおっしゃったように、全ての自治区を回るというのは、結構な時間を要していて、その時間までバスを待てないというお客様もいらっしゃるわけで、今回実証実験中ということでしたので、これからそういったデマンド運行、それも今後視野に入れて検討することは可能なかどうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

地域も回っているいろいろ御説明はしましたけれども、その中で正志議員はよく来られて分かると思いますけれども、定時定路線バス、またデマンド交通もありますということいろいろやってきました。私たちは実証実験なので、同じことはできないので、とりあえず定時定路線はしますけれども、これにプラスアルファ、令和7年度ですね、デマンドを含めて一応検討すると。ただですね、オペレーション、電話を取る人と、アプリなのでシステム開発等含めて、この部分が余計にかかるということも比較検討しながらですね、検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

確かにアプリを導入したりとか、例えばオペレーター、電話を取る方を雇ったりとか、その分費用がかかるかもしれませんが、これは公共サービスの一環だし、例えば高齢者の方がアプリをダウンロードして、そういったやり取りをすることが可能かどうか分からないので、例えばオペレーターを雇ったほうが速やかな運行に

つながっていくかなと思いますし、またこれはフレイル予防対策にもつながっていく。本村の高齢者の方々が、どんどん外に出て行きやすくするという、そういった観点からも、そういうデマンド型、高齢者の方々が外に出向くようなお手伝い、行政のほうからそういった企画・立案ができないかなと思うんですが。今一度、高齢者対策と申しますか、フレイル対策、そういったのを踏まえて村民、お年寄りの皆さんがより遠くに行き来できるような体制のためにも、このデマンド運行が必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉議員の御質問にお答えします。

まずコミュニティバスを運行している理由というのは、交通空白地帯。あとは交通弱者という、車を持っていない方ですね。こういう方を中心に回さないといけないということでコミュニティバスがあります。当然、黒字になるということ計算してなくて、必ず赤字です。その中で費用対効果を出しながら、デマンドも含めてですけども、本当に村民にとってどういうコミュニティバスがいいのかということを含めて、令和7年度も実験しますので、ぜひ比嘉正志議員の今言われたことも見当の上、本格稼働に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。私、常日頃から、例えば行政の皆さん、大変頑張っているのは分かるんですが、儲かる行政を目指してほしいということをおっしゃっていますが、今回こういったものについてはですね、儲かるのであれば既に業者が参入していると思うんですよ。業者が

参入しないので、行政の皆さんがやはりこれは行政サービスとしてやっていかないとはいえないと思っております。赤字もいとわないという、そういう姿勢ではあまりよろしくないんですが、高齢者の皆さん、北中城村のお年寄りの皆さんが元気にですね、いろんなことに興味を持って外に出歩いていただくような、そういった夢のある施策をまた今後もつくっていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これより通告に従い一般質問を行っていききたいと思います。

1、防災・減災について。

（1）大規模災害に備え、自治体が人や物の支接受け入れ手順を定める受援計画策定について、沖縄タイムス社が2月に各市町村の防災担当者にアンケートを実施しました。その結果、本村では策定されていないことが浮き彫りになりました。復旧の遅れにつながる恐れがあることから、国は早期策定を呼びかけています。本村の現状を伺います。

（2）沖縄でも東日本大震災級のマグニチュード9.0の地震が起こりえると想定し、県は1万1,000人余りの死者が出る可能性があるとしています。災害対策で全国的に課題となっている「災害関連死」の認定は、災害や避難所の実情を詳しく知る地域の市町村が担うべきだと専門家からの意見です。本村においても条例を定め、自ら審査を行うべきだと思いますが、本村の考えを伺います。

2、子どもの権利について。

（1）県警が摘発した親や家族などによる児童虐待は38件（9月末時点）で過去最多を更新し、相談や通報も増加傾向にあるようだが、明るみに出る虐待は氷山の一角だと言われております。本村における児童虐待の実態について伺います。

（2）「こども基本法」が令和5年4月から施行されました。同法10条で、市町村が「こども計画」をつくり、社会全体でこども施策に取り組んでいきます。と明記されています。本村の進捗状況について伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では平安山和美さんの御質問にお答えいたします。

まず1番目の防災・減災についてでございます。

（1）の回答といたしまして、現時点で本村には大規模災害が発生し、被災した際に災害対策基本法や災害時相互応援協定に基づき国や他の自治体、民間団体などから人的・物的な支援を受け、早期復旧を図ることを目的に受入れ手順を定める受援計画が未策定となっております。既に策定された県や市町村の受援計画を参考に、北中城村の実情に沿った計画策定を検討してまいりたいと思っております。

（2）の回答といたしまして、災害関連死の認定については、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村は条例の定めるところにより災害弔慰金の支給を行うことができるとされておりますので、早めに条例の整備を行っていくとともに、併せて災害関連死の認定に係る災害弔慰金支給審査会設置についても整備していきたいと思っております。

2番目の子どもの権利についてでございます。

（1）の回答といたしまして、児童虐待に関

する御質問につきましては、令和5年度本村における新規の家庭児童相談の受付件数が92件、児童虐待、あるいは児童虐待の疑いがあるとして新規で21件が継続が必要なケースとして支援されております。本村におきましても、DVなど家族内暴力の警察通報に伴う児童の面前DVの心理的虐待として扱われるケースが増えている状況にあります。

(2)の回答といたしまして、現在、策定を進めている第3期村子ども・子育て計画と一体的な計画としてこども計画を策定する予定でございます。今月からは、子供たちへのアンケートを実施し、令和7年度中の策定を目指して取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では、再質問を行っていきたいと思います。

国は、2017年（平成29年）に、自治体向けに災害時受援体制に関するガイドラインをつくっています。沖縄県は、昨年令和5年7月に策定しています。本村の策定が遅れている理由は、何でしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

本村がまだ制定に至っていない理由なんです、そもそも受援計画自体というのを把握してなくてですね、確かに地域防災計画の中では受援という言葉は使われています。ただ実際、受け入れる側の計画ではなくて要請するほうに重きを置いて作成しているものですから、受入れてそこでどうさばくかというのまでは着眼してなくてですね、平安山議員の質問で、改めて気づかされた次第でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

沖縄は大きな災害がないものですから、その辺の遅れというのは全体的に見られるところではあるんですが、今年3月の時点でも12市町村では策定されているということもありますので、その辺はしっかり行政側が住民の生活を守る上でも、しっかり今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

2016年の熊本地震の際に、物資が集積所から避難所に届かなかつたり、今年1月の能登半島地震でもボランティアの受入れがうまくいってなかった。能登も高齢者が多く、全壊、半壊が多くあった。また炊き出しが足りずレトルトの配給が続く中、栄養バランスが崩れている方も多くいたとのことです。そんな困難な生活環境から、被災者の生活再建がスムーズに行われるよう本村においても早急に受援計画を策定していただきたいと思います。災害はいつ起こるか分かりません。策定に当たり検討してまいりますとの答弁ですが、いつ頃をめどとしているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

具体的にいつ頃策定できるというのは、現時点で申し上げられませんが、沖縄県でも全国で一番最後に策定された受援計画がございます。これが令和5年7月です。県内でも、実際にアンケートで受援計画を策定していますよと回答した市町村におかれましても、実際にこの計画ではなくてですね、地域防災計画の中で受援を定めている計画をもって受援計画としたという市町村もございました。これはちょっと調べたんですけれども、必ずしもアンケートが、全部が全部、その16市町村でしたっけ、それが正確かどうかは別として、ちょっとこれを調べてですね、沖縄県の受援計画、石垣市がホームペー

ジ上でも受援計画を公表していますので、それを見ながらうちの地域防災計画の中で示した要請と併せて、本当に実情に合った受援計画ができるように、検討しながら取り組んでいきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私も今の課長の答弁を聞いて、実情がこういう状況だったのかと思って、改めてびっくりしているところです。でもそれを真摯に受け入れて、本村に沿った受援計画を策定していただけるということで、まず早急に、策定するには時間もかかるとは思いますが、まずは人命優先という立場から、しっかり早急に受援計画が策定できるように、よろしく願いいたします。

災害が起きると、自治体は避難所運営や支援物資の取扱い、災害ごみの処理、罹災証明書の交付など膨大な業務や職員自身が被災することも考えられますので、職員の負担軽減にもなるように自治体は住民の生命、身体及び財産を災害から守る責務がありますので、そういったところからもぜひお願いいたします。

今、北部のほうでもかなり大きな災害が起って、救助法もなかなか受けられていないという状況もありますので、災害に強い弁護士のお話を伺うと、まず災害が起こるんじゃないかという気象庁の予報が出た時点で、空振りであろうと救助法を適用したいということを各市町村から声を上げていただきたいというふうなこともありましたので、その辺も併せてしっかり計画をつくっていただきたいと思います。

次に、4月1日の沖縄タイムスの記事より、那覇市を除く県内41市町村が、県市町村総合事務組合に災害関連死認定について丸投げをしていることが分かりました。報道後、災害関連死について話し合いは行われましたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった話し合いは持っていません。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なぜ話し合いができなかったのか。やらなかったというのは、先ほどから言っている認識不足というところでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正直なところ、認識不足でございました。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

昨年の台風6号で、長引いた停電でろうそくの火による火事が起き、1の方が亡くなりました。災害に詳しい弁護士によると、自治体も事務組合も災害関連死の定義を理解しておらず、台風時の火災による死亡申請に至らなかった事例は深刻だとおっしゃっています。もし災害関連死と認定されれば、最大500万円の災害弔慰金が支給された可能性があったとお話されています。弔慰金の申請や支給には期限がないことから、災害関連死だったのではないかと考える遺族がいれば、今からでも市町村や弁護士に相談をしてほしいとおっしゃっています。そのことから、本村においてもホームページや広報紙で告知を検討してはいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

本村においても、先ほど総務課長のほうからもありましたように、災害関連死関連では災害弔慰金を含め支給に関する条例も整っておりま

せんでしたので、これは認識不足でもあったことから早急に取り組むべきものとして今答弁しておりますが、この準備ができ次第、そういった災害に関連する関連死とかです、そういったものを含めて、広報等含めて周知していきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

まず、私たち自身もその関連死とか災害についての知識がないことから、そういった遅れにもつながっているということで、今本当に村も防災・減災についても広報等でもいろいろと啓蒙活動をしているように、そういったふうにして徐々に村民の意識を高めていっていただきたいと思えます。

2011年の東日本大震災の後、岩手県では県に委託した市町村が多く、災害関連死の認定率が57%、片やどの市町村も県に委託しなかった福島県では73%と認定率が高かった。岩手県では被災地から離れた県庁で審査したため、被災や避難所の実態が十分に反映されていなかったとの指摘があり、日弁連は教訓として県への災害委託を避けることを提言しています。

本村は、これから条例の整備、審査、支給審査会の設置を整備していくとのことですが、そのめどというのをまた改めてお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

先ほどの受援計画と同じでございますが、早めにとりいう考えはありますが、いつまでというのはちょっと今この中ではできていなくて、やはりその辺の見舞金の支給であったり、災害、障がい見舞金、あと貸付け、3種類ほど国の法

律がありますので、その辺と、あと審査会のメンバーとか、そういったものを考慮した上で制定していきますので、申し訳ございませんが、いつとは言えませんが早急に整備していく考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

1つちょっと確認したいんですけれども、その計画をつくるというのは早急にしていただくということで今回答いただいたんですが、もし現在、そういった災害に見舞われたときに罹災証明というのを発行していくことが必要になると思うんですが、その証明を出すということの体制というのは本村にはあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

総務課のほうで罹災証明は発行してございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

この間、罹災証明を発行したという事例等がありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

台風などで床上浸水などしたケースの場合は、発行してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

正直言って、私、今回の報道でそういったものがあるということを知った一人なんです。だからなかなか村民とかというのは、認識が薄

いのかなというようなところも含めて、防災・減災のコーナーでもよろしいですし、台風がある時期には、そういったこともありますという告知みたいなものがあればいいなというふうに今感じました。いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今ですね、年間を通して防災意識の啓発、醸成を広報紙を通して特集を組んでございます。その中でですね、今平安山議員がおっしゃっていたような内容も必要だよというのであれば、いつの号になるのか分からないんですけども、掲載していきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひ検討いただきたいと思えます。

災害関連死は、災害が直接の死因ではないが、避難の長期化による心身の衰えなど、災害がなければ起きなかった死を指します。救えた命とも言われています。審査会で災害と因果関係が認められると災害弔慰金が遺族に支給されます。また、遺児向けの返済不要の奨学金が支給される道もあります。被災者の負担軽減のためにも早期の整備を期待いたしますので、よろしくお願いたします。

次は、2つ目の子どもの権利について再質問を行っていききたいと思えます。

本村における児童虐待の件数92件というのは、正直びっくりいたしました。少なくない件数だというふうに思えます。本村は、九州地区での住みやすいまちというところでの明るいイメージしかなかったんですが、実際隠れたところではそういった虐待があるということを今回知りました。児童虐待防止法では、保護者がその児童に対して行う虐待等を児童虐待として禁止す

るとともに、その防止に関する処置について定められています。

禁止されている虐待行為には4つありまして、1つ身体的虐待、2つ性的虐待、3つネグレクト、4つ心理的虐待などがありますが、それぞれの本村における内訳についてお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど村長から答弁ありました家庭児童相談の受付件数92件ということでございますけれども、そのうち虐待に関する相談につきましては22件ということになります。それ以外の相談も含めた92件という形で回答させていただきました。

その22件のうち、内訳といたしましては、まず一番多いのが心理的虐待の9件、続いてネグレクト7件、身体的虐待6件、合計22件というふうな内訳となっております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その中に、複数の虐待を受けている子供もいらっしゃるでしょうか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

1つの虐待が認定されるお子さんもいらっしゃいますけれども、例えば心理的虐待とネグレクトとかというふうな形で、複数の認定を受けるお子さんもいらっしゃいますが、今回の22件に関しましては主なものという形で計上してございますので、重複はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

児童虐待の対象となるお子さんの年齢区分というんですか、どの辺りが多くて、それがどれだけ長期にわたっているのかというのを教えていただけるのであれば、お聞きしたいんですが。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村の数自体が若干少ないですので、県の統計という形で御報告させていただきます。

一番虐待を受けた子供の年齢で一番多いのが小学生が34%、続きまして3歳から学齢前が25.7%、続きましてゼロから3歳未満が19.3%という形で、これは令和3年度の公表されている数字でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

中学生以上の子供たちというのは、あまりないということですか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ちょっと省いてしまったんですけども、続いて中学生が13.7%、高校生が7.1%という形で、合計100%の内訳となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本村においては22件というところで、特定しやすくなるということでは、ちょっと内訳については今回は質問は避けたいと思います。

児童の面前DVの心理的虐待が本村でも増えているとありますが、何が要因となっていると思いますか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

この心理的虐待の増加につきましては、県内でも平成26年、平成27年を境に心理的虐待が増えて、現時点では虐待通報のうちの約77%が心理的虐待というのが県内の状況でございます。その背景といたしましては、先ほど来ございましたように、警察との連携が進んできたために、警察が例えばDVなり夫婦喧嘩なりに臨場した際に、子供がいた場合には面前DVという形で児童相談所に通告することとなっておりますので、そういった連携体制が進んできたことが主な要因だろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その虐待が表に出るといえるのか、対応ができるという素地が広まったということは、一歩前進かと思うんですが、根本となるDVを受けなければいけない御家族、その家庭環境はどこに要因があったというふうに思われますか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

その背景となるDVなりの要因についての分析とまでは、本村の場合いきませんけれども、県としてもその背景となるものが公表されていないので、あくまで推測という形にはなりませんけれども、家族関係、経済的なものであるとか、そもそもの夫婦の不仲、家族関係ですね、そういったものがあろうかと思えます。あと要因と

して、育児に関するものも起こり得るリスクという形で児相のほうからは示されているところでございますので、そういったところの要因がDV、家族間暴力につながるものだろうというふうに考えております。さらに申しますと、背景としてアルコール問題とか、そういった治療を要する方々も中には、そのアルコールが入ることによってそういったDVが起こり得るといふこともございますので、そういった複合的なものがいろいろ考えられるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

児童虐待って子供を保護するだけではなく、その家庭環境に置かれている保護者さんの状態というものについて、しっかり目を向けていく必要があるんだということを改めて感じました。本村においても、その関連部署等も含めて連携を取って、そういった御家庭が少なくなるように、また子供たちがしっかり子ども時代を送れるような形で取り組んでいってほしいなというふうに思います。

直接的に暴力を受けていなくても、DVを見聞きして育つ子供は心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなど、PTSDを発症することが少なくないと言われております。児童虐待の対象、18歳未満の子を支援するに当たり対象の子が所属する学校や保育所との連携はどのようにされていますか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

そういった児童虐待を含めた子供たちの対策といたしましては、要保護児童対策地域協議会というものの設置が国のほうからも求められて

おりまして、本村におきましても北中城村要保護児童対策地域協議会というものが設置されておりますので、そういった連携の中で特に守秘義務を課して村も連携するというような体制を現在取っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

先ほどの質問の中でもありましたように、子供たちが大半を過ごす学校においてですね、子供たちがそのDVを受けた翌日だとか、そういったときに心理的な要因ですごくふさぎ込んだりとか、子供との不和が生まれたりとか、いろんなことが起こり得るといふふうに想像するんですが、その場合、学校側の先生方というんですかね、そこでの守秘義務の中でそこはお話がされていないというような状況なんではないでしょうか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

学校におきましても、協議会の中の構成メンバーとなっておりますので、ある程度学校の先生方にもこちらが把握した情報をお伝えして、例えば子供たちの見守りをお願いします。こういうことがありましたので、見守りをお願いしますというふうな形での学校連絡等を行った上で連携を取っているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

今、こども未来課のほうから報告、答弁がありましたように、学校現場ではそういった子がいた場合に、見守るといふ体制がどのような形で行われているのか。ちょっと学校現場の実情というのが聞けましたらお願いいたします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

やはり管理職を中心に、担任の先生だったり、あと子供の心のケアも図らないといけないので、カウンセラーの活用という形で、この子の心をしっかりケアしていく、そういう体制を整えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

先生方もたくさんの子供たちを相手に、この子だけという特別なことというのは、なかなか難しいという状況もありますし、子供だけじゃなくて、本当に家庭の中から保護者も含めて心のケアというのは本当に必要なんだろうなというふうに思います。

本村においても、直接カウンセリングが受けられる体制というのは整っているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

子供たちの状況をお伺いして、必要であれば福祉の資格を持った相談員等が聞くこともございますし、場合によっては学校のほうに聞き取りとかフォローをお願いするほうが、その子にとって安心できるという場合もございます。我々こども未来課のほうでは、カウンセラーのような専門的なカウンセリングに特化したような方との連携というのは、まだ取れていない状況ではございますけれども、場合によっては学校側の教育機関側のカウンセラーを活用させていただくというようなことも考えられるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

学校側のカウンセラーというのは、常時学校のほうに常駐されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

学校においては、子供と親の相談員だったり、あと中学校にもスクールカウンセラー、そして相談員が常駐しておりますして、常時子供たちの心のケアを図っているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

学校に通っている間のお子さんの保護者は、そういったふうな対応もできるかとは思いますが、その就学前のお子さんを持っている保護者の対応については、今どのような形で行われているのか。お願いいたします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

就学前のお子さんを抱えている親御さんを含めた、そのフォロー体制でございますけれども、現時点では我々こども未来課の相談員も含めてですね、あと健康保険課のほうには母子包括支援センターという形で専門職も配置しておりますので、そういった専門職と連携しながら、その方に応じた対応に努めているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

子供たちが大事に至らないように、今後も見守っていただきたいというふうに思います。

県の統計によると2019年度から2021年度までに、県の児童相談所が対応した被虐待児の年齢で見ると、ゼロから1歳児の件数が多かったとのことです。新聞報道で知っている方もいると思いますが、実の父親による暴行で、生後1か月と1歳の息子は足や背中の骨を折る大けがを負い、生後1か月の息子は30か所以上の骨折で、一時は生死をさまよった事例がありました。医者によると、入院に至るケースはSOSを出しにくい乳幼児が多いとのことです。早期発見にもつながるように、対策をしていただきたいと申しますし、そして未然防止にも力を入れていただきたいというふうに思います。

子は宝、子供の健やかな成長と加害者の更生など、社会全体で考えていかなければならないことが多くあるなどというふうに思っております。

次は、こども計画について。今月からアンケートを実施して、令和7年度中に策定を目指すということですが、アンケートの実施の仕方についてお話を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

こども計画策定に当たってのアンケート調査でございますけれども、まず小学生につきましては小学5年生、中学生におきましては中学2年生、高校生におきましては北中城高校の生徒全員に対して一旦アンケートを、学校側を通して依頼をしているところでございます。また18歳以降から35歳までの方に関しましては、抽出という形で郵送でもってアンケートをお送りして、オンラインで回答していただくためのアンケート形式ですので、4種類のアンケートを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

しっかりアンケートを取っていただいて、それを政策に活かしていただきたいというふうに思います。

こども基本法の対象者である子供の半数は、小学校、中学校の9年間の義務教育の課程にあります。教育委員会の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

学校の全ての子供たちにとって、学校は居場所のいい場所、そして安心安全な環境が保障される場所であります。これまでも子供たちの人権を尊重した取組が進められてきましたが、こども基本法を受けて、これからも子供たちを第一に考えた支援を進めてまいりたいと思います。そのためにも校長会や教頭会において、こども基本法の周知を進め、そのことが職員や家庭支援につながり、地域、保護者、学校が一緒になって子供たちの成長保障や学習保障に力を入れていくものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

こども基本法ってすごくいいなってとても思いました。幼いころから人権についてしっかり学ぶということが、自分自身も大切にし相手も大切にしていく、本当にとっても大切なものが今回出来上がって、本当によかったなというふうに思います。

先ほどアンケートは小学校5年生と中学校2年生を対象にということでしたが、そのほかの子供たちに対してどのような位置づけというんですか、認識をしていくのかということも教

育委員会のほうでは考えているのか。ちょっとお願いいたします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

そうですね、アンケートを取らない子供たちに対しても、まずは管理職から職員に周知して、先生方の意識改善も図りながら子供たちを大事にするような、そういう学校現場、そういうところを支援していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私も、この基本法をしっかりと理解しているというわけじゃないので、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、その策定に当たって学校の現場の先生方の意見とかというの、必要に応じて取り入れたりするということもあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

こども計画策定に当たっては、子供たちの意見を聞くのもそうですけれども、その代弁する方々、特にまだ年齢が満たないお子さんですと、自分の意見を伝えることがまだできないお子さんもいらっしゃると思いますので、そういった場合には周りで関わっている大人、例えば児童館であるとか学校の先生方から、そういった意見を聞く場というのは大切にしていきたいと思っております。ただ今回の計画において、具体的にアンケート以外のヒアリング方法については、ちょっとまだこれからというところがございますので、議員の御意見を基に、またヒアリングも進めたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひ取り組んでいただいて、本当に子供たちが肯定感を持って、十分に誇りを持って生きられる社会をつくる一歩として、ぜひ策定していただきたいというふうに思います。

こども施策は、6つの基本理念を基に行われます。その中の2つ目に、全ての子供が大事に育てられ生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育が受けられることとあります。教育基本法、平成18年法律第120号の精神に則り、教育を受ける機会が等しく与えられることと明記されております。ヤングケアラーや不登校、児童虐待など子供を取り巻く厳しい社会状況です。次の世代を担う、社会を担う全ての子供が将来にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として成長する大切な時期だと私は思います。長い間、学校の教育現場で子供たちの可能性を見つめてきた教育長に、改めてこども基本法についての見解を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員の御質問にお答えいたします。

こども基本法の理念とかを読ませていただく、本当にすばらしい法律ができています。常々、先ほど指導主事からもありましたように、これまでも子供たちを主人公にした学校経営をするようにというように、学校長にも常々お話をさせていただきました。ですから学校の中においても、やはり主人公は子供たちであると。9年間の義務教育、教育委員会としては幼稚園の2年も含めて11年間の園・学校の教育において、そういうことをしっかり子供たちに身につけさせたい。そ

してやはり教育基本法にうたわれている教育の機会均等ですね、それから教育基本法には家庭の役割、地域の役割、学校の役割、全て網羅されています。教育をする中において、それぞれの三者が協力して子供たち一人一人を大事に育てていくというのがうたわれております。それをまた子供視点で捉えていくというのが、このこども基本法の趣旨なのかなと思っています。ですから私たちも今後とも子供たちのそういう自主性であるとか、そういうことを大事にしながら子供たちを育てていきたいと。そして併せて家庭環境も、議員が先ほどおっしゃっていた不登校の問題であるとか、そういう子供たち一人一人の課題というのは、やはり家庭環境であるとか生育環境にもございますので、その辺についてはしっかり学校側も、関係課とも連携をしながら進めていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

こども基本法の定義の一つとして、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労・結婚・妊娠・出産・育児等の各段階に応じて行われる支援とあります。

孝則村長の公約でもあります安全安心して子供を産み育てる環境づくりをしっかりとつくっていただきたいと切に願います。村長の思いをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平安山議員の御質問にお答えします。

私が、まず今年度こども未来課を創設いたしました。その中で職員に聞きましたら、どういった業務をこれから展開していくのかと言ったら、彼らが私に言っていました。こども真ん中主義で行くと。私たちは子供を中心として業務

を行っていくというような意味合いだと思っておりますので、子供を中心としたまちづくり等も必要かなと思います。いずれにしましても、先ほどおっしゃったように安心安全な子供を産み育てる環境を阻害する要因というのは排除しなくちゃいけない。そういう思いで、これから行政を進めてまいりたいと思います。私も福祉課の経験がございまして、子供の虐待等についても遭遇したことがございます。そういった面からしますと、非常に子供を大切に育てる。先ほどまた正志議員が、将来の子供への投資だと、未来に投資だと、そういうこともおっしゃっていただきましたので、子供たちへの投資はしっかりとやっていきたいと思っています。いずれにしましても、おっしゃったように安心安全に産み育てる環境づくりというのは、しっかりと整えていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私も母親として、子供の笑顔は何よりも喜びであります。幸せを感じる明日への活力となります。もう1つの村長の公約でもあります日本一住みよいまち、幸福度が感じられるまちづくりを共につくっていききたいと思っています。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

最後になりました。お疲れだと思いますけれども、できるだけスピーディーに質問を終わりたいと思いますので、お許しいただきたいと思っています。

この度、また村長は2期目の当選をいたしました。1期目は確かにコロナで行政でも大変支障を来したかと思っていますけれども、2期目はぜひそういう意味ではしっかりと頑張って村民のために働いてもらいたいと思います。

では質問に入りたいと思います。9月議会では、欲張って6点の多めの質問を行いました。結局、そのために1点の質問を抜かしてしまいました。今回は、大項目別に3点の質問を行います。

まず1、道路の落書きについて。

(イ) 最近の道路の落書きは減るどころか、余計目立つようになっていきます。建物にも、落書きが増えている。沖縄県も我が北中城村も観光を売り物にしているのに、しかし落書きが増えると、その目的が難しくなるのではないかと思います。前回の答弁では、落書きをした本人が役場に来て謝ったとのことでありましたけれども、担当課の対応はということでお伺いしております。

(ロ) 今後の対策は考えているのか。

2番目に行きたいと思います。村民体育館について。

(イ) この件に関しても、ある意味飽きるほどこれまでに質問を行ってきました。現在の財政積立調整基金が著しく減っている要因になっていることもあるからだと思います。さて体育館の命はなんなのか。つまり施設の中で最も大事なものは何か。まずそれを聞きたいと思います。いかがでしょうか。

(ロ) 念のためにもう1回聞きますが、建設費(土地も含む)は幾らか。数字で示していただきたいと思います。

(ハ) 旧村民体育館を利用していた近くの高校は訪問したことがありますか。それも伺いたいと思います。

(ニ) 今回の村長選で、一人の候補者が4回目に議長の賛成で議決させたと訴えておりましたが、その件についてはもう選挙も終わりましたので、答弁はよろしいかと思います。

3、シルバー人材センターについて。

今回の村長選で、2人の候補者がシルバー人材センターの拡充を奇しくも強調していたが、

それを今でも公約として考えてよいのか。私がこだわっているのは、私もそのシルバー人材の会員であるからでもあります。

(イ) 村長はシルバー人材センターの拡充について、現在はどうか考えているかお伺いします。

(ロ) なぜ改めてシルバー人材センターについて確かめたのかは、9月の決算議会では全会一致で決算書が可決されなかったためである。私は、全会一致で可決されるのかなと思ったら、決算書は可決されなかった中の要因にシルバー人材センターが入っていた。多数の賛成で決まったわけです。

(ハ) 現在のシルバー人材センターの年間の売り上げは幾らか。ちなみに中城村のシルバー人材センターの売上高は1,300万円とのことでありました。逆に村からの補助は幾らか。

○議長(名幸利積)

村長。

○村長(比嘉孝則)

では、比嘉議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、道路の落書きについてでございます。

(イ) 道路の落書きについてですけれども、当事者によって消去したことを確認しております。

(ロ) 今後の対策としてですけれども、2年ほど前に落書きが多く見られた渡口みどり公園のトイレにおいて職員によって絵を描いたところ、新たな落書きの抑止効果が出ており、現在落書きが多い施設、渡口多目的広場、和仁屋地区県道下で、村内の子供たちに絵を描いてもらう取組を進めています。また世界的には、バンクシーと称される一連の落書きは高額で取り引きされるなど、芸術的な評価も得られていると考えられます。落書きを全てひとくくりに悪いこととするのではなく、適正な管理による無秩序な落書きを抑制する取組として、北中城村落書きアートプロジェクト(仮称)を計画してい

るところであり、青少年の健全な育成、さらには新たな観光資源となることを期待しております。

2番目の村民体育館についてでございます。

(イ)の回答といたしまして、体育館は村のスポーツ、レクリエーションの振興を図り、村民の健康づくり、文化的な村民生活の向上に寄与するための施設であり、設備を適切に維持し安全な利用を継続して提供できることが最も大事なことでと考えております。

(ロ)土地を含む建設費のことですけれども、9月議会一般質問でお答えしましたとおり建設費については6億2,121万1,000円です。また土地代につきましては、今後土地開発公社より買取りが必要な額として、約5億円となっております。

それから(ハ)近くの高校を訪問したかということですが、訪問はしておりません。

(ニ)今回の村長選挙で、一人の候補者が4回目に、これはいいですね。すみません。失礼いたしました。

3番目のシルバー人材センターについてでございます。

(イ)の回答として、シルバー人材センターの拡充については公約でも掲げましたので、現在でもそう考えております。

(ハ)の回答といたしまして、令和5年度の決算における契約額は1,589万7,000円となっております。村からの補助は幾らかということですが、村からの補助金は1,099万7,000円で、うち130万円は県補助金を充当しております。

以上でございます。

○議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

○11番(比嘉義弘議員)

1、道路の落書きについてですが、(イ)当事者によって落書きは消去されたようだが、念

のために場所等も確認しているかとのことでもあります。本人が落書きした分も消去したのか。それともいわゆる全体的に消去したのか、この辺りも伺いたいと思います。

村内の落書きは増えているように見えるが、いかがですか。さらに最近は道路の壁等だけではなく、建物にも見られるような記憶にあるが、県全体的にも同様に思えるが、それはどうでしょうか。お答えください。

○議長(名幸利積)

建設課長。

○建設課長(安次嶺正春)

お答えいたします。

まず当事者によって消されたもの、これは当事者自らが、私はここを描きましたというスペースですね、これについて消去を行ってもらったということです。その後も、また同じところに別な落書きが描かれたという状況で、全体的に落書きについては増えているという状況ではあると思います。また県内でも、私もちょっと先月辺りだったと思うんですけども、那覇市の平和通り周辺を見てまいりました。いたるところに落書きがあります。またその落書きも、恐らく勝手にやられた落書きと、恐らく店舗から依頼されたのか、了解を得て、本当にきれいな絵を描かれているものもございます。というところでは、犯罪的な落書きなのかどうかというところまでは、はっきりしないと。ただ県全体としては、増えつつあるなというふう考えております。

以上です。

○議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

○11番(比嘉義弘議員)

役場に当事者が来られたようですが、お一人で来られたんですか。それとも複数人数ですか。

○議長(名幸利積)

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

申し訳ございません。私が、ちょうどそのときは不在にしております、担当者のほうで対応させていただいております、恐らく保護者と当事者だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

それを伺ったのはですね、その落書きが一つ一つ似ている。なんとなくこの人一人で描いているのかなと思ったりするんですが、皆さん方もそう見て、そう感じたかもしれませんけれども、今こだわったのは、一人でやったのか、あるいは偶数で、あるいはグループでそういう落書きをしているのかということもちょっと知りたいので、今の一人だったのかということ聞いたわけです。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

落書きも似たようなタイプ、文字のようなものとかですね、本当に絵が描かれていたり。ただ同じような描き方でも個性があるというんですかね、人それぞれで落書きのパターンがあるんだと思います。そういった中では、今例えば中学校前のボックスカルバートとかですね、和仁屋のボックスカルバート辺りを見ますと、少なくとも四、五人以上の方が描いたんだろうなというふうに見受けられます。ただその本人を捕らえない限り、誰がどの部分を描いたのかというのは正直なところははっきりはしないんですけども、そういう複数名がいるというふうには理解できると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

不思議なんですけれどもね、この落書きしている、たくさん落書きされている、落書きと私は今言いたいんですけれども、それを描いている人を見たことがない。多分、皆さん方も、夜描いているのか、あるいは朝描いているのか分かりませんが、不思議な現象があります。

そこでかつて喜舎場の区民と一緒に、この高速道路の3か所の落書きを消したんですよ。それは警察も一緒でした。そのときにですね、本当は自治会長が表彰されなくちゃいけませんけれども、私が感謝状をもらいましてね、そういう意味でも落書きについて少しこだわりたいんですが。確かにみどり公園とか、渡口の向こうの公園には私も何度か行って、消えた形跡があるし減ったなというふうに感じますけれども、そのほか今は和仲でしたか、道路のそこにもたくさん仲順と和仁屋の間の壁に、しっかりたくさん描かれているけれども。そういった意味からしますと、今度は家の建物にもそういったものが描かれているのが見えるんですよ。そういった意味での対策も必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

落書き自体が、これよく言われる割れ窓理論ということで、1つのものがあると連鎖的に広がっていくということがございますので、公共施設に限らず民家も含めて、全体的な取組が必要であろうと考えます。実際に役場庁舎の向かい、シャッターが下りた建物がありますけれども、そこにもそういう落書きが見られております。そういったために、我々としては全体的な取組として、落書きアートプロジェクトという

形で、単に抑制したとしても恐らくどこかで起こるんだろうと。それであれば、きちんと認めてあげる代わりにきれいな絵を描いてほしいと。許された範囲でそれをやっていただくと。であれば、その子供たちの承認欲求なども、いろいろ心の問題もあると思います。それを含めながら、我々としては対応をしていきたいと。無秩序な落書きについて、抑制を図っていくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今の課長のお答えだと、ある意味では子供たちの欲求不満とか、別の問題が内部にあって、それが落書きとして出ている可能性があるということですよ。そういう意味ですよ。そういう意味でも理解はできます。

次の問題に入りますが、確かに渡口のみどり公園の周辺は落書きが消えています。私も見に行ったことがあります。しかし素人の私たちには、単なる落書きにしか見えないが、ヨーロッパ辺りでは芸術と考える傾向にあるとのこと。これはかつてありましたよね、そういうムードが。例えば落書きが商売になる。芸術になる。そういった、ヨーロッパは少しくこういう芸術にはレベルが高いのかなと思うんですが、さらにその落書きが高額で取引されると、青少年の健全な育成にもつながることであれば観光資源になる可能性もあります。さて、我々の子供たちの教育の一環として捉えているようだが、既に教育を始めているのかどうか。お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時01分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育長。

○教育長（徳村永盛）

今、学校現場で落書きをアートとして授業の中で展開しているかというお話については、私も聞き及んでおりません。ただ建設課長からありましたように、例えば平安座地区とか宮城地区の防波堤の壁にですね、各学級とか、応募した子供たち、小中学生を含めてですね、そこに自分たちが思い描いている将来の宮城島だったり海であったりとか、そういうテーマを子供たちに設定をして、それをアートとしてというんでしょうか、それを描いて。今、建設課長がおっしゃったように、それをまたある意味いうと最優秀賞であるとか、そういう賞を市町村の企画した団体が審査をしている。そして子供たちの激励も含めて、それから環境美化、いろんな効果があるのかなということで、実施しているところはございます。もしそういう機会を建設課が提供した場合、例えばそういうことをやりますよと、学校のほうに広報というんでしょうか、例えば美術クラブであるとか、そういう子供たちもいて、そういう意味で表現できる場を提供してもらえれば子供たちもまた先ほどありましたように、そういういろんなそれぞれの持っている表現力が高まるのかなと思っています。この辺については、また連携をしながら進めていけたらと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その辺りも研究していただいて、あるいはまたその研究の結果が教育につながるのであれば、我々北中城村も、あるいは沖縄県も観光立村、観光立県というふうに捉えていますので、その辺りに反映させてもらえればいいのかと思います。

ただバンクシーという、これはイギリス人だったんじゃないでしょうかね。あの頃、非常にヨーロッパではこの落書きが、芸術が高く売れた時期があることも、私もたまたま旅行中に行了きましたので、そのことは聞いているが、沖縄県でそれで当てはまるかという、やっぱり若干まだ違和感があったので、質問をしました。

次、村民体育館について質問をしました。体育館は村のスポーツレクリエーションの振興、村の健康づくり、あるいは文化的な村民生活の向上に寄与するための施設であるとのことですが、それはごもっともだと思いますが、私が今回聞きたかったのは、村体育館の施設の命とも言える床のことであります。これは前も質問しましたが、あの前の質問の意味と、今回の意味とはちょっと違います。床に問題があることは以前にも指摘をしました。その床については、あの前回の質問のときには、床に若干凸凹があって、これを少し直してくださいよということの注文をつけたら、これはちゃんと確認しましたら直っていました。

ところがですね、今大きな問題と私がしているのは、この床がセメントの上にただのっけているような感じ。これはなぜかという、近くの高校に私は何度か訪問しましたけれども、担当のバスケットの先生に聞いたら、我が村はかつて古い体育館には毎日練習してね、そしてこの高校が毎回スポーツ欄では大きな文字として北中城村として出ておりましたので、非常に私も誇りに思ったし、先生も非常に感謝してくれておりましたけれども、今現在、その高校は練習に来ないんです。そして近くには、全国レベルのバレーのチームがあります。これは病院ですけれども、そこも来ない。でもそこを知る前に、実は我が喜舎場の地域で、そういうことがあるということ先輩から指摘されたものだから、私も早速その高校に行ったりして厳しいと。それを今度は床を直す必要が、私はあるのでは

ないかと思います。それだけではなくてですね、その床がそういう状況にあったために、何が損ねたかという、全国大会、高校総体とか、あるいは国体、そういった高いレベルのスポーツが当初決まっていたはずだけれども、北中城では行わないと。そういった問題があって、私はその床の問題については、前回は生涯学習課長が高い経費がかかるので今は厳しいんじゃないかと言っていました、まさに私はそのとおりでと思っています。高くかかるんじゃないかと思えますけれども。その辺りの御認識はいかがでしょうか。ありますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

議員の御質問にお答えします。

床のほうに問題があるということで、何度か御質問いただいているんですが、供用開始当初にはそういうお話も出ていたようです。ただですね、現時点ではおおむね月平均150件ほど予約も入っていて、多くの方々に利用させていただいております。私どものほうにも、そういった床が原因でけがしたよとかという苦情というか、御意見等もいただいておりますので、私どもとしましては床に問題があるというふうには認識しておりません。

また、以前の質問の際にもお答えしましたとおり、体育館を建てる際にいろいろ検討された上で現在の床の形になっておりますので、問題があるという認識はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その検討の結果ということですが、そこは言いたくはまだありませんけれども、実はあのときですね、その体育館については反対、いわゆる3回反対されて、理由はまだあります。例え

ば駐車場の問題、場所の問題、それと土地の値段が高い。そうすると、これは我々の村の予算というのは80億円前後だから、これは11億円となってくると非常に高いと、それで反対したんですよね。そして場所もどっちかという、その商業を発展する意味ではいいかもしれませんが、ただし教育の一環で考えると、やっぱり教育施設、学校とかそういった周辺に土地も安いし持って行ったほうがいいんじゃないかということで反対をしたんですよ。でもこの床が悪いとは、あのときは想像していませんでした。でも後で、もうできたからぜひ使ってくださいというふうに地域に言ったら、そういうふうに言われてしまって、その問題もあのときであれば、またそれも加えて反対したかもしれませんが。いずれはぜひ、今言ったように、財政が非常に厳しいんじゃないかと私も想像しますので、すぐ今やれとは申し上げませんが、例えばスポーツが北中城村だけの利用であればいいけれども、村外、あるいは全国、そういった大会、あるいは高校だとか一般だとか、そういった大会が必要になったときには、その対応ができるような形にしてもらおう。そのためには床が、いずれは直さなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、もう1回聞きたいんですが。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時11分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

議長のお計らいも私はごもつともだけれども、しかし納得はしたくないね。それはあくまでも今現在問題はないと、表に出ている問題はないけれども、しかし問題は潜んでいますよと言

たいんです。それで今回はそこについてこだわって質問しています。その問題があるということだけは、認識していたほうがいいかと思います。すぐ直せということではないです。ただし村内のスポーツ関係が全部うまくいっているということで、議長もそうおっしゃっていると思いますので、それでいいと思いますけれども。それがあったことだけ、気づいてくださいということです。いいですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

様々な、人の捉え方は以前にもお話ししましたとおり、様々な捉え方があると思います。実際、同じ競技をしてもけがをする方、しない方、いろいろいると思いますので、議員のおっしゃるとおり、ひとつそういう御意見があるということは認識したいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

実は、その高校とかつては関係があったので、非常に大活躍していたんですよ。今は少し、弱ってしまって、あまり新聞でも見なくなりました。そういったこともあって、少しこだわって質問をしています。ぜひよろしくお願ひします。

次に、行きたいと思います。3つ目のシルバー人材センターについてですが、シルバー人材センターの件で改めて伺います。アバウトで結構ですから、趣旨、目的として改めて説明いただけませんか。今回の村長選のお二人の候補者が、拡充したい旨を公約にしたいと訴えておりましたために、念のために伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員の御質問にお答えします。

シルバー人材センターの拡充というのは、シルバー人材センターは村からの受託をかなり受けておりますので、そういった受託業務等についてさらに拡充できるんじゃないかということです。それ以外にもハード面、あるいはソフト面でもこれからシルバーの活躍する場を見いだしていきたいと考えておりますので、そういったことを踏まえて拡充と言っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ちょっと申し上げますと、私は月2回一応参加しておりますけれども、その中でやっぱりシルバー人材センターというのはすごい貴重だなと。我々60歳以上の皆さん方が、今約70名ぐらい参加しております。行くたびにいろいろとお話をします。そういった中で、高齢者の社会参加や、あるいは健康寿命を伸ばすとか、高齢者の失業対策。これはお孫さんに、やっぱり少しでも報酬や給料があるとお孫さんに小遣いをやれるということで、そういった喜びもあるということで。それと健康の福祉対策というか、その一環にもなるので、その辺りが私は村が拡充として広げていってもらえば、あるいはまた人数も今70名ですが、100名ぐらいまで持っていければと考えています。ぜひその辺りまでお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

シルバー人材センターの拡充については、これまで頑張っていた部分もあるんですが、やはり先進地の事例を踏まえていろいろな取組、例えば人材の派遣であるとか、そういったものも含めて研究していただいて、シルバー人材セ

ンター自体でいろいろ取組を考えていただきたいというような思いも村長のほうにあると思いますので、その辺をまた会員の中でいろいろ論議していただいた上で、推進していただけたらと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

北中城村は御承知のように高齢者が増えていますよね、高齢者が増えている。ということはその分だけまた失業者が多くなっているということにもなると思いますけれども、このシルバー人材センターの事業が、この対策にも非常に役立っていることをですね、会員の人から聞くと、やっぱり喜んでこれは参加していますよと。中には、60過ぎてナンジシャーという人もいます。これ間違いなくいます。しかしそういう意味では、我が村に非常に合うような事業かなと思っています。ぜひこれについても、今の拡充についてはしっかり考えていただき、進めたいと思います。

それからシルバー人材センターの理事長に声をかけて、今現在の売上げ、収入は幾らあるんですかと聞いたら1,900万円、さっきの数字と若干違うけれども1,900万円あるそうです。では村からの補助は幾らかと聞いたら900万円。差がありますね。そういう意味からすると、数字の上からも非常にうまくいっているのかなと。しかしお隣の中城村は、もう10年以上たしかたっていると思いますけれども、この前お伺いして聞いたら、売上げが1,300万円だそうです。そしてさらに、向こうは北中城村はいわゆるマーケットが民間が多いと。逆に公的な事業は少ないと。中城村は逆だそうです。だからそういった意味で向こうは、時間は経過しているけれども1,300万円について少ないのかなと思います。そういった意味から、数字からも、非常に

私は進んできているような気もしますけれども、担当課長にお伺いしますけれども、この数字はいかがですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

今、議員のほうがおっしゃっていた1,900万円という数字は令和6年度の最新の数字でして、答弁で答えた1,500万円余りは令和5年度の実績。この中間の報告で1,900万円ですので、昨年度に比べると大幅に増という形になっております。

私のほうも、中城村のほうのシルバー人材センターにお伺いしたんですが、あその場合は1,300万円程度でした。そのうち900万円が某公園の管理と墓地公園の管理で900万円ぐらい、残りは民間というか、その辺なんです。やはり人手不足も踏まえて、それでほぼこの2つで収入を賄っているところですので、現在北中城村においてはシルバー人材センターの働き、その呼びかけ。会員は若干減っているんですよ、去年に比べて。でも実際に働き口というか、そういったものは民間のほうが大分増えてきていますので、それはいいことかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

どっちかというこの事業に少し問題があると、あるいは反対するという議員もいるかもしれませんが、そういう意味でも、それにこだわるというのはどっちかという費用対効果がうまくいっているのかということをつらえているからかなと思うんですけども。今、担当課長の御意見を聞きたいんですけども、費用対効果から見て、このシルバー人材はどうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

当初、二、三年前の議会での議事録等を拝見して、その目標数値はもう既に達成している状況であります。その中で、費用対効果についてはいろいろ経費の節減を目的とした御質問等ありましたけれども、実際はシルバー人材センターの担うべき役割からすると、ほかの民間に委託等をしてやるよりは、明らかに安い部分もありますので、それは当初の見積り等のやり方だとは思いますが、明らかに効果は出ているものと、今のところ考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう一つ、ちょっと聞きにくいんですけども、我々の報酬というか、給料というのは、大体1時間550円ぐらいですけども、労働基準には少し反するような気がしますけれども、それは問題ないですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

シルバー人材センターの会員への報酬というのは、労働基準の例えば最低賃金とかというのは全く別物でございますので、その契約した事業の配分の中身での動きですので、例えばそこに従事した方がたくさんいれば、もちろん単価は下がっていくという話になりますし、それはまた工期との問題となるはずですので、その辺は労働基準法と照らし合わせて違法かどうかという、それではないと認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

最後は、私が現在やってきた仕事を申し上げて質問を終わりたいと思います。

広報の配り、衆議院選のチラシ配り、それから県の身障者協会の大会の案内係、それからあやかりの杜の書道学校の車の案内、それから県の総合運動公園での競輪選手の大会の誘導等、結構あるんですが、その中でひとつ聞いたんですよ、その担当の方に。何で北中城なんですかと、我が村のシルバー人材センターを使っているんですかと聞いたらですね、やっぱりお願いしやすいと。またさらに県の総合運動公園も近いし、また沖縄市もそういう場所があるので、北中城村にはお願いしやすいので、我々積極的に利用させていただきますよという言葉がありました。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時25分 散会

令和6年第11回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月6日					
招 集 の 場 所	北中城村議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年12月11日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和6年12月11日 午前10時14分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名	出席 等別	議 席 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	欠	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会議録署名議員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別紙のとおり					

議事日程第4号

令和6年12月11日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第73号 ※追加議案	島袋小学校トイレ改修工事改定契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	陳情第6-16号	令和7年度福祉施策・予算に対する要請書について	即 決

○議長（名幸利積）

おはようございます。
喜屋武 功議員より欠席の連絡がございました。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 議案第73号 島袋小学校トイレ
改修工事改定契約について

○議長（名幸利積）

日程第1. 議案第73号 島袋小学校トイレ改
修工事改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第73号 島袋小学校トイレ改修工
事改定契約について御提案申し上げます。

議案第73号

島袋小学校トイレ改修工事改定契約について

下記のとおり工事改定契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的： 島袋小学校トイレ改修工事
- 2 改定契約金額： ￥81,423,100－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥7,402,100－）
- 3 契約の相手方： 北中城村字島袋495番地
有限会社 美工開発
代表取締役 池間 勝

令和6年12月11日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

別添、工事請負改定契約書（案）、そして工
事変更協議書を添付してございますので、御参
照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

まず1点、この増額した内容をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今回の増額変更につきましては、週休2日制の導入による増額となっております、数量等の変更はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

資料の中に直轄土木工事における働き方改革の強力な推進ということで、国土交通省から出ていて、今言っているこれを基に週休2日ということでやっていると思うんですけども、この中には令和6年4月からの適用ということですよ。この契約自体が6月に契約しています。6月20日の契約です。6月20日以降だと仕方ないねという話是可以するんですけども、4月からそういった形でやるということ国の方から推進してくださいということであるにもかかわらず、今こういった形で出てきた。また、契約のときにもしかしたらほかに入札に入った業者は、この週休2日も入れて金額を出した可能性もあるという考えも持てますよね。その辺、どういうふうに我々に対して説明をするのか。入札して、入札を受けられなかった業者に対して説明を行うのか、この辺はどういうふうに考えているのかよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

令和6年4月から週休2日の導入ということですが、発注の方式につきましては2つ

ありまして、発注者指定方式、発注者があらかじめ週休2日に取り組むということで指定する方式が1つありまして、2つ目に受注者希望方式、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組むと協議をした上で週休2日に取り組むという方式と2つありまして、今回は受注者希望方式ですね、受注後に受注者と協議を行います、それで週休2日に取り組むということで、当初の契約に係数を掛けて増額変更となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の説明だと、じゃあ初めて入札するときの説明の中でそういったこともあり得るという形で、ほかの入札希望者の業者にも説明してやっているから大丈夫だよということで理解してよろしいですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

発注の際に事前にお配りする特記仕様書という、いろいろ条件があるんですけども、その中に受注者希望方式というのをに入れておまして、その理解の上で入札のほうに参加されていると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしく申し上げます。

今の説明を聞きますと、そもそも本来この入札というものは何だったのかと思います。今回の追加議案、この提案自体が出たことも私はちょっと不思議でありますし、これをまた審議す

るのもいかなものかなと思っております。今、担当課長の説明でそういった受注者希望方式という、それに行くような文言が事前の協議で、ペーパーで示されていた。果たしてこれは業者がそこまで理解していたのかどうか。していたと思われるというような感じで言われても、これは我々、これを今頃審議していいのかなと思っております。やはり入札の中で週休2日制を導入しますよ。そういう企業は参入してきてくださいという、そこもしっかり明記していくべきだったのではないかなと思いますが、今のままではちょっと賛成しかねるところですが、それをどう説明していただけますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

今回週休2日制に取り組むのが、2024年の労働基準法の時間外労働規制の適用で厳しくなったことがあります。施行という形で、こういった発注の方式を選べるような形になっております。その中で業者も、行政もそうですけれども、週休2日をどういったふうに進めていくかというのをお互いで指定するのではなく、選べる形で今現在取り組んでいるところであります。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、確認いたします。

この受注者希望方式という形で、これまで週休2日制に至っていない企業、そういったところにも後からどんどん出していった事例というのは本村であるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この週休2日制の導入に当たりまして、そも

そも当初予算の段階でそこを見込んでいなかった。その後、4月からのこの適用があるということで、急遽村としても週休2日制を導入しようというところを取り組んでおります。その際に当初予算でそもそも確保できていないということもあって、希望型というものを村のほうではメインとして今動いていると。いずれこれが今後標準化されるという状況を見越して、来年度以降、当初からそれを見込んでおくということが考えられます。国のほうではもう既に当初の段階でその指定として取り組んでいるということ聞き及んでいるところです。

失礼しました。そういうことでほかの課の工事につきましても、今、建設課発注工事も希望型ということで取り組んでおりまして、相手方からその希望の申入れを受けて、今対応中のところもございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、受注者希望方式というのを取り入れて、当初の入札の段階で金額が曖昧な状況で我々は審議しないといけないのかというところもあります。やはりこういうふうにならなければ、当初からそれも反映して、もうこの金額内でやっていきますよ。それを理解して業者は入札に臨んだというふうには思っておりますので、この受注者希望方式で今回のこの週休2日制を導入しますので、金額をアップするというのはちょっと受け入れがたいと思うんですが、それを当初から議会の中でも説明していただけたらなと思っております。

今後、建設課長のほうからありましたように、ほかにも進めているという話を聞きましたが、これは本当に予算審議が成り立っていくのかなと思っております。すみません、じゃあ私

のほうからは以上です。ちょっと受入れ難いというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 島袋小学校トイレ改修工事改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第73号 島袋小学校トイレ改修工事改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第2. 陳情第6-16号 令和7年度福祉施策・予算に対する要請書について

○議長（名幸利積）

日程第6. 陳情第6-16号 令和7年度福祉

施策・予算に対する要請書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第6-16号 令和7年度福祉施策・予算に対する要請書については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6-16号 令和7年度福祉施策・予算に対する要請書についてを採決します。

お諮りします。陳情第6-16号 令和7年度福祉施策・予算に対する要請書については、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第6-16号 令和7年度福祉施策・予算に対する要請書については採択されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には、長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第11回北中城村議会議定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 名 幸 利 積

副議長 喜屋武 すま子

署名議員 平安山 和 美

署名議員 喜屋武 功